

経済産業省委託事業

ASEAN における知的財産にかかわる

諸団体等の活動調査報告

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.

目次

1	調査目的	7
2	調査実施方法	8
2.1	調査対象団体の抽出	8
2.2	アンケート内容	8
2.2.1	公的機関	8
2.2.2	民間団体	9
2.2.3	教育機関	10
2.3	公知情報の調査	11
3	各国の状況	12
3.1	ブルネイ	12
3.1.1	概要	12
3.1.2	調査結果	12
a.	公的機関	12
	ブルネイ知的財産庁(Intellectual Property Office Brunei Darussalam (BruIPO))	13
	ブルネイ法務長官室(Attorney General's Chambers Brunei Darussalam(AGC))	14
	ブルネイ経済開発委員会(Brunei Economic Development Board(BEDB))	15
	ブルネイ関税局(Royal Customs and Excise Department(RCED))	15
	ブルネイ裁判所(State Judiciary of Brunei Darussalam)	17
	ブルネイ国家警察(Royal Brunei Police Force)	17
3.2	インドネシア	19
3.2.1	概要	19
3.2.2	調査結果	19
a.	公的機関	19
	インドネシア知的財産権総局 (Directorate General of Intellectul Property (DGIPR))	20
	インドネシア税関総局 (Directorate General of Customs and Excise(DGCE))	22
	国家警察本部 (Indonesian National Police)	24
	最高裁判所 / 商事裁判所 (Supreme Court / Commercial Court)	26
b.	民間団体	28
	インドネシア録音協会 (ASIRINDO)	28
	インドネシア出版協会 (Ikatan Penerbit Indonesia (IKAPI))	28
	知的財産研修会インドネシア同窓会 (IIPAA (Indonesian Intellectual Property Alumni Association))	29
	ソフトウェア協会(Pernyataan Sikap Asosiasi Peranti Lunak Telematika Indonesia (ASPILUKI))	29

APAA インドネシア(Asian Patent Attorney Association Group of Indonesia).....	29
知的財産コンサルタント協会 (Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association(AKHKI))	29
インドネシア反模倣協会 (Masyarakat Indonesia Anti-Pemalsuan(MIAP)).....	29
c. 教育機関	30
バンドン工科大学 (Institute of Technology Bandung (ITB)).....	30
ボンゴール農科大学 (Bogor Agricultural University).....	31
ガジャマダ大学 (Gadjah Mada University)	31
パジャジャラン大学 (Universitas Padjadjaran)	31
3.3 シンガポール	33
3.3.1 概要	33
3.3.2 調査結果	33
a. 公的機関	33
シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore(IPOS)).....	34
シンガポール警察 知的財産部隊 (Singapore Police Force Intellectual Property Rights Branch)	35
検事局(Attorney-General’s Chambers (AGC)).....	37
シンガポール税関(Customs)及び移民登録局(Immigration and Check Points Authority of Singapore (ICA)).....	38
シンガポール最高裁判所(Supreme Court Singapore)	40
世界知的所有権機関シンガポールオフィス (WIPO Singapore Office)	42
b. 民間団体	43
シンガポール発明者協会 (Singapore Inventors’ Development Association(SIDA)).....	44
シンガポール弁理士会 (Association of Singapore Patent Agents(ASPA)).....	44
国際知的財産保護協会 シンガポール(International Association for the Protection of Intellectual Property ,AIPPI Singapore).....	44
シンガポール編曲者・作曲者協会 (COMPASS).....	45
c. 教育機関	45
IP アカデミー(IP Academy Singapore)	45
シンガポール大学 (National University Singapore(NUS)).....	46
3.4 タイ	48
3.4.1 概要	48
3.4.2 調査結果	48
a. 公的機関	48
タイ商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce (DIP)).....	49

タイ税関 (Customs Department)	50
タイ知的財産及び国際取引中央裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court (CIPITC)).....	52
経済警察 (Economic and Cyber Crime Division(ECD))	54
特別捜査機関 (Department of Special Investigation (DSI))	54
国家科学技術開発機関 (National Science and Technology Development Agency(NSTDA))	56
タイ科学技術研究所 (Thailand Institute of Scientific and Technological Research (TISTR))	57
b. 民間団体	58
タイ発明協会 (Thai Invention Association (TIA))	59
タイ工業デザイナー協会 (Industrial Designers Society of Thailand (IDS))	59
タイ知的財産振興協会 (Intellectual Property Promotion Association of Thailand (IPPAT)).....	59
タイ知的財産協会 (Intellectual Property Association of Thailand (IPAT)).....	59
アジア弁理士協会タイ部会(APAA タイ) (Asian Patent Attorneys Association Thailand Group).....	60
c. 教育機関	60
チュラロンコン大学 IP 研究所 (Chulalongkorn University Intellectual Property Institute (CUIPI)).....	60
3.5 フィリピン	62
3.5.1 概要	62
3.5.2 調査結果	62
a. 公的機関	62
フィリピン知的財産庁 (Intellectual Property Office of Philippines ((IPOPIL)).....	62
フィリピン税関 (財務省税関局) (Department of Finance: Bureau of Customs ((BOC))	65
フィリピン最高裁判所 (Supreme Court of the Philippines).....	66
フィリピン国家警察 (Philippine National Police).....	68
国家通信委員会 (National Telecommunications Commission (NTC))	69
光メディア委員会 (Optical Media Board (OMB)).....	70
b. 民間団体	71
知的財産協会(Intellectual Property Association of the Philippines (IPAP)).....	72
放送協会 (Kapisanan ng mga Brodkaster ng Pilipinas (KBP): Association of Broadcasters of the Philippines).....	72
フィリピン発明家協会(Filipino Inventors Society (FIS))	73

音楽産業協会 (Philippine Association of the Record Industry, Inc. (PARI))	74
フィリピン作曲家・作詞家・出版社協会 (FILIPINO SOCIETY OF COMPOSERS, AUTHORS, AND PUBLISHERS, INC. ((FILSCAP))	74
アジア弁理士協会フィリピン部会(APAA フィリピン) (Asian Patent Attorneys Association Philippine Group)	75
c. 教育機関	75
フィリピン大学(University of the Philippines)	75
アテオネ法律大学院 (ATENEO LAW SCHOOL)	76
3.6 マレーシア	78
3.6.1 概要	78
3.6.2 調査結果	78
a. 公的機関	78
マレーシア知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO))	79
国内取引・共同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (MDTCC))	81
マレーシア税関 (Royal Malaysian Customs)	83
マレーシア国際貿易産業省 (Ministry of International Trade and Industry (MITI))	84
内務省 (Ministry of Home Affairs)、マレーシア警察 (Royal Malaysia Police)	85
知的財産裁判所 (Intellectual Property Court)	86
b. 民間団体	87
発明デザイン協会 (Malaysian Invention & Design Society (MINDS))	87
アジア弁理士協会 (APAA Malaysia Group)	87
知的所有権協会 (Malaysian Intellectual Property Association (MIPA))	88
国際録音産業マレーシア部会 (Public Performance Malaysia (PPM))	88
マレーシア IP 同窓会 (Intellectual Property Alumni Association of Malaysia (IPAAM))	88
ライセンス実行協会 (Licensing Executives Society Malaysia (LESM))	89
マレーシア著作権盗難対策連盟 (Malaysia Federation Against Copyright Theft (MFACT))	89
マレーシア弁護士会 (Malaysian Bar Council)	89
c. 教育機関	90
マラヤ大学 (University of MALAYA)	90
マラ工科大学(Universiti Technology MARA)	91
3.7 ベトナム	92
3.7.1 概要	92
3.7.2 調査結果	92

a. 公的機関	92
ベトナム国家知的財産庁 (National Office of Intellectual Property(NOIP))	93
ベトナム税関 (General Department of Vietnam Customs)	95
最高人民裁判所 (Supreme People's Court of Vietnam)	96
ベトナム著作権庁 (Copyright Office of Vietnam ((COV))	97
市場管理局(Market Controller Office, Market Surveillance Agency)	98
ベトナム知的財産研究所(Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI))	99
ベトナム特許技術開発機構 (National Institute of Patent and Technology Exploitation (NIPTEX))	100
b. 民間団体	102
アジア弁理士協会ベトナム部会(APAA ベトナム) (Asian Patent Attorneys Association Vietnam Group)	102
ベトナム知的財産権協会 (Vietnam Intellectual Property Association (VIPA))	102
ベトナム反模倣品及び商標保護協会 (Vietnam Association for Anti-counterfeiting and Trademark Protection (VATAP))	103
ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会 (VIET NAM ANTI-COUNTERFEITING AND INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION ASSOCIATION OF FOREIGN INVESTED ENTERPRISES (VACIP))	103
ベトナム国立大学ハノイ校法学部 (Vietnam National University (VNU) School of Law)	103
ホーチミン市法科大学 (Ho Chi Minh City University of law (HCMCUL))	104
3.8 ミャンマー	105
3.8.1 概要	105
3.8.2 調査結果	105
a. 公的機関	105
ミャンマー農業灌漑省登記所(Deeds and Contracts Registration Office, Settlement and Land Records Department, Ministry of Agriculture and Irrigation)	105
ミャンマー関税局(Myanmar Customs)	106
ミャンマー科学技術省 (Ministry of Science and Technology(MOST))	107
ミャンマー投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration(DICA))	108
ミャンマー最高裁判所(The Supreme Court of the Union, the Republic of the Union of Myanmar)	109
ミャンマー警察(Myanmar Police Force, The People's Police Force)	110
b. 民間団体	111
ミャンマー商工会議所連合会(The Republic of the Union of Myanmar Federation of	

Chambers of Commerce & Industry(UMFCCI)	112
3.9 ラオス	114
3.9.1 概要	114
3.9.2 調査結果	114
a. 公的機関	114
ラオス科学技術省 知的財産部 (Department of Intellectual Property (DIP) of Ministry of Science and Technology(MOST) under the Prime Minister’s Office).....	115
ラオス税関 (Lao P.D.R. Customs Department).....	116
ラオス企画投資省 (Ministry of Planning and Investment (Investment Promotion Department(IPD))).....	117
ラオス外務省のアセアン部門 (ASEAN Department under the Ministry of Foreign Affairs of Lao P.D.R.)	117
ラオス 外務省の国際法律プロジェクト (International Law Project under the Ministry of Foreign Affairs of Lao P.D.R.).....	118
ラオス裁判所	118
b. 教育機関	119
ラオス国立大学 (National University of Laos).....	119
3.10 カンボジア	122
3.10.1 概要	122
3.10.2 調査結果	122
a. 公的機関	122
カンボジア知的財産局(Intellectual Property Department, Ministry of Commerce)	122
カンボジア関税局(General Department of Customs and Excise of Cambodia(GDCE))	123
カンボジア裁判所(Courts of Cambodia).....	123
カンボジア国家警察(Cambodian National Police).....	124
3.11 その他	127
a. 民間団体	127
ASEAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION (ASEAN IPA)	127
4 各国の状況についての比較	128
4.1 各国の特許庁の比較	128
4.2 各国の捜査機関／執行機関の比較	131
4.3 各国の民間団体の活動状況の比較	136
4.4 各国の教育機関の比較	143
5 まとめ	146
付録	

1 調査目的

近年、ASEAN(Association of South-East Asian Nations, 東南アジア諸国連合)が世界から期待と注目を集めている。その理由の一つは、域内総人口が 6 億人ともなる、巨大消費市場の高い発展性にある。2015 年には ASEAN 経済共同体(ASEAN Economic Community (AEC))が設立される予定であり、今後も ASEAN 域内の貿易自由化の実現に伴う更なる経済成長が見込まれる。世界から ASEAN への投資や企業進出が加速している中、日本から ASEAN への直接投資額が過去最高となるなど日本企業の ASEAN への進出が進んでいる。

一方、ASEAN 各国の知的財産権保護の状況について懸念を持っている日本企業も多いものの、ASEAN 各国では知的財産権制度の整備状況や運用の実態等に差があり、各国の知的財産権保護の状況を把握するのが困難である。

そこで、ASEAN 各国の知的財産権保護の現在の情報の収集及び分析を目的として本調査を行った。以下に ASEAN 各国の公的機関、民間団体及び教育機関の知的財産権保護に関する取組状況を示す。

2 調査実施方法

2.1 調査対象団体の抽出

調査対象の ASEAN 各国における、知的財産に係わる公的機関、民間団体、教育機関を抽出した。

公的機関については、模倣品対策マニュアル(2012年3月 日本貿易振興機構(ジェトロ))等の過去の調査報告から抽出した。

また、民間団体と教育機関については、「平成 14 年度アジア産業基盤強化等事業『アジア地域における知的財産にかかる民間レベルの活動実態調査』」を参照して抽出した。

各国毎の調査団体数を以下の表に示す。

調査対象件数

国	件数
ブルネイ	6 (公 : 6)
インドネシア	15 (公 : 4、民 : 7、教 : 4)
シンガポール	13 (公 : 7、民 : 4、教 : 2)
タイ	14 (公 : 8、民 : 5、教 : 1)
フィリピン	14 (公 : 5、民 : 7、教 : 2)
マレーシア	17 (公 : 7、民 : 8、教 : 2)
ベトナム	13 (公 : 7、民 : 4、教 : 2)
ミャンマー	7 (公 : 6、民 : 1)
ラオス	6 (公 : 5、教 : 1)
カンボジア	4 (公 : 4)
その他	1 (民 : 1)

公 : 公的機関、民 : 民間団体、教 : 教育機関

調査対象の団体名称は、「付録『アンケート送付先及び回収状況』」に記載した。

2.2 アンケート内容

調査対象となった公的機関、民間団体、教育機関に英語のアンケートを送付し、知的財産に関する活動について回答を求めた。送付時期は 2013 年 12 月中旬、回答期限は 2014 年 1 月中旬に設定した。

2.2.1 公的機関

公的機関についてはアンケートにて、以下の質問を行った。

公的機関への質問内容

項目	質問内容
設立時期	設立時期を教えてください?

項目	質問内容
組織の目的	(1) 組織の目的を教えてください? (2) 組織の設立について規定している法律／規則があれば教えてください?
政府機関の中での位置づけ	組織の政府機関の中での位置づけを教えてください(例.商務省配下)構成図があれば、回答に添付して下さい。
組織構成	(1) 組織構成について教えてください。少なくとも、知財関連の部署について教えてください。組織構成図があれば添付して下さい。 (2) 組織の職員数を教えてください。
知財関連部門の構成	(1) 知財関連の部署に何名の職員がいますか? (2) 公開することに支障がなければ、知財関連部署の責任者の名前を教えてください。
活動エリア	いかのいずれの分野が所掌範囲か教えてください。 (特許、意匠、商標、著作権、その他)
活動概要	大まかな活動内容を教えてください。
詳細な活動内容	(1) 組織内で知的財産に関する活動をしていますか? 実施している場合は、活動の中身について教えてください(頻度、参加者、トピック等)。 (2) 会社、政府機関、一般大衆向けに知財に関する活動を行っていますか?
他団体との活動	国内若しくは国外で他の団体と知財に関する活動を行っていますか? 実施している場合は、共に活動している団体の名称と活動内容を教えてください(頻度、参加者、トピック、講師名等)。
将来の方向性	知財に関連する活動の将来の方向性について教えてください。

2.2.2 民間団体

民間団体については、アンケートにて以下の質問を行った。下線部分が公的機関へのアンケートとの差分である。

民間団体への質問内容

項目	質問内容
設立時期	設立時期を教えてください?
組織の目的	(1) 組織の目的を教えてください? (2) 組織の設立について規定している法律／規則があれば教えてください?

項目	質問内容
組織形態	組織は民間団体でしょうか？あるいは政府と民間の共同運営でしょうか？
組織構成	(1) 組織構成について教えてください。少なくとも、知財関連の部署について教えてください。組織構成図があれば添付して下さい。 (2) 組織の職員数を教えてください。
知財関連部門の構成	(1) 知財関連の部署に何名の職員がいますか？ (2) 公開することに支障がなければ、知財関連部署の責任者の名前を教えてください。
組織の規模	会員制を採用している場合、会員数を教えてください。
活動エリア	以下のいずれの分野が所掌範囲か教えてください。 (特許、意匠、商標、著作権、その他)
活動概要	大まかな活動内容を教えてください。
詳細な活動内容	(1) 組織内で知的財産に関する活動をしていますか？ 実施している場合は、活動の中身について教えてください（頻度、参加者、トピック等）。 (2) 会社、政府機関、一般大衆向けに知財に関する活動を行っていますか？
他団体との活動	国内若しくは国外で他の団体と知財に関する活動を行っていますか？ 実施している場合は、共に活動している団体の名称と活動内容を教えてください（頻度、参加者、トピック、講師名等）。
将来の方向性	知財に関連する活動の将来の方向性について教えてください。

2.2.3 教育機関

教育機関／大学については、アンケートにて以下の質問を行った。下線部分が公的機関へのアンケートとの差分。

教育機関への質問内容

項目	質問内容
設立時期	設立時期を教えてください？
組織の目的	(1) 組織の目的を教えてください？ (2) 組織の設立について規定している法律／規則があれば教えてください？
運営形態	大学の運営形態を教えてください？ <u>国立大学、公立大学、私立大学のいずれでしょうか？</u>

項目	質問内容
知的財産に関連する組織の構成	(1) 法学部にて知的財産関連の授業を行っている大学や、研究センターにて知財活動を行っている大学があります。どの組織で活動を行っているか教えてください。 (2) 知財関連の業務を行っている職員数を教えてください。業務を行っている職員数を教えてください。 (3) 知財関連業務の責任者の名前を教えてください。 (4) 組織図があれば送付して頂けないでしょうか。
知財関連部門の対象範囲	授業や研究の対象としている知的財産分野を教えてください（特許、意匠、商標、著作権、他）。
活動概要	大まかな活動内容を教えてください。
詳細な活動内容	(1) 大学内で知的財産に関する活動、カリキュラムの提供、研究等を行っていますか？ 実施している場合は、活動の中身について教えてください（頻度、参加者、トピック等）。 (2) 知財関連のカリキュラムを提供している場合には、その内容について教えてください。 (3) 会社、政府機関、一般大衆向けに知的財産に関する活動を行っていますか。
他団体との活動	国内若しくは国外で他の団体と知財に関する活動を行っていますか？ 実施している場合は、共に活動している団体の名称と活動内容を教えてください（頻度、参加者、トピック、講師名等）。
特徴／長所	知的財産関連での貴組織の特徴や長所を教えてください。
将来の方向性	知財に関連する活動の将来の方向性について教えてください。

2.3 公知情報の調査

今回の調査では、アンケートへの回答期間が短く、また英語によるアンケートのため十分な回答が得られないことが当初から想定された。このため、ホームページに掲載されている内容や過去の調査報告等の公知情報から、各団体の組織体制や活動内容について調査を行った。

アンケート結果及び公知情報から得られた結果を基に、各団体の活動内容について 3 章以降にまとめた。

3 各国の状況

3.1 ブルネイ

3.1.1 概要

豊富な天然資源を有するブルネイは、主要産業である石油と天然ガスの輸出により安定した経済成長率を保っている。一方、天然資源産業への依存度を低減させるべく、ブルネイ政府は長期国家開発計画(長期国家ビジョン)「ワワサン・ブルネイ 2035」(WAWASAN Brunei 2035)を構築するほか、経済の多角化を視野に入れている。知的財産分野においても、近年知的財産への関心が高まっており、積極的に国際的条約への加盟に参入している。1994年には世界知的所有権機関(WIPO)設立条約に加盟し、1995年には世界貿易機関(WTO)に加盟している。2011年にはパリ条約に加盟し、2012年には特許協力条約(PCT)に加盟した。さらに、2012年4月より審査協力プログラムである ASPEC (ASEAN Patent Examination Co-operation)に参加している。また、2013年9月には意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟を果たした。こうしてブルネイはASEAN諸国の中ではシンガポールの次に、第二国としてハーグ協定加盟国となった。

知的財産に関する国内の主な法令としては、特許法、商標法、意匠令、著作権令がある(実用新案に関する法律は設けられていない)。中でも特許制度については、2012年1月に法改正があり、確認特許制度から修正実体審査制度へ移行した。具体的には、イギリス等で特許登録された発明に基づいた確認申請を行うことにより特許登録がされるという確認特許制度から、方式審査をブルネイ政府が行い、実体審査をデンマーク等の知的財産当局へ外注するという修正実体審査制度に変わった。

また、2012年には特許登録局(Patent Registry Office)と意匠登録局(The Registry of Industrial Designs)を法務長官室(Attorney General's Chambers Brunei Darussalam, AGC)から経済開発委員会(Brunei Economic Development Board, BEBD)に移管した。さらに、2013年には経済開発委員会の下にブルネイ知的財産庁(Brunei Intellectual Property Office, BruIPO)を設立し、商標登録を含めた知的財産業務の一貫化を実現する等、知的財産制度の整備は着実に進んでいる。

3.1.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

ブルネイ知的財産庁	Intellectual Property Office Brunei Darussalam (BruIPO)
ブルネイ法務長官室	Attorney General's Chambers Brunei Darussalam(AGC)
ブルネイ経済開発委員会	Brunei Economic Development Board(BEDB)

ブルネイ 関税局	Royal Customs and Excise Department
ブルネイ 裁判所	State Judiciary of Brunei Darussalam
ブルネイ 国家警察	Royal Brunei Police Force

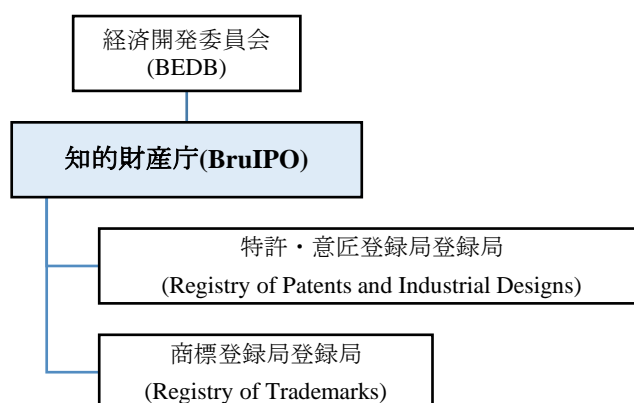
ブルネイ知的財産庁(Intellectual Property Office Brunei Darussalam (BruIPO))

(1) 主な業務内容

知的財産権保護の強化を目的として 2013 年 6 月 1 日に始動したブルネイ知的財産庁の主要業務が特許、意匠及び商標出願の審査及び登録である。また、ブルネイ国内の知的財産権保護への意識喚起のための、企業と大学を対象とした知的財産活動及び広報活動も業務の一環としている。

(2) 組織構成

ブルネイ経済開発委員会(Brunei Economic Development Board, BEDB)の傘下組織である。組織長(Director)の下には特許と意匠登録局(Registry of Patents and Industrial Designs)及び商標登録局(Registry of Trademarks)が設けられており、人員は 25 名である(2014 年 1 月現在)。



ブルネイ知的財産庁組織図

(3) 他団体との協力及び活動内容

ASEAN 知的財産協力作業部会(ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation, AWGIPC)に参加して知的財産関連議題のフォーラムを行う他、ASEAN 審査協力プログラム ASPEC の一員として、特許審査加速化に貢献をするために活動している等、国際団体との提携が活発である。

また、ブルネイ知的財産庁は WIPO の支援を得て在職審査官の研修や知的財産制度の紹介セミナー、特許等の出願実務ワークショップ、中小企業向けの著作権保護対策イベント等も開催している。昨年(2013 年)加盟を果たした意匠の国際登録に関するハーグ協

定の詳細を事前に国内へ広めるべく、2012年9月にWIPOとブルネイ経済開発委員会(BEDB)と連携し国家セミナーを開催した。ブルネイ国内の中小企業を中心に各分野から知的財産関係者が参加した。

(4) 今後の目標

地理情報システム(Geographic Information System, Gis)と植物品種保護制度(Plant Variety Protection, PVP)の導入を目標にしつつ、現在(2014年1月)ブルネイ法務長官室(AGC)管轄の著作権業務を知的財産庁へ移管することを目標にしている。

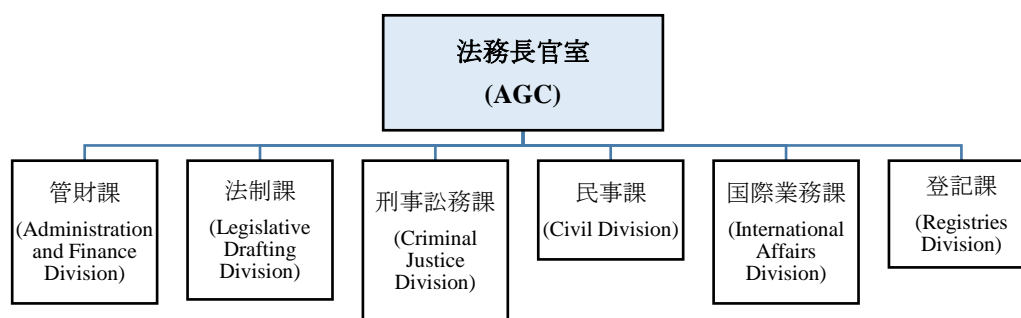
ブルネイ法務長官室(Attorney General's Chambers Brunei Darussalam(AGC))

(1) 主な業務内容

法律の立案をはじめ、民事と刑事訟務や検察、商業と法人と婚姻登記など、幅広く法的業務を管轄している。そのため、各官庁と警察とも密接に連携している。知的財産の刑事犯罪の起訴も法務長官室の検察官により行われる。知的財産業務に関しては、2012年及び2013年の体制再編により、従来管轄していた特許、意匠及び商標業務をブルネイ知的財産庁(BruIPO)へ移管した為、現在(2014年1月)は、著作権業務のみとなった。

(2) 組織構成

法務長官室は1959年9月29日にブルネイの憲法に基づいて設立された。法務総長(The Attorney General)が以下6つの課、管財課(Administration and Finance Division)、法制課(Legislative Drafting Division)、刑事訟務課(Criminal Justice Division)、民事課(Civil Division)、国際業務課(International Affairs Division)、登記課(Registries Division)を率いる。



ブルネイ法務長官室(AGC)組織図

(3) 他団体との協力

ブルネイ国内団体のみならず、ブルネイを代表して ASEAN や世界知的所有権機関(WIPO)等の国際的機関が開催するセミナーや会合にも積極的に出席している。

ブルネイ経済開発委員会(Brunei Economic Development Board(BEDB))

(1) 主な業務内容

ブルネイ経済開発委員会は、国家の経済産業の発展、外国企業からの投資の誘致及び国際競争力の向上を図るという明確かつ重要な目標の下に、2001年11月にスルタン(Sultan, 国王)政府により設立された。ブルネイ経済開発委員会は政府の指導の下、2008年1月より発足した長期的な国家ビジョン「ワワサン ブルネイ 2035(Wawasan Brunei 2035)」を実現するための5年ごとの国家開発計画を策定する。現在は第9回の国家開発計画(National Development Plan 2007-2012)を遂行している。

また、新進企業の設立から雇用・移民に関する手引きやノウハウの提供等、幅広い企業への支援態勢を整えている。

(2) 組織構成

経済開発委員会は首相府の傘下組織である。経済開発委員会メンバーの他に、危機管理監査委員会(Audit and Risk committee)が経済開発委員会のサポート役として設置されている。また、2013年に設立されたブルネイ知的財産庁(BruIPO)も経済開発委員会の管轄となる。



ブルネイ経済開発委員会(BEDB)組織図

(3) 他団体との協力

ブルネイの経済発達に繋がる大型プロジェクトを数多く企画し、天然ガス、石油産業や空港の建設等様々な産業分野において海外企業とも密接に連携している。知的財産関連の活動については、組織下のブルネイ知的財産庁(BruIPO)と共に、企業と大学向けのセミナーと研修を行っている。

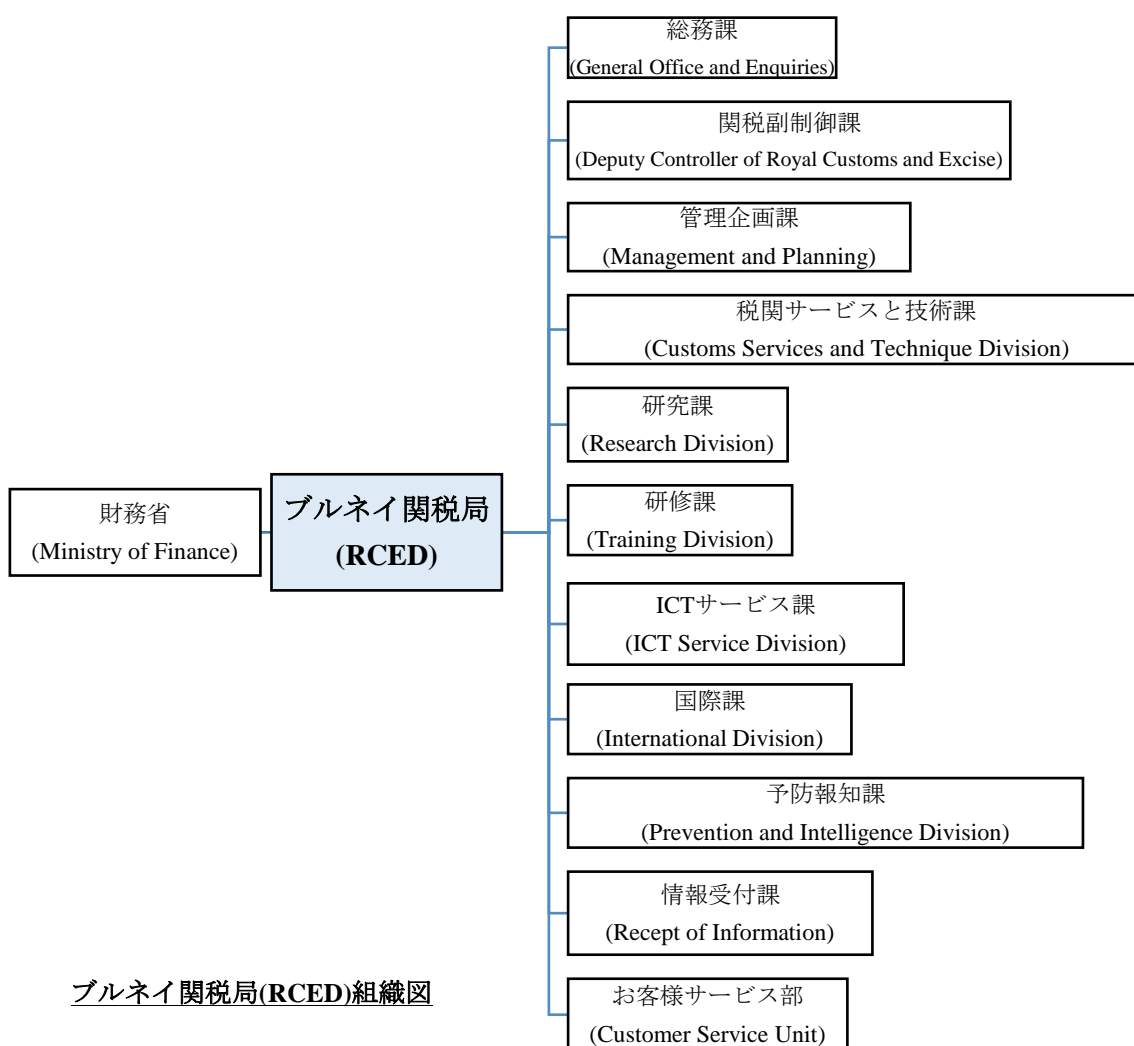
ブルネイ関税局(Royal Customs and Excise Department(RCED))

(1) 主な業務内容

輸出入による関税等の徴収及び密輸出入の取り締まりが主要な業務である。2006年8月下旬に導入された e-Customs システムにより、事務員業務の効率化に加え、貿易の円滑化等が図られる。

(2) 組織構成

最も古い公的機関の一つであるブルネイ関税局は、1906年4月に設立され、イギリスから独立した1984年より財務省(Ministry of Finance)傘下の組織となった。主な部門は総務課(General Office and Enquiries)の他、関税副制御課(Deputy Controller of Royal Customs and Excise)、管理企画課(Management and Planning)、税関サービスと技術課(Customs Services and Technique Division)、研究課(Research Division)、研修課(Training Division)、ICTサービス課(ICT Service Division)、国際課(International Division)、予防報知課(Prevention and Intelligence Division)、情報受付課(Receipt of Information)、お客様サービス部(Customer Service Unit)である。



(3) 他団体との協力

ブルネイ警察と連携して偽物等の知的財産侵害物品の押収を行う。なお、ブルネイはASEAN物品貿易協定(ATIGA)に参加している為、第三者証明制度及び認定輸出者自己証

明パイロットプロジェクトへの協力にも参加している。

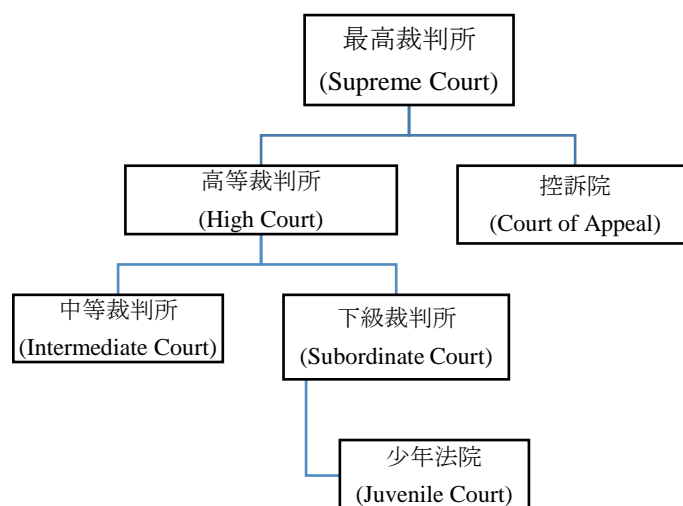
ブルネイ裁判所(State Judiciary of Brunei Darussalam)

(1) 主な業務内容

知的財産専門の部門は設けられていないが、知的財産の刑事犯罪事件と民事事件の審理を行い、判決に対する控訴を受け付ける。模倣品または侵害品については、著作権者からの請求を受けて引き渡し命令を下す。

(2) 組織構成

ブルネイの裁判所は最高裁判所(Supreme Court)、中等裁判所(Intermediate Court)、下級裁判所(Subordinate Court)によって組織されている。最高裁判所には高等裁判所(High Court)及び控訴院(Court of Appeal)が設置されている。少年法院は下級裁判所が所轄する。



ブルネイ裁判所組織図

(3) 他団体との協力

ブルネイ裁判所はブルネイ法務長官室(AGC)及び警察と連携して知的財産に関する事件を取り扱う。

ブルネイ国家警察(Royal Brunei Police Force)

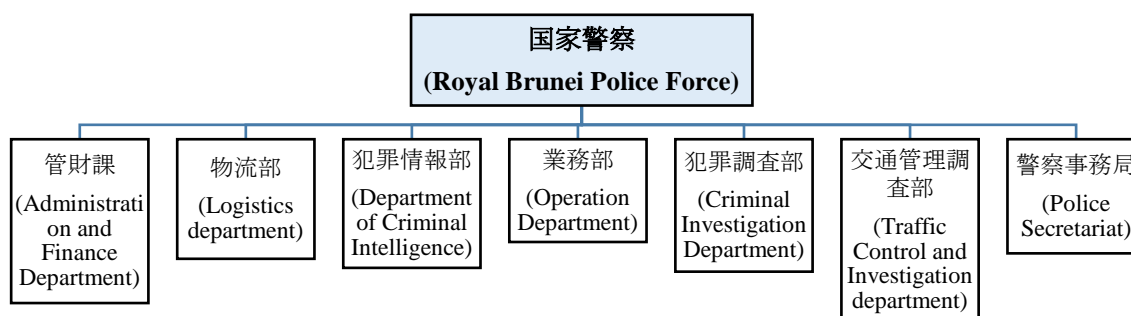
(1) 主な業務内容

知的財産専門の部門は設置されていないが、関税局と裁判所と他の行政機関との連携の下、知的財産に関する犯罪の取り締まりと捜査等の事務を司る。

(2) 組織構成

ブルネイ陸軍の一組織であり、管財部(Administration and Finance Department)、物流部(Logistics Department)、犯罪情報部(Department of Criminal Intelligence)、業務部(Operation Department)、犯罪調査部(Criminal Investigation Department)と交通管理調査部(Traffic

Control and Investigation Department)が設けられているほか、警察事務局(Police Secretariat)も設置されている。



ブルネイ国家警察組織図

(3) 他団体との協力

主にブルネイ関税局と裁判所と協力し合い、知的財産の犯罪事件の摘発や取り締まりを行う。

[参考資料]

<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/130825/plc13082520200011-n1.htm>

<http://www.mof.gov.bn/index.php/departments/royal-custom-a-excise-department>

http://www.agc.gov.bn/agc1/index.php?option=com_content&view=article&id=136&Itemid=27

http://www.aseanip.org/ipportal/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=105&Itemid=515

http://www.bedb.com.bn/why_wawasan2035.html

<http://www.bn.emb-japan.go.jp/ja/brunei-business/keizaiyaiyou.html>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/kankei.html>

2013 年版特許行政年次報告書ダイジェスト

関税政策及び税関行政を巡る動きについて(平成 25 年 6 月 13 日財務省関税局)

JETRO ブルネイ・ダルサラーム(2013 年 3 月)

3.2 インドネシア

3.2.1 概要

インドネシアは TRIPS 等の知的財産に関する国際条約に加盟し知的財産保護の強化を図っているものの、知的財産の保護水準は低い状況にあり、アメリカ合衆国通商代表部(USTR)のスペシャル301条報告書において優先監視国に指定されている。

知財に関する法令としては、特許法、商標法、意匠法、著作権法、不正競争防止法、営業秘密法、半導体集積回路保護法などがある。

模倣品、海賊版が多数出回っているが、国土が 15,000 以上の島から構成され、東西 5,000 キロを超えるため取り締まりが非常に難しい状況となっている。

知的財産権の権利行使については、刑事的対抗手段による場合がほとんどであり、民事的手段での解決を図ったケースは少ない。これは、商標法・特許法等の規定に基づいて、違法な模倣品の仮差止・仮処分の申請の条件や実施規定が存在しないという問題があった（2012年7月に最高裁規則が発効された）こと、損害に対する実質補償はまだ一般的ではないこと、民事訴訟に比べて警察による摘発はより迅速で安価であること、によるためである。尚、商標、特許、(工業)意匠の侵害は全て親告罪である。

著作権の取り締まりが活発である。これは、著作権侵害が分かり易く、かつ非親告罪であるためと思われる。

出願件数は、特許が約 6 千件、商標が約 6 万件、意匠が約 4 千件となっている。意匠の出願数が比較的多い。特許出願人のうち日本の出願人の割合は 20%を占めている。権利行使の際に登録証明の提示が必要なため、商標権/意匠権をできるだけ早く権利取得する必要があるが、審査遅延の問題があり今後の改善が期待される。

日本特許庁インドネシア知的財産権総局(DGIPR)との間で特許審査ハイウェイ(PPH)の試行プログラムを 2013年6月から開始しており、日本出願人にとって早期権利化を図る体制が整いつつある。また、日本特許庁とインドネシア知的財産権総局との合意により、2013年6月1日以降にインドネシア知的財産権総局が受理した PCT 国際出願に対して、日本特許庁が国際調査及び国際予備審査を実施することが可能となった。つまり、出願人が希望すれば、国際調査機関または国際予備審査機関として日本特許庁を選択することで日本特許庁が行った調査結果を受けすることができる。

3.2.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

インドネシア知的財産権総局	Directorate General of Intellectual Property (DGIPR)
インドネシア税関総局	Directorate General of Customs and Excise(DGCE)
国家警察本部	Indonesian National Police

最高裁判所／ 商事裁判所	Supreme Court / Commercial Court
-----------------	-------------------------------------

インドネシア知的財産権総局 (Directorate General of Intellectual Property (DGIPR))

(1) 主な業務内容

インドネシア知的財産権総局(DGIPR)は、法務人権省傘下に配置されており、知的財産の出願受理・審査・登録のほか知財行政全般についてを所管している。

オランダ植民地時代の1844年から知的財産に関する法制度が存在し、1945年の独立時には、Bataviaで特許の出願業務を行っていた。役割については特許法・商標法 (Patent Act, Trademark Act) 等に規定されている。

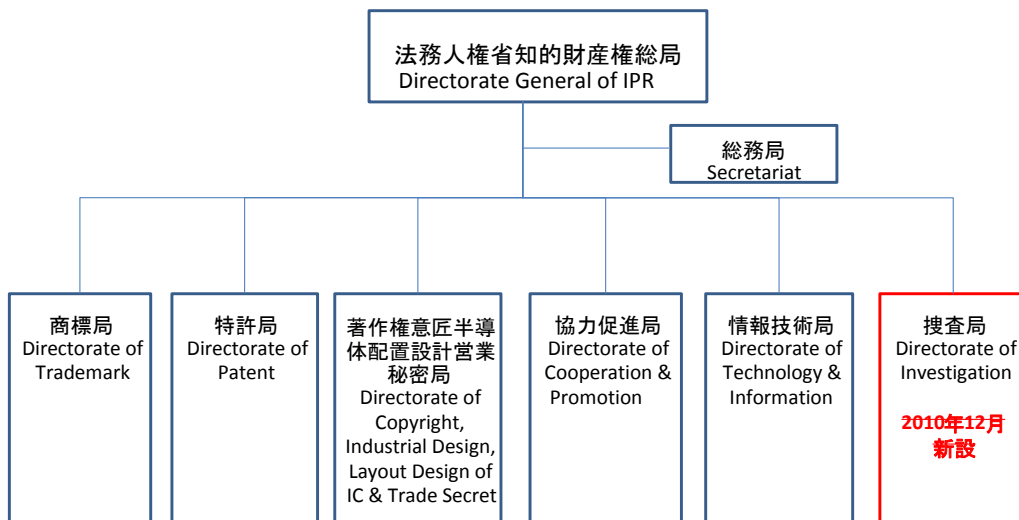
特許出願については、実体審査を行っているが、他の先進国の審査結果を参照している。日本の実用新案に相当する簡易特許の制度もある。意匠出願と商標出願についても実体審査を行っている。2010年の特許出願は約6千件、意匠出願は約4千件、商標出願は、約6万件である。

インドネシア知的財産権総局のユニークな点としては、組織内に捜査局が設置されていることである。活動内容については後述する。

(2) 組織構成

インドネシア知的財産権総局は、法務人権省配下の組織であり、職員数は現在、570名程度である。

組織構成については以下のようになっている。インドネシア知的財産権総局は、商標局、特許局、著作権意匠半導体配置設計営業秘密局、協力促進局、情報技術局及び捜査局から構成される。



インドネシア知的財産権総局 (DGIPR 組織図)

(3) 捜査局の活動について

(i) 設立経緯と任務

捜査局は、2010年12月に設置され、2011年4月から活動を開始している。知的財産権事件に対する刑事犯罪行為に関する取り調べ、権限のある官吏と共に捜査をする任務を担っている。

捜査任務の実行にあたっては、知的財産権の専門家のサポートを受けつつ遂行している。また、抜き打ち調査の任務を実施するタスクフォースを国家警察と共に結成・調整している。

著作権侵害に関する捜査は、起訴状や通報を待たずに可能である。商標、意匠及び特許権侵害に関する捜査は、通報に基づいて実施される。

(ii) 捜査実績

2011年4月～2013年10月までの捜査状況は以下の通りである。商標のケースがほとんどである。著作権と意匠についても一定数の実績がある。特許（簡易特許）についても実績がある。

捜査実績

	著作権	特許	商標	意匠	合計
2011(4月～12月)	2	0	26	6	34
2012	6	2	23	6	37
2013(～10月)	4	0	11	0	15
合計	12	2	60	12	86

(iii) 捜査プロセス

市民又は知的財産権者の通報から、2週間程度で知的財産権侵害の取り締まりを行い、通報から3ヶ月程度で警察を通じて、事件書類を最高検察庁に送付する。

侵害通報の際には、以下の要件が必要となる。

侵害通報の要件

- 通報者及び証人の身分証明書の写し
- 公認の知的財産権証書の写し
- 複数人／代理人による通報の場合、委任状
- 真正品と模造品のサンプルと購入時の領収書を2つ以上

(4) 他団体との協力及び活動内容

2000年代初頭より、インドネシア知的財産権総局(DGIPR)は、税関、裁判所、検事局、

警察等の知的財産に関連する 10 省庁との連絡会議に参加している。2006 年から連絡会議を母体とした 16 省庁による知的財産対策チーム(National Team on the Tackling of Infringements of Intellectual Property Rights、今後さらに 1 省庁追加の予定)が、大統領令 (Decree of President of Republic of Indonesia No. 4 of 2006) により大統領の直轄に設置されており、その中で情報交換や政策立案を行っている。

インドネシア知的財産権総局と日本国特許庁は、JICA の知的財産権保護強化プロジェクト (2011 年 4 月－2015 年 4 月) の下で、知的財産に関する人材育成・法整備支援・機能強化について協力をしている。このプロジェクトでは、知的財産権の適切な保護を図ることによる投資環境の改善を目的として、知財侵害物品の水際取締りに係る実効性の高い法制度の構築・運用、十分な執行・取り締まりのための裁判官や警察の知財に対する知識の強化、国内の大学において知財意識を高めて知財の活用を活発化させる、などの活動が行われている。当プロジェクトの実施体制には、インドネシア知的財産権総局の他に、商事裁判所、税関総局、国家警察総局が含まれる。

また、インドネシア知的財産権総局は、知的財産及び知的財産権保護を社会へ普及させるための取り組みを進めている。積極的に公的や民間機構と提携関係を築くほか、知的財産権関連する知識の書籍の出版とパンフレットの配布をはじめ、セミナーやワークショップ、研修課程、キャンペーン等を開催することによって、国民の知的財産への意識を高めようと活動している。さらに、テレビ番組やラジオでも対話式のトークショーを通じて知的財産権保護の重要性を広めている。また、毎年開催される 4 月の世界知的財産デーの時には知的財産セミナーと展示会、高校生向けの知的財産クイズ等のイベントも開催している。その他、WIPO や欧州特許庁(the European Patent Office)、日本独立行政法人国際協力機構(JICA)、韓国特許庁等とも協力し、合同会合を開催し、情報交換をしている。

インドネシア税関総局 (Directorate General of Customs and Excise(DGCE))

(1) 主な業務内容

インドネシア税関総局は、1945 年の独立時に設立された。財務省配下の組織である。政府のポリシーに従った通関業務を行うことがミッションとなっており、役割については関税法(Customs Law)に規定されている。

TRIPS 協定に基づいて 2006 年に改正された 1995 年関税法により、税関総局が商標権と著作権に関する侵害物品の水際措置全般を担当している。関税法の規定により、商標権又は著作権を侵害した製品の疑いがある場合には、裁判所からの命令又は職権に基づいて、一時差し止めの命令を発することができる。

商標に関しては、商標法第 85 条から 88 条で、著作権に関しては、著作権法第 67 条から 69 条で、それぞれ規定し、これらを受ける形で 1995 年関税法第 54 条及び 62 条で輸出入の差止規定が設けられている。

関税法の規定(1995年)

54条

商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠に基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

62条

輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

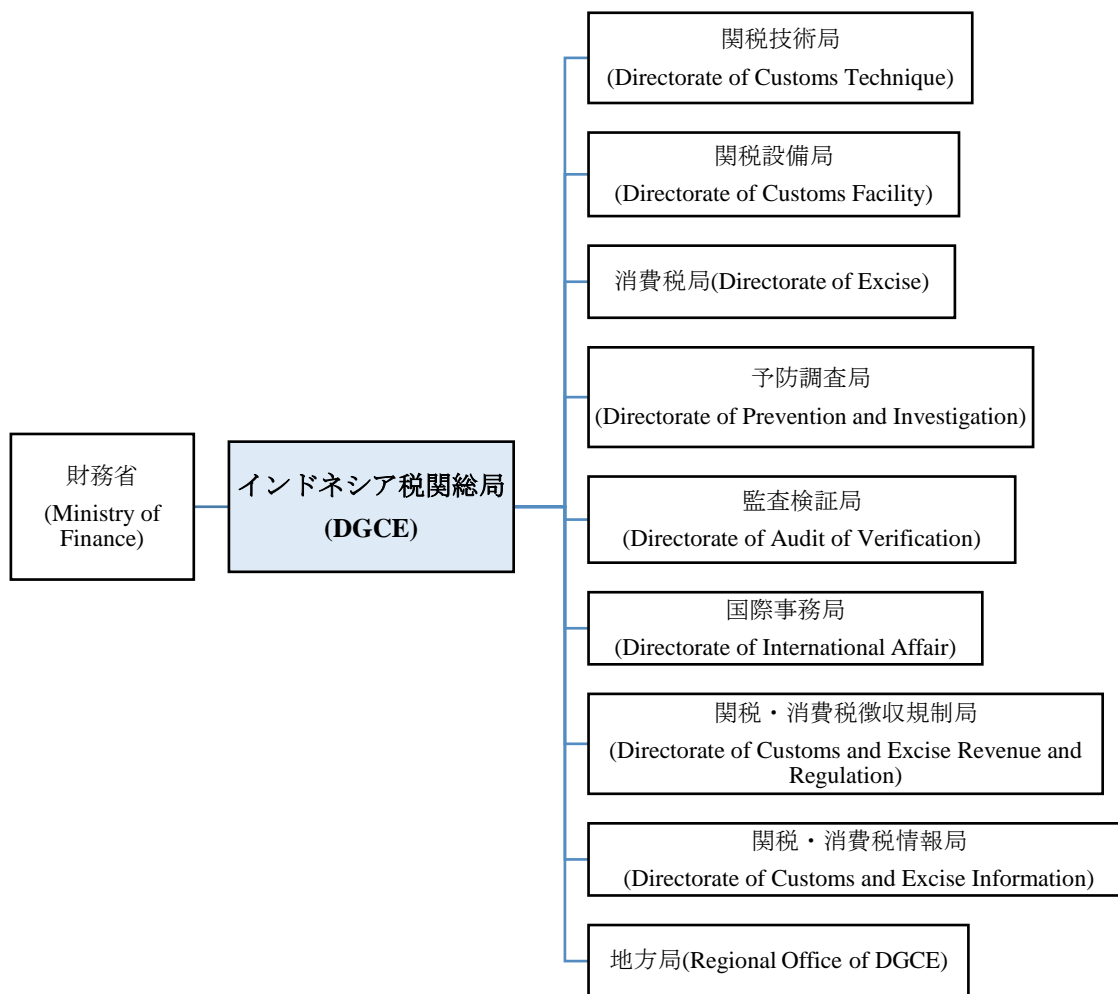
商標権者や著作権者は、差し止めを税関に直接請求することはできず、まず商務裁判所へ差し止め請求を申請し、裁判所から税関への命令書の交付を得なければならないため、権利者にとって使い難い制度となっている。尚、税関での差し止めの申請には、侵害の証拠・侵害された権利の証明書・侵害品を特定するための情報・保証金が必要である。

著作権、特に海賊版CDについては実績があるが、それ以外はほとんど実績がない模様である。

これまで、関税法・商標法・特許法等の規定に基づいて違法な模倣品の仮差止・仮処分を申請するための条件や規定が存在しないという問題があったが、2012年7月に税関への申請手続きの規則(最高裁規則)が発効されたため、今後の改善が見込まれる。

(2) 組織構成

インドネシア税関総局は財務省配下の組織であり、その配下には、地方局(Regional Office of DGCE)の他に 関税技術局(Directorate of Customs Technique)、関税設備局(Directorate of Customs Facility)、消費税局(Directorate of Excise)、予防調査局(Directorate of Prevention and Investigation)、監査検証局(Directorate of Audit and Verification)、国際事務局(Directorate of International Affair)、関税・消費税徴収規制局(Directorate of Customs and Excise Revenue and Regulation)、関税・消費税情報局(Directorate of Customs and Excise Information)がある。このうちの予防調査局(Directorate of Prevention and Investigation)が、税関総局における知的財産権侵害物品に対する水際取締の全般の調整を担当しており、税関における措置、調査、関連する政策立案を行っている。



インドネシア税関総局(本局)組織図

(3) 他団体との協力

大統領の直轄にある知的財産対策チームの構成員に、税関総局職員も含まれており、知的財産権侵害対策にあたっている。

JICA の知的財産権保護強化プロジェクトの実施体制に税関総局も含まれており、知的財産に関する人材育成・法整備支援・機能強化について日本国特許庁などからの協力を受けている。

国家警察本部 (Indonesian National Police)

(1) 主な業務内容

国家警察本部は、地域社会における法の適切な執行を任務としている。

上述したように、インドネシアにおいては、知的財産の侵害について、民事での解決は一般的ではなく、刑事による解決が一般的である。知的財産事件は国家警察又は侵害が発生した地域の警察が受理する。商標、特許、意匠の侵害は全て親告罪である

ため、警察は知的財産権利者からの知的財産侵害事件の被害届を受理し捜査を行う。著作権侵害は非親告罪であり、警察は知的財産所有者からの正式な訴えの有無に関わらず措置をとることがある。

知的財産権者が提出する必要がある書面は以下の通りである。侵害が立証された場合、侵害者は警察に起訴される。侵害が立証されるまでの間（証拠調べ等）に被害者側が積極的に参画することが重要である。また、捜査中には知財総局からの鑑定書も必要となる。

侵害申し立て時に提出の必要がある書面

- 被害届(警察にて作成)
- 侵害を示す証拠
- 侵害された権利の証明書

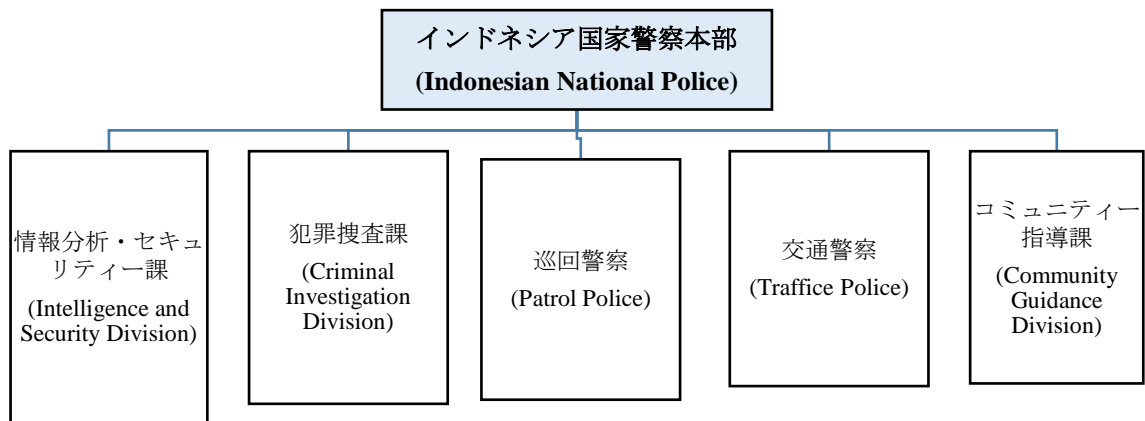
(2) 組織構成

国家警察本部は、1945年に設立され、当初は国家陸軍の配下だったが、1999年にはその管轄から離れ、内務省(Ministry of Home Affairs)の管轄となり、地域社会における法の適切な執行を任務としている。現在約470,000人の人員が在籍している。

インドネシアの国家警察組織は、国家警察本部(MABES POLRI)、州警察(POLDA)、県警察(POLRES)、都市警察(POLWIL)、町村警察(POLSEK)からなる。

このうち、知的財産侵害事件に関する被害届の受け付けは、国家警察本部又は侵害発生場所を管轄する州警察、県警察、都市警察が行う（町村警察は知財事件を扱えない）。複数の州にまたがる場合は国家警察本部が捜査する。

また、インドネシア国家警察本部には情報分析・セキュリティー課(Intelligence and Security Division)、犯罪捜査課(Criminal Investigation Division)、巡回警察(Patrol Police)、交通警察(Traffic Police)、コミュニティー指導課(Community Guidance Division)が設置されている。



インドネシア国家警察(本部)組織図

(3) 他団体との協力

大統領直轄の知的財産対策チームに警察も含まれており、知的財産権侵害対策にあたっている。

JICA の知的財産権保護強化プロジェクトの実施体制に警察も含まれており、知的財産に関する人材育成・法整備支援・機能強化について日本国特許庁などからの協力を受けている。

最高裁判所 / 商事裁判所 (Supreme Court / Commercial Court)

(1) 主な業務内容

商事裁判所は、破産と債務支払延期と知的財産権について、受理・捜査し、判決を下し、解決する権限を有する。

知的財産権の侵害について、民事訴訟により対応する場合には、商事裁判所に訴訟を提起することにより手続きが始まる（但し、知的財産権のうち、著作権訴訟は、商事裁判所・通常裁判所のどちらでも提起することができる）。民事訴訟での救済措置は、権利の種類により異なるが、損害賠償と差し止め請求が主である。

商事裁判所の判決に不服がある場合は、判決破棄請求を行い、最高裁判所で争うことができる。ただし、最高裁への上告は、原審での判決後 14 日以内に行うことを要する。最高裁では民事課（Civil Division）が担当する。最高裁判所の確定判決に不服がある場合には、再審請求をすることもできる。商事裁判所による第一審判決は起訴から、特許の場合は 180 日、意匠／商標等の場合は 90 日以内と規定されている。最高裁の判決も請求登録日から、特許の場合は 180 日、意匠／商標等の場合は 90 日以内と規定されている。ただ、上述したようにインドネシアでは、民事訴訟により解決を図ることはあまり一般的でなく、刑事訴訟で対応するのが一般的である。刑事訴訟の場合は、刑事裁判

所で審理される。

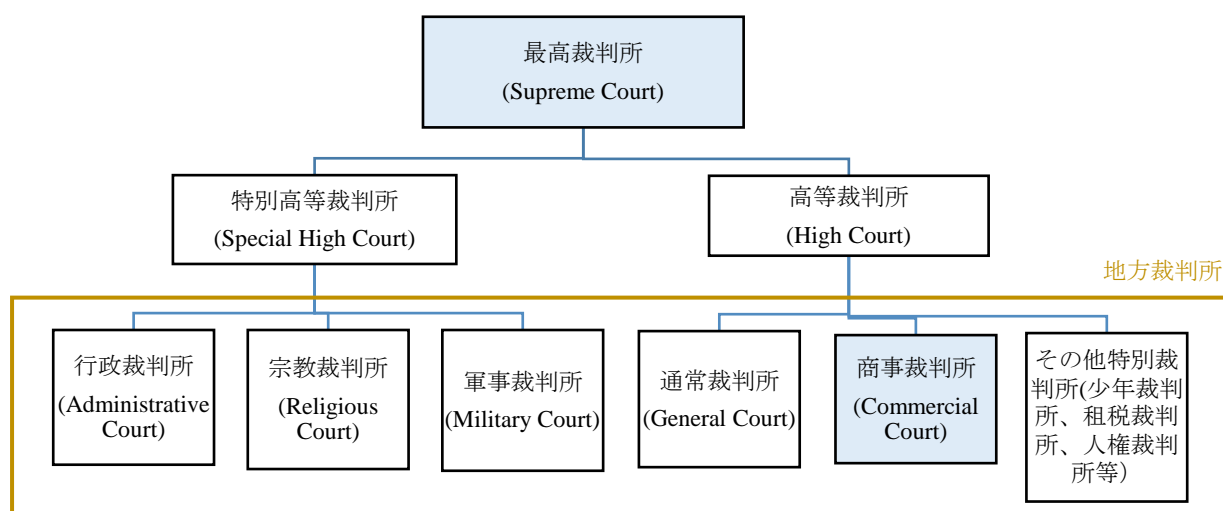
特許、簡易特許、(工業)意匠、商標の登録の無効については、無効審判に相当する制度がなく、商事裁判所に提訴する。商事裁判所の判決に不服のある場合は、最高裁判所に上告できる。商標権更新の出願が拒絶され、これに不服のある場合も、商事裁判所に提訴する。

また、商標権、著作権を侵害する製品を税関で差し止める場合には、商事裁判所の命令が必要となる。税関での差し止めを希望する商標権者／著作権者からの差し止め申請を商事裁判所は受領し、申請を認める場合には税関への命令書面を発行する。

(2) 組織構成

最高裁判所の下級裁判所として、高等裁判所、地方裁判所が存在する。裁判所は通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所及び軍事裁判所の4種類に分かれており、民事・刑事訴訟については通常裁判所が管轄を有する。また、特別裁判所として、商事／少年／人権／汚職犯罪／租税裁判所等が設けられている。

商事裁判所は、破産と債務義務支払延期に関する1998年法律第4号により設立され、中央ジャカルタ・メダン・スマラン・スラバヤ・マカッサルの5カ所の地方裁判所にある。商事裁判所の事件を担当するのは、通常裁判所の裁判官のうち、10年以上の実務経験の後に所定の研修を受けて最高裁判所から資格を付与された者に限られる。被告が外国人や外国法人である場合には、ジャカルタの商事裁判所の管轄になる。また、商標法では、原告の住所・法定住所が外国にある場合は、ジャカルタの商事裁判所の管轄になると規定されている。



インドネシア裁判所構成図

(3) 他団体との協力

JICA の知的財産権保護強化プロジェクトの実施体制に商事裁判所が含まれ、知的財

産に関する人材育成・法整備支援・機能強化に関して日本国特許庁等から協力を受けている。

b. 民間団体

以下の民間団体に対して公知情報等から調査を行った。

インドネシア録音協会	ASIRINDO
インドネシア出版協会	Ikatan Penerbit Indonesia (IKAPI)
知的財産研修会インドネシア同窓会	IIPAA (Indonesian Intellectual Property Alumni Association)
ソフトウェア協会	Pernyataan Sikap Asosiasi Peranti Lunak Telematika Indonesia (ASPILUKI)
APAA インドネシア	Asian Patent Attorney Association Group of Indonesia
知的財産コンサルタント協会	Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association(Asosiasi Konsultan Hak Kekayaan Intelektual Indonesia)
インドネシア反模倣協会	Masyarakat Indonesia Anti-Pemalsuan(MIAP)

インドネシア録音協会 (ASIRINDO)

インドネシア録音協会は、インドネシア法務人権省の許可を受けて設立された、レコード制作者及びレコードレーベルの権利を守るための団体である。2010年頃から活動をしているようである。音楽を利用する者から、ライセンス料を収集し、権利者に分配することを主な業務としている。レコード会社の利益の最大化、ライセンスサービスの提供、レコードのライセンス活動の近代化等を目的としている。本団体に関連する法律としては、公証法 (Notarial Act) と著作権法 (Copyright Act) がある。

会員レコード会社から活動のサポートを受けている。

インドネシア出版協会 (Ikatan Penerbit Indonesia (IKAPI))

インドネシア出版協会は、インドネシアの出版社の団体であり。1950年に設立されている。

インドネシアの出版業界をインドネシアの国内市場及び国際市場のニーズに合ったものにすることを目的としている。

1,100人を超える会員が所属している。また、著作権に関する部署を設け、出版物の著作権保護を図っている。

知的財産研修会インドネシア同窓会 (IIPAA (Indonesian Intellectual Property Alumni Association))

本団体は、日本国特許庁(Japan Patent Office)等が主催する研修生の同窓会である。特許庁主催の研修は 1996 年度からスタートし、400 名の同窓生が加入している。インドネシア在住同窓生同士の繋がり確立、及び、知財セミナーや研修を開催し、知財の知識について深く、広く学習する場の提供、知財情報を一般に普及させる場の提供を行っている。

セミナー開催の際には、日本国特許庁はインドネシア知的財産権総局と協力している。2013 年には、インドネシアにて模倣品対策セミナーを開催した。

ソフトウェア協会(Pernyataan Sikap Asosiasi Peranti Lunak Telematika Indonesia (ASPILUKI))

ソフトウェア協会は、1990 年に設立され、ソフトウェアと IT サービスを提供する会社をメンバーとする団体である。ソフトウェア協会は、メンバー間でのコミュニケーション、コンサルティング等の場を提供することを目的としている。

知的財産関連の活動としては、コンピュータ産業発達のため著作権保護に関する政府の取り組みをサポートすると共に、法改正についての働きかけを行っている。会員は 70 社程度である。

APAA インドネシア(Asian Patent Attorney Association Group of Indonesia)

最新の APAA のメンバーリストによるとインドネシアの 33 事務所、72 名が APAA の会員として、知的財産に関する活動や、他国の APAA メンバーとの交流を図っている。

知的財産コンサルタント協会 (Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association(AKHKI))

知的財産コンサルタント協会は、2006 年にジャカルタで設立され、インドネシアでの知的財産活動の推進、ユーザに対するサービス向上を目的として活動している。知的財産コンサルタントは日本の弁理士に相当するインドネシアの資格である。設立当初の会員数は 76 名であったが、現在は 300 名程度の会員を有し、複数ある任意加入団体の中で、最大の団体となっている。教育部門や研究部門等の組織がある。

AIPPI や APAA とパートナー関係にある。また、IIPS (Indonesian Intellectual Property Society)とも協力関係にある。

インドネシア反模倣協会 (Masyarakat Indonesia Anti-Pemalsuan(MIAP))

インドネシア反模倣協会(MIAP)は、インドネシアで活動する企業が中心となり、協力して模倣品対策に取り組むことを目的として 2003 年に設立された。会員数は 13 社であ

る。会員には、Louis Vuitton Moet Hennessey Fashion Group, Nestle Indonesia, Quiksilver Indonesia, Pfizer Indonesia, Epson Indonesia 等の世界的に有名な企業が多い。模倣品に対する権利行使を強化するために、以下のような方法を検討している。

反模倣品協会の検討項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● Enhancing and clarifying laws and regulations ● Raising public awareness ● Building a foundation for public affairs ● Gathering and monitoring information |
|---|

定期的にニュースレターを発行し、模倣品に対する啓蒙活動を行っている。

c. 教育機関

以下の教育機関についての知的財産に関する取り組み状況について公知情報からまとめた。

バンドン工科大学	Institute of Technology Bandung
ボンゴール農科大学	Bogor Agricultural University
ガジャマダ大学	Gadjah Mada University
パジャジャラン大学	Universitas Padjadjaran

バンドン工科大学 (Institute of Technology Bandung (ITB))

(1) 主な業務内容

バンドン工科大学は、1959年に設立された理工系の国立大学であり、1920年に設立されたバンドン工業高等学校を前身としている。インドネシアにおける最も優れた理工系大学と評価されるようになっている。

学内に、知的財産管理室 (Office of Intellectual Property management) を設けて知財関連の取り組みを行っており、大学内で産まれた知的財産のみならず外部で産まれた知的財産についても保護を積極的に行うことにより、知識ベースの経済発展に寄与することを目指している。

具体的には以下のサービスを提供している。

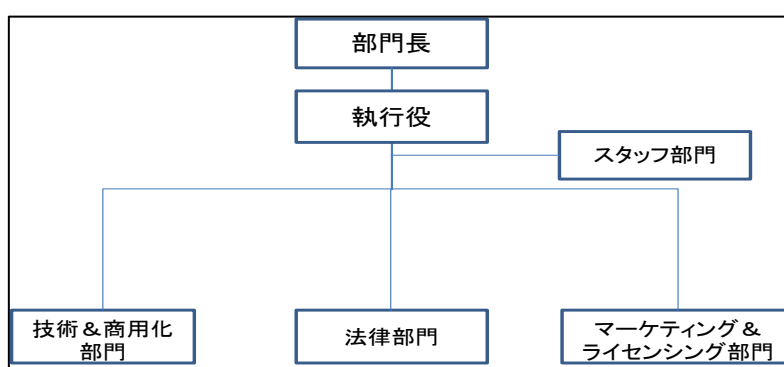
サービス内容

研修	Patent Search Patent Drafting Intellectual Property Right Management Industrial Design
-----------	---

<u>コンサルティング</u>	Patent Searching Patent Drafting Translation of Patent Document Technical Analysis on Patent Infringement
-----------------	--

(2) 組織構成

知的財産管理室 (Office of Intellectual Property management) の組織構成を以下に示す。技術&商用化部門、法律部門、マーケティング&ライセンス部門の 3 部門で業務を実施している。



Office of Intellectual Property management 組織図

ボンゴール農科大学 (Bogor Agricultural University)

1963 年に設立された国立大学であり、知財オフィスを設置したインドネシア初の大学として他の大学の参考にされることが多い。

ボンゴール農科大学は過去 5 年間で最も特許出願を行った大学であり、政府からも表彰を受けている。2012 年に 200 件程度の特許出願を行っている。

ガジャマダ大学 (Gadjah Mada University)

1949 年に設立された国立大学。研究・コミュニティーサービスセンター(LPPM)の知財サービス開発部門が知的財産の管理を行っている。

パジャジャラン大学 (Universitas Padjadjaran)

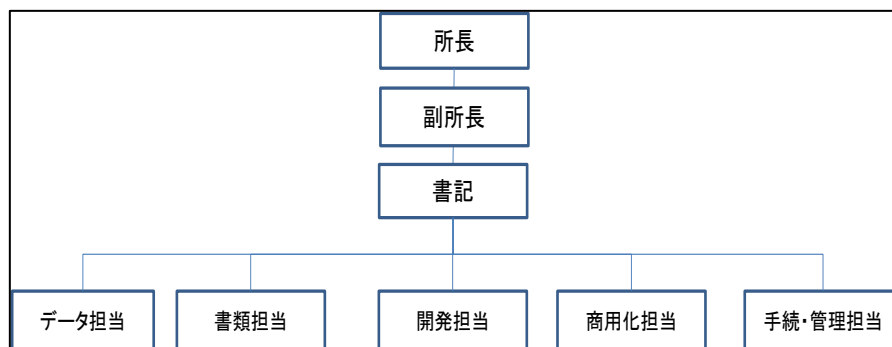
1957 年に設立された国立大学。知的財産に関する機関として知的財産権技術実施ユニット(Unit Pelaksana Teknis HKI)を設けている。

知的財産権技術実施ユニットは、大学や一般公衆により創られた知的財産を管理、課長することを目的としている。

大学における知的財産に関する意識の向上、商用化、そのための関係機関との協力の

強化などの活動を行っている。

知的財産権技術実施ユニットの組織図を以下に示す。



知的財産権技術実施ユニット

[参考資料]

アセアン・インド知財保護ハンドブック(JETRO, 2012年8月)

模倣品対策マニュアル インドネシア編(JETRO, 2008年3月)

インドネシアの知的財産権制度と模倣対策(ハキンダ・インターナショナル, 2011年1月)

知的財産権保護における捜査局の役割(DGIPR, 協力: JICA)

Office of Intellectual Property Management Institute of Technology Bandung (ITB)
(<http://ipr.itb.ac.id/>)

UPT HKI UNPAD (<http://hki.unpad.ac.id/?content=home>)

インドネシアの大学における知的財産に関する取り組み(ボゴール農科大学、ガジャマダ大学) (JICA)

アセアン・インド知財保護ハンドブック(JETRO, 2012年8月)

模倣品対策マニュアル インドネシア編(JETRO, 2008年3月)

インドネシアの知的財産権制度と模倣対策(ハキンダ・インターナショナル, 2011年1月)

知的財産権保護における捜査局の役割(DGIPR, 協力: JICA)

ASEAN 諸国における知的財産侵害物品の水際取締り等の実態調査(財務省関税局、平成20年3月: http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_006.htm)

ASEAN 諸国の知財状勢(特許研究, No.54, p.74, 2012年9月, 工業所有権情報・研修館)

各国地域の知的財産保護法制の10年の歩みーインドネシアの知的財産権(早稲田大学グローバルCOE<企業法制と法創造>総合研究所)

国際研究ーインドネシア司法に関する実情調査報告(ICD NEWS 第49号、2011年12月、法務総合研究所国際協力部)

3.3 シンガポール

3.3.1 概要

国際競争力の高さと急速な経済成長から近年ビジネス面においてスポットライトを当てられているシンガポールは、知的財産制度の面においては、ASEANの中で普及・保護について最も高いレベルにある国とされ、知的財産保護水準で上位にランキングされている(World Economic Forum の調査(2013/2014)では全世界で2位)。

シンガポール政府は、グローバル化の推進に伴い知的財産の重要性が増加するという考えに基づいて、シンガポールが知財ハブ(a IP hub in Asia)になることを目指している。そのための行動計画 (IP Hub Master Plan) を2013年4月に発表し、知的財産の取引及び管理のハブ(A Hub for IP transactions and management)、審査サービスのハブ(A Hub for quality IP filings)、紛争解決のハブ(A Hub for IP dispute resolution)となることを宣言している。

また、シンガポール政府の IP Hub Master Plan と関連して、WIPO の仲裁センターが設置され(2010年)、シンガポール WIPO 仲裁センターとシンガポール知的財産庁(IPOS)との共同で紛争解決手続きを行う調停制度が2012年から開始されている。

特許出願件数は年間1万件程度で、日本からの出願は1,300件程度であり、欧米に比べると件数は少ない。商標出願は約3万件、意匠出願は約1千件となっている。シンガポール知的財産庁が出願の審査業務を外国に外注していることはよく知られている事であるが、2012年に捜査審査部を設置し、庁内において審査官のトレーニングを行い、独自の審査業務を始めている。

日本特許庁とシンガポール知的財産庁(IPOS)では特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムを開始しており、日本出願人は日本の審査結果に基づいて簡便な手続きで早期審査を請求することができる。また、修正実体審査(MSE)も採用しており、日本の審査結果を示す書類を出願人がIPOSに提出することにより、簡易な追加的審査のみでシンガポール特許の付与を受けられる。なお、日本特許庁とシンガポール特許庁は2012年7月に知的財産に関する協力覚書を締結しており、知的財産専門家の交流やシンポジウム・研修プログラムの開催、知的財産に関する取組及び動向に関する情報交換等の協力活動を行っている。

また、ASEAN加盟国間での早期審査/審査協力のスキームであるASPEC (ASEAN Patent Examination Co-operation)の推進にも積極的である。

3.3.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

シンガポール知的財産庁	IPOS (INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF SINGAPORE)
-------------	--

シンガポール警察 知的財産部隊	Singapore Police Force, IPRB (Intellectual Property Right Branch)
検事局	Attorney-General's Chambers
移民登録局	Immigration and Checkpoints Authority of Singapore (ICA)
シンガポール税関	SINGAPORE CUSTOMS
シンガポール最高裁判所	Supreme Court Singapore
世界知的所有権機関シンガポールオフィス	WIPO Singapore Office

シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore(IPOS))

(1) 主な業務内容

2001年に設立された組織であり、特許、商標、意匠出願の審査が主な業務である。出願件数は2012年で商標が35,000件程度、特許が10,000件程度、意匠が1,500件程度。審査期間の短縮に力を入れている。2012年9月に捜査審査部(Search & Examination Unit)を設立し、シンガポール知的財産庁独自の調査と審査を開始した。

IP-Hub Master Planで提唱している”A Hub for quality IP filings”を目指して、審査の質の向上等を図っている。

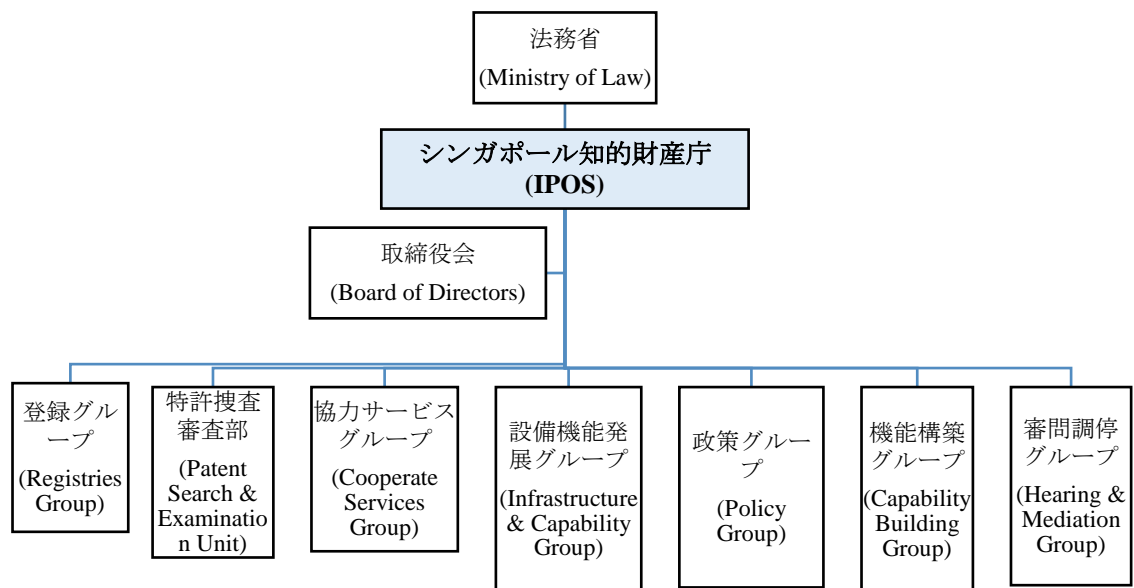
IPOSの審査期間

商標	6ヶ月以内に1st OAを受け取れる割合：99.3%
特許	2ヶ月以内に登録手続きに進む割合：96.7%
意匠	2ヶ月以内に登録手続きに進む割合：90%

(2) 組織構成

IPOSは、法務省(Ministry of Law)傘下の組織である。組織外の取締役から成る取締役会(Board of Directors)が設置され、IPOSの運営を管理している。取締役には、弁護士、会計事務所や銀行の幹部、大学教授、特許管理会社の幹部等が選任されている。

取締役会の監督の下で、商標、意匠等の登録グループ(Registries Group)、特許捜査審査部(Patent S&E Unit)、協力サービスグループ(Corporate Service Group)等においてIPOSの業務が執行されている。人員は250名程度であり、うち40名が特許の審査官である。なお、特許の審査官は、自国での審査を充実させるため増員される見込みである。



シンガポール知的財産庁(IPOS)組織図

(3) 他団体との協力及び活動内容

2012年以降、シンガポール WIPO 仲裁センターと共同して仲裁手続きに携わっている。特に、特許紛争における専門家判断の利用(use of expert determination in patent dispute)の導入を推進している。

2012年4月より知的財産に関する教育機関である IP Academy を IPOS の下部組織とし、知財関連の人材育成にも力を入れている。

また、標準化と生産性、革新を唱える SPRING Singapore (Standards, Productivity, and Innovation Board。貿易産業省(Ministry of Trade and Industry)配下の組織)と連携して、中小企業の知財活動の支援を行っている。

なお、2012年より始動させた知的財産週(IP Week)という国家プロジェクトもシンガポール知的財産庁の重要な活動の一つである。IP Week はシンガポールがアジアの国際的知的財産ハブを目指すという目標のもとに取り組みの一環として策定されたものである。昨年(2013年)はアジアのみならず、欧米各国からも大勢な方が参加した盛況だった。イベント中は、知的財産に関わるパネルディスカッションが設けられ、世界中の知的財産関係者の交流が一層深まった模様。

シンガポール警察 知的財産部隊 (Singapore Police Force Intellectual Property Rights Branch)

(1) 主な業務内容

模倣品対策等の知的財産に関する捜査及び執行の専門部隊である。2005年に設立さ

れた。公開情報によると主に著作権／商標の侵害品についての強制捜査を年間 200 件程度(共同捜査含む)行っているようである。

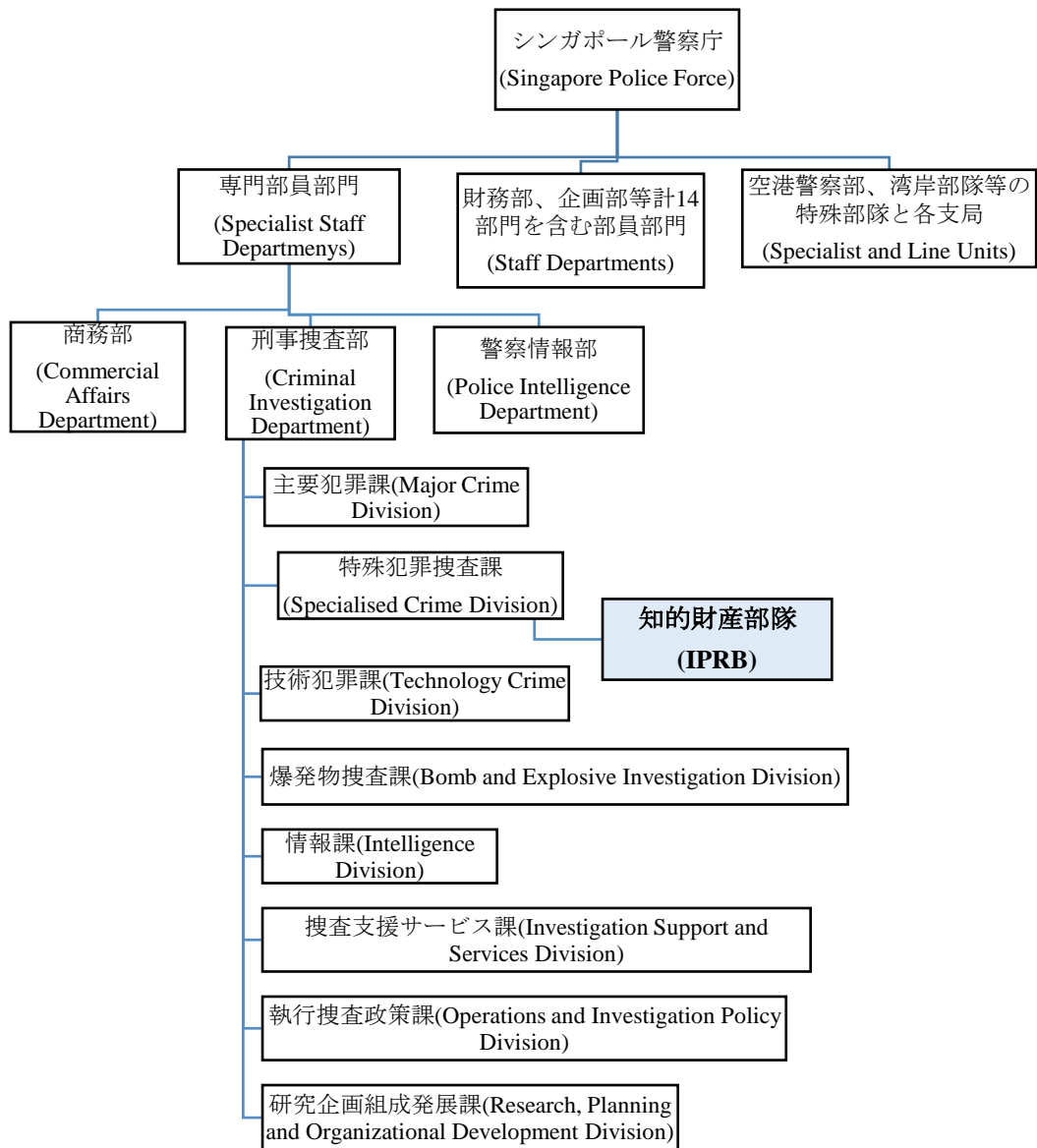
強制捜査件数

年	強制捜査 著作権	強制捜査 商標	強制捜査 合計	差押総額
2008	60	122	182	S\$3,325,283.00
2009	51	189	240	S\$3,029,251.00
2010	60	194	254	S\$6,618,794.00
2011	35	197	232	S\$1,973,549.00
2012	30	224	254	S\$2,023,057.00

出典：IPOS, Intellectual Property Right Branch

(2) 組織構成

シンガポール警察の刑事捜査部(Criminal Investigation Department)の中に専門的な捜査を行う部署(Specialised Crime Division)が 6 つ設置されている。知的財産部隊(Intellectual Property Rights Branch (IPRB))は、その中の 1 つである。25 名の警察官で構成されている。



シンガポール警察庁における知的財産部隊のポジション

(3) 他団体との協力

模倣品捜査において検事局(AGC)のサポートや、移民登録局や税関と協力しての捜査と執行を行っている。

検事局(Attorney-General's Chambers (AGC))

(1) 主な業務内容

1867年設立の組織。政府への法律アドバイスや検察官としての役割を担っている。知的財産の関連では、以下のものがある。

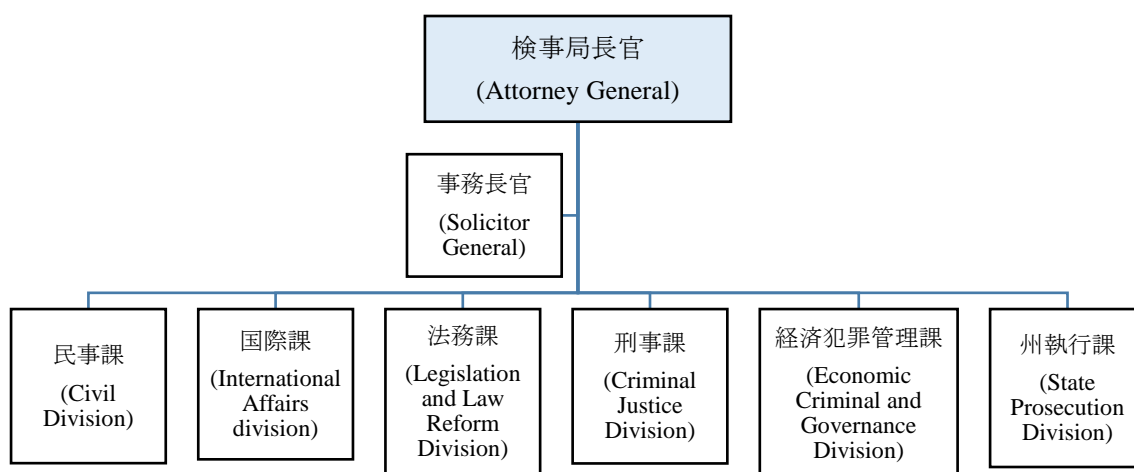
- 民事課(Civil Division)における知的財産に関連する法律についての政府機関へのア

ドバイス。

- 刑事課及び商業犯罪管理課(Criminal Division, Economic Crimes and Governance Division)における、知的財産侵害者に対する刑事告発。

(2) 組織構成

検事局長官(Attorney-General)、事務長官(Solicitor-General)の配下に、民事課(Civil Division)、国際課(International Affairs Division)、法務課(Legislation and Law Reform Division)、刑事課(Criminal Justice Division)及び経済犯罪管理課(Economic Criminal and Governance Division)、州執行課(State Prosecution Division)が配置されている。



シンガポール検事局(AGC)組織図

(3) 他団体との協力

シンガポール警察の知的財産部隊(IPRB)の協力を受けて、刑事告発した知的財産侵害者に対する捜査を行っている。

シンガポール税関(Customs)及び移民登録局(Immigration and Check Points Authority of Singapore (ICA))

(1) 主な業務内容

シンガポール税関は 1910 年に設立された組織であり、2003 年 4 月に現在の体制になった。さらに利用者のニーズに応じるため、また、シンガポールが国際貿易ハブになるために、2005 年 7 月に税関としてのミッション、目標と価値等を見直した。財務省(Ministry of Finance)配下の組織であり、Customs Act に基づいて活動している。主に通関業務を担当しており、シンガポール警察の知的財産部隊(IPRB)と協力して、知的財産権の保有者の申し立て又は職権で模倣品の取り締まりを行っている。

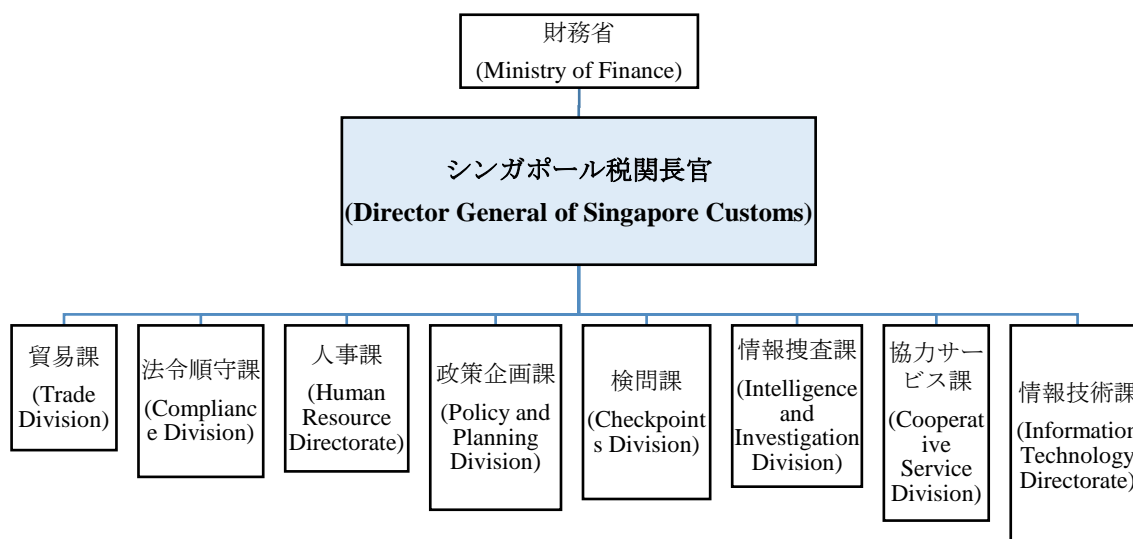
移民登録局(ICA)は、内務省(Ministry of Home Affairs)配下の組織であり、1900 年の始めに設立されたシンガポール移民登録局(Singapore Immigration and Registration(SIR))と

関税・消費税検問執行部 (the Checkpoints Operations of Customs and Excise Department(CED))が 2003 年 4 月 1 日に合併されたことにより設置された。入国者の管理及び、その人の持ち物がシンガポールに入る際の管理を行っている。

入国者が模倣品をシンガポールに持ち込まれないように取り締まりを行うと共に、一般公衆への周知を行っている。

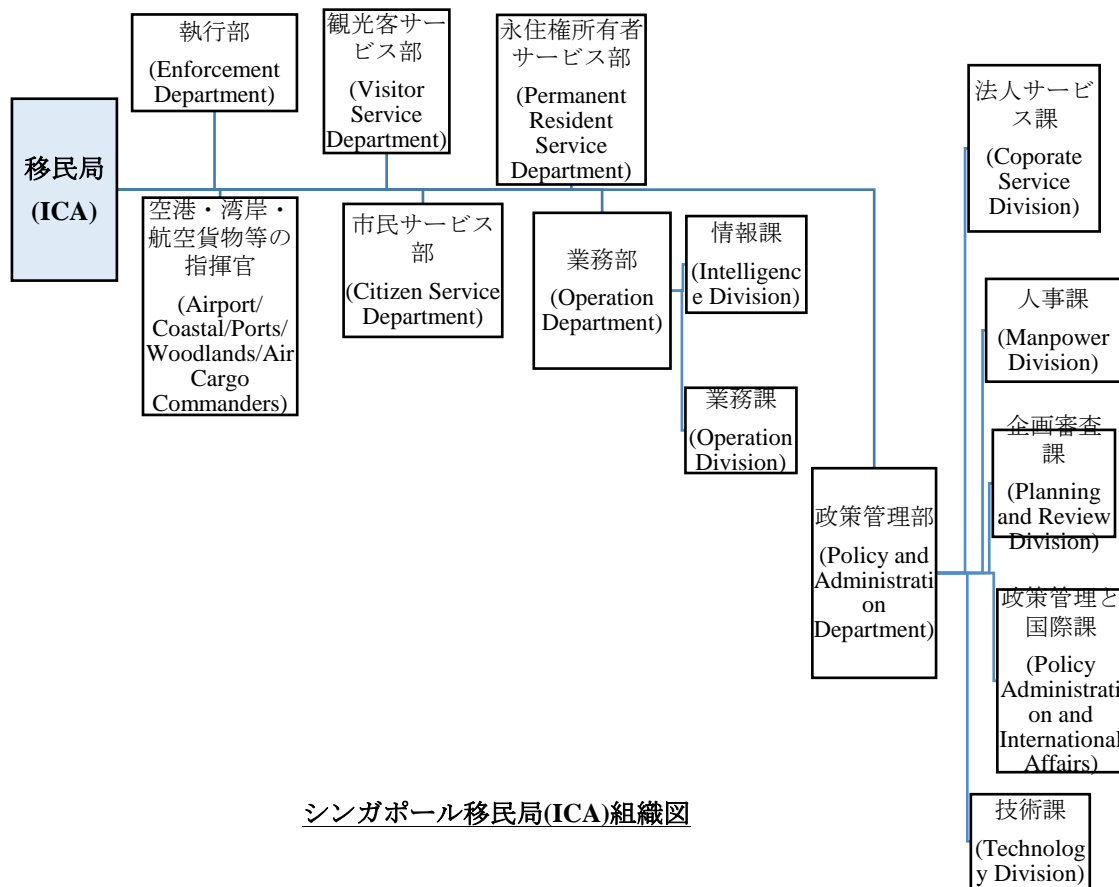
(2) 組織構成

税関長官の下には貿易課(Trade Division)、法令順守課(Compliance Division)、人事課(Human Resource Directorate)、政策企画課(Policy and Planning Division)、検問課(Checkpoints Division)、情報捜査課(Intelligence and Investigation Division)、協力サービス課(Cooperate Services Division)、情報技術課(Information Technology Directorate)が設置されている。その他にはシンガポール税関アカデミー(Singapore Customs Academy)と内部監査局(Internal Audit Branch)がある。



シンガポール税関組織図

移民局本局は業務部(Operation Department)と政策管理部(Policy and Administration Department)によって組織されており、それぞれの下には情報課(Intelligence Division)、業務課(Operation Division)、法人サービス課(Corporate Service Division)、人事課(Manpower Division)、企画審査課(Planning and Review Division)、政策管理と国際課(Policy Administration and International Affairs)、技術課(Technology Division)が設置されている。また、空港や湾岸等には航空貨物検査課等が設けられており、その他にも執行部(Enforcement Department)、観光客サービス部(Visitor Service Department)、市民サービス部(Citizen Service Department)、永住権所有者サービス部(Permanent Resident Service Department)等がある。



シンガポール移民局(ICA)組織図

(3) 他団体との協力

シンガポール税関は世界税関機構 (World Customs Organization(WCO))の一員であり、国際貿易の円滑化等に協力している。また、アジア太平洋経済協力(APEC)、アジア欧州会合(ASEM) と ASEAN 域内の税関基準の枠組み構築の為に連携活動を行っている。シンガポール税関は、シンガポール警察の知的財産部隊(IPRB)と協力して、知的財産権の所有者の申し立て又は職権で模倣品の取り締まりを行っている。

シンガポール最高裁判所(Supreme Court Singapore)

(1) 知財関連業務の特徴

最高裁判所は 1819 年 2 月 6 日に設立され、1969 年に現在の組織になった。世界レベルの司法組織の確立、維持等を目的としている。

最高裁判所管轄の高等裁判所(High Court)に知財専門の部署を設けて、専門的な審理を行える体制となっている。また、裁判所内の組織である専門家養成研修委員会(Training and Professional Development Committee(TPDC))にて知的財産等の専門的分野について習得できる体制となっている。2013 年 9 月に知的財産裁判所ガイド(The Intellectual Property Court Guide)が定められ、知財訴訟についてはこのガイドに従って手続きが進められて

おり、知財専門の裁判所は設置されていないものの、専門知識を要する知財訴訟に対応できる体制が整備されている。

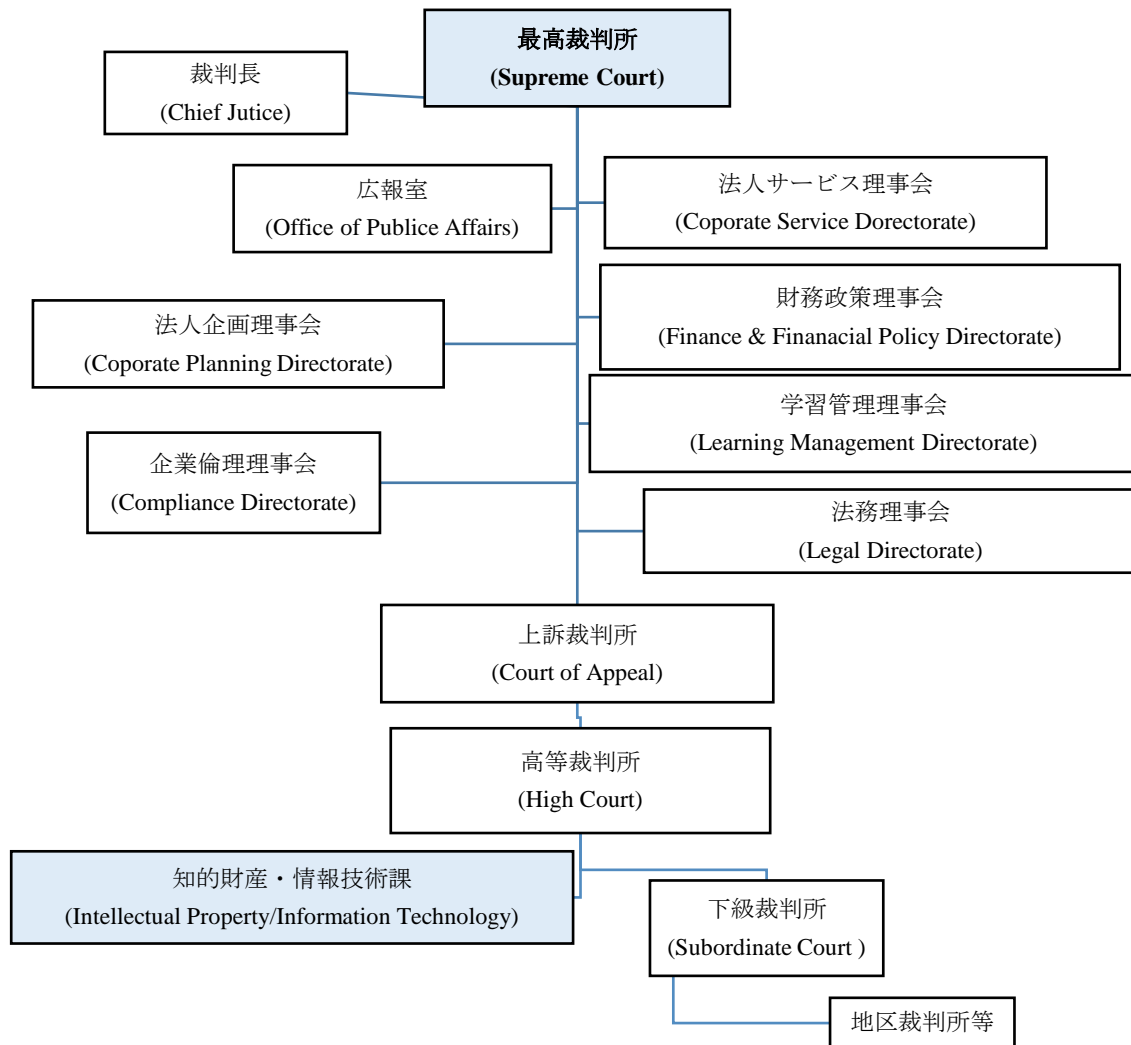
なお、シンガポールの裁判制度は第一審と上訴審の二審制となっている。

(2) 組織構成

シンガポールの裁判所はシンガポール憲法 93 条により、最高裁判所(Supreme Court)と下級裁判所(Subordinate Court)に分けられている。最高裁判所には上訴裁判所(the Court of Appeal)と高等裁判所(the High Court)が設けられており、民事事件と刑事事件をともに扱う。最高裁判所は、裁判長(Chief Justice) / Chief Executive の配下に、法人サービス理事会(Corporate Service Directorate)、財務政策理事会(Finance & Financial Policy Directorate)、広報室(Office of Public Affairs)、法人企画理事会(Corporate Planning Directorate)、学習管理理事会(Learning & Management Directorate)、企業倫理理事会(Compliance Directorate)、法務理事会(Legal Directorate)等が配備される構成となっている。

下級裁判所には、民事と刑事事件を扱う地区裁判所(District Court)と治安裁判官法廷(Magistrates' Court)の他、検死官裁判所(Coroner's Court)、少年法廷(Juvenile Court)、交通裁判所(Traffic Court)、陳述裁判所(Mentions Court)、裁判宣告裁判所(Sentencing Court)、選別裁判所(Filter Court)の刑事事件関連の専門裁判所がある。

また、高等裁判所は重大犯罪に対する第一審裁判所でありながら、下級裁判所である地区裁判所と治安裁判官法廷に対する第二審裁判所でもある。



シンガポール裁判所組織図

(3) 他団体との協力

今回の調査範囲内では特になし。

世界知的所有権機関シンガポールオフィス (WIPO Singapore Office)

(1) 主な業務内容

WIPO シンガポールオフィスは、アジア太平洋地域の国々における知的財産分野に関する普及及び促進のため、加盟国の合意により 2005 年 2 月に設立された。

主な設立目的は、WIPO とアジア太平洋地域の国々の政府との関係強化、知的財産の普及に関する技術的なサポート、WIPO 本部へのアジア太平洋地域の知的財産の状況報告等である。活動内容はシンガポール政府と WIPO との合意により決定される。

主な活動として、PCT、マドリッド・プロトコル、ハーグ協定の普及促進、WIPO のシンガポール仲裁センターのサポート、プロモーションを実施している。

また、「ASEAN IP Right Action Plan 2011-2015」の実現に向けたサポートを行っている。ASEAN 各国での知財に関する地域イベントや研修会の開催も共同開催含め年間 150 件以上もある程積極的に参加している。

(2) 組織構成

シンガポールオフィスは、5 名の専門家により構成されており、WIPO シンガポールオフィス及び仲裁センターの業務を実施している。また、ASEAN 域内の企業へのサービス、支援、情報提供等の活動も行っている。

(3) 他団体との協力

シンガポール及び周辺地域の政府／国際機関と協力関係にある。知的財産に関連する団体をはじめ、以下の表に示した団体等との協力関係の構築を積極的に行っている。

WIPO Singapore Office との協力団体

Secretariat of the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN)
Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC) Secretariat
European Commission
Singapore International Arbitration Centre (SIAC)
International Confederation of Societies of Authors and Composers (CISAC)
Composers and Authors Society of Singapore (COMPASS)
international organization of mechanical rights societies (BIEM)
the Ministry of Law of Singapore
Ministry of Foreign Affairs of Singapore
Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)
IP Academy; Agency for Science, Technology and Research (A* STAR)
the National University of Singapore
Nanyang Polytechnic the Nanyang Technological University

b. 民間団体

以下の民間団体について公知情報から活動内容について調査した。

シンガポール発明家協会	SIDA (Singapore Inventors' Development Association)
シンガポール弁理士会	ASPA (Association of Singapore Patent Agents)
国際知的財産保護協会 シンガポール	AIPPI Singapore (International Association for the Protection of Intellectual Property)

	Singapore)
シンガポール編曲者・作曲家協会	COMPASS

シンガポール発明者協会 (Singapore Inventors' Development Association(SIDA))

(1) 主な業務内容

発明者間で発明のアイデアの改善や具体化等を相互にアシストすることを目的としている団体である。発明の保護についてもメンバー間で議論されているようである。1982年設立と比較的長い歴史を持つ。

約2ヶ月に1度の頻度で団体内での会合を実施しているようである。

入会料はS\$50、年会費はS\$36であり、入会すると会合に参加できる、商用化についての支援を受けられるといったメリットがある。

ホームページ上に開示されている2012年までのロードマップによれば、IPOS等の他団体との協力関係の構築や、発明者がアドバイスを求められる組織内のAdvisorsネットワークの構築等が計画されている。

シンガポール弁理士会 (Association of Singapore Patent Agents(ASPA))

(1) 主な業務内容

シンガポール弁理士会は、2002年に設立された。シンガポールで登録している弁理士(Patent Agent)と弁理士試験勉強中の者がメンバーとなっている。2014年1月現在で、会員数は131名である。

会員が、高い倫理観を持って、高いレベルの特許関連業務を顧客に提供することを目指し、会員に対して教育や研修を行っている。また、特許に関する知識を会員間で相互共有すること等も目的としている。

他の団体との交流も図っており、米国知的財産法協会(American Intellectual Property Law Association (AILPA))とのセミナー開催等を行っている。具体的な交流内容はASAPのホームページに掲載されている。

IPOSの支援を受けて活動を行っている。また、弁理士の研修をIP Academyと協力して実施している。

国際知的財産保護協会 シンガポール(International Association for the Protection of Intellectual Property ,AIPPI Singapore)

(1) 主な業務内容

AIPPIの活動のシンガポールでの実施を主な目的として、1998年に設立された。各国の知的財産権に関する比較検討を行い、制度調和を図る活動を行っている。また、会員に対し、シンガポール及びその他地域の法制度や実務についての情報を発信して

いる。

会員は法人会員 13 社、個人会員 35 名となっている。個人会員は特許事務所や法律事務所に所属している者が殆どである。

AIPPI 会合への参加や、他団体のシンガポール来訪時のホスト等の活動を行っている。また、IPOS と審査手続きについての意見交換や、IP Hub Master Plan の実現に向けた協力を行っている模様である。

シンガポール編曲者・作曲者協会 (COMPASS)

(1) 主な業務内容

シンガポール編曲者・作曲者協会(COMPASS)は、非営利の公共企業であり、編曲者・作曲家(及びその相続人)・音楽作品とその関連歌詞の出版社の著作権利益を保護・促進するために 1987 年に設立された。楽曲等の使用者から使用料を徴収し、著作権者に分配する活動を主な事業としている。

また、一般消費者向けに、著作権の保護についての公報イベントを開催している。

ライセンス料等の収入が 2,000 万 S\$弱(2012 年)であり、運営費を除いた 1,800 万 S\$程度を著作権者に分配している。

(2) 組織構成

経営を管理する”管理委員会”(Management Committee)、一般消費者向けに COMPASS や著作権に関する公報活動や入会申請等を担当する”公報及び会員委員会”(Public & Membership Relations Committee)、ライセンス料分配ルールの検討、ライセンスに関する検討を行う”ライセンス・分配委員会”(Licensing & Distribution Committee)から成る。

(3) 他団体との協力

ライセンス料回収等の業務において、他の著作権管理団体と連携している。COMPASS の HP で具体例として挙げられているのは以下の団体。

- ASCAP (American Society of Composers, Authors and Publishers)
- BMI (Broadcast Music, Inc.)
- CASH (Composers and Authors Society of Hong Kong)

c. 教育機関

以下の教育機関について知財の取り組み状況を調査した。

IP アカデミー	IP Academy Singapore
シンガポール大学	NUS (National University of Singapore)

IP アカデミー (IP Academy Singapore)

(1) 主な業務内容

2003年に政府主導で設立された、知的財産に関する教育機関である。世界に通用するレベルの知的財産の人材育成を目的としている。

以下の受講者を想定して、知的財産に関するプログラムを提供している。

- Public Sector Officers
- IP Business Consultants and SMEs
- Technology Transfer Officers / Research Scientists and Engineers
- Patent Agents and Lawyers

IP Academy とシンガポール大学が共同で運営する”Graduate Certificate in Intellectual Property Law program”を修了することが、シンガポールで Patent Agent の試験を受けるための要件になっている。このプログラムで知的財産に関する基本的な内容を習得できるようになっている。

(2) 組織構成

2012年4月より IPOS 配下の組織となっている。取締役会(Board of Directors)が設置され、議長は IPOS の長官(Chief Executive)が勤めている。教育プログラムを提供する Programmes 部門、研究を担当する Research 部門等の組織がある。人員は約 20 名。

(3) 他団体との協力

IPOS, WIPO Academy, Franklin Pierce Center for IP と以下の活動を協力して実施している。

IP Academy と他団体との協力

IPOS	2013年に、共同で Global Forum on IP (GFIP)を開催した。世界中から 600名を超える参加者を集めた。
WIPO Academy	2013年に共同でサマースクールを開催した。参加者は 29名。2014年も開催予定。
Franklin Pierce Center for IP	Franklin Pierce Center のサマープログラムに 2名の人員を派遣している。また、共同で Singapore でのサマースクールを開催することを計画している。

さらに、広州開発区(Guangzhou Development District (GDD))と知的財産保護に関するプログラム等を開催することについて、覚え書きを締結した。また、CEIPI (University of Strasbourg)と知的財産分野におけるヨーロッパ及びアジアでの教育及び研究への取り組みを行うことについて合意した。

シンガポール大学 (National University Singapore(NUS))

(1) 主な業務内容

シンガポール大学は 1905年にシンガポールに設置された高等教育機関を前身にして

いる。1962年にマレーシア大学の一部が University of Singapore となった。アジアの中心で世界をリードし、未来に影響を与える大学になることを使命としている。

大学院には Master of Laws (Intellectual Property & Technology Law) コースを設けている。著作権、特許、意匠、商標といった伝統的な知的財産法に関する授業に加えて、biomedical law, telecommunication law, internet law といった分野についても学習できるコースとなっている。

また、上述したように IP Academy と共同で知財に関するコースを開設している。大学の研究成果の普及促進のため、シンガポール大学の組織である NUS Enterprise ILO (Industry Liaison Office) により、発明の評価、特許出願、特許管理等の業務を実施している。

[参考資料]

INTELLECTUAL PROPERTY (IP) HUB MASTER PLAN

<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Press%20Release/IP%20HUB%20MASTER%20PLAN%20REPORT%202%20APR%202013.pdf>

IPOS ANNUAL REPORT YEAR IN REVIEW

<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Annual%20Report/2012-2013/index.html>

IP Academy Annual Reports

http://www.ipacademy.com.sg/section/publications/annual_report.html

The Intellectual Property Court Guide

<http://app.supremecourt.gov.sg/data/doc/ManagePage/43/IP%20Court%20Guide.pdf>

平成 23 年度特許庁委託事業 模倣対策マニュアル シンガポール編(2012 年 3 月 日本貿易振興機構(ジェトロ))

アセアン・インド知財保護ハンドブック(JETRO, 2012 年 8 月)

3.4 タイ

3.4.1 概要

タイは、農業国から高度成長期を経て工業国へと変貌を遂げており、2011年の大洪水被害と2013年末からの動乱による内政情勢についての懸念はあるものの、日本からの直接投資は多く、自動車関連企業をはじめとする日系企業の東南アジア進出国ランキングでは中国に次いで、インドネシアと順位を争っている。日系企業にとって、タイの知的財産権保護への取り組みと状況は常に注目されていると言っても過言ではない。

タイでは模倣品が多く流通しており、現在、米国のスペシヤル 301 条の優先監視国に指定されている。模倣品侵害対策の一つとして、タイ政府は、知的財産を専門に扱う裁判所(タイ知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC))を設置した。ASEAN 諸国の中で知的財産裁判所があるのはマレーシアを除き、タイだけである。

タイにおける知的財産に関する法律は、特許法(1992年制定)、商標法(1991年制定)、著作権法(1994年制定)、植物品種保護法、営業秘密法(2002年制定)及び地理表示法(2003年制定)である。タイの特許法には、小特許及び工業意匠が含まれる。出願件数は特許と実用新案合計で8000件程度、意匠が3500件程度、商標出願が45000件程度である(2012年)。特許の保護期間は出願日から20年、小特許は6年(但し、権利期間を2年間2回延長可能)、意匠は10年である。

また、ASEANには1967年の結成時から加盟しており、1989年にアジア太平洋経済協力(APEC)に参加している。国際条約等の加盟状況については、パリ条約に2008年、PCTに2009年に加盟した。TRIPS条約にも加盟した。一方、マドリッド・プロトコルには現時点で未加盟である。

なお、2014年に日本とタイの間で特許審査ハイウェイ(PPH)の試行プログラムを開始している。PPHに関して、日本にとっては27カ国・地域目の知財当局との合意になるが、タイにとっては初の試みとなる。タイでは審査遅延が問題になっており、PPHが遅延解消の一手段として期待されている。

3.4.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

タイ商務省知的財産局	Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce(DIP)
タイ税関及び中央税関局「検査及び鎮圧局」	Customs Department, Investigation and Suppression Bureau
タイ知的財産及び国際取引中央裁判所	the Central Intellectual Property and International Trade Court (CIPITC)

経済警察	Economic and Cyber Crime Division(ECD)
特別捜査機関	Department of Special Investigation, DSI
国家科学技術開発機関(NSTDA)	National Science and Technology Development Agency
タイ科学技術研究所(TISTR)	Thailand Institute of Scientific and Technological Research

タイ商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce (DIP))

(1) 主な業務内容

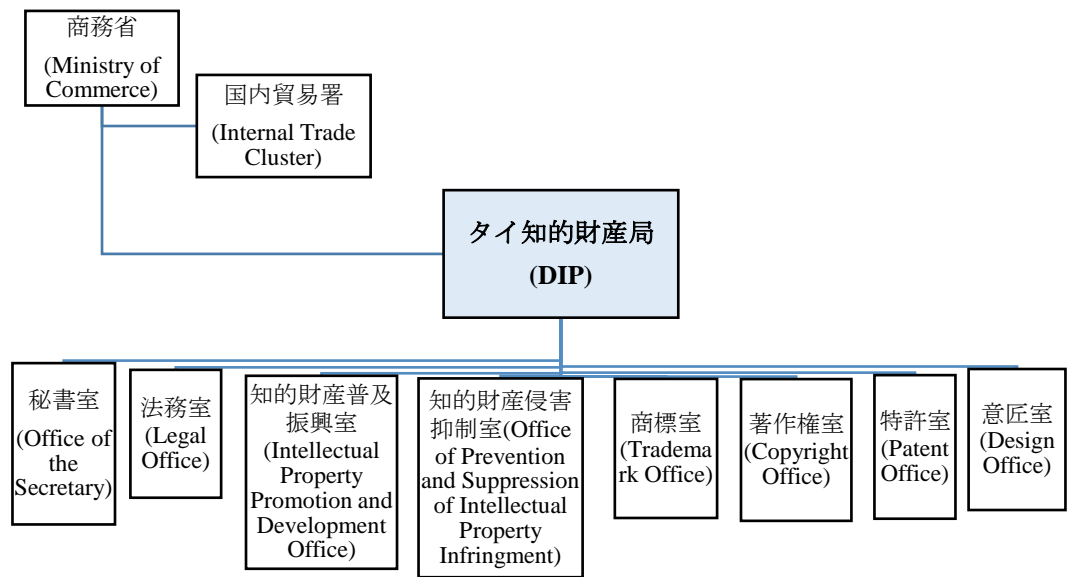
タイ商務省知的財産局(DIP)は、1992年に商務省配下に設立された組織であり、知的財産権の保護及び侵害の抑制のための措置の実施、知的財産権の管理システムの構築並びに知的財産権の重要性の啓蒙活動等を目的としている。また、タイ商務省知的財産局では、2013年の戦略プラン (Department of Intellectual Property Strategic Plans for 2013) として、「国内外の知的財産権の保護のためのシステム開発」を挙げている。

(2) 組織構成

タイ商務省知的財産局は、次の7部門から構成される。

- ① 秘書室 (Office of the Secretary)
- ② 法務室 (Legal Office)
- ③ 知的財産普及振興室 (Intellectual Property Promotion and Development Office)
- ④ 知的財産侵害抑制室 (Office of Prevention and Suppression of Intellectual Property Infringement)
- ⑤ 商標室 (Trademark Office)
- ⑥ 著作権室 (Copyright Office)
- ⑦ 特許室 (Patent Office)
- ⑧ 意匠室 (Design Office)

タイ商務省知的財産局の職員数は約400名、そのうち特許室の審査官が約40名、商標室の審査官が約20名である。



タイ商務省知的財産局(DIP)組織図

(3) 他団体との協力及び活動内容

他国の特許庁と知的財産の取り組みや法制度等に関するセミナーを行っている。また、経済警察（ECD）や知財裁判所（CIPITC）等と連携し、模倣品対策に関するセミナーやディスカッションを行っている。

他の活動内容として、タイ商務省知的財産局は WIPO と提携し、WIPO と ASEAN 諸国の共同ワークショップを開催している。中には、タイでも問題となっている模倣品侵害に関連している著作権侵害防止のワークショップが開かれ、著作権管理についての経験や意見交換の場を提供した。また、韓国等他国とも知的財産関連のセミナーや著作権フォーラム等を積極的に開催している。他には、タイ国内を対象とした知的財産制度を紹介する E-Learning のコースを提供している。

タイ税関 (Customs Department)

(1) 主な業務内容

知的財産権の執行及び国境における模倣品の取り締まりが主な業務である。また、タイ税関は、世界標準の税関システムの確立を戦略として掲げている。タイにおける通関手続きでの知的財産権の侵害保護に関する法規は、税関の法律や知的財産関連法、さらに商務省下にある物品輸出入法といったその他の法律によっても保護されている。

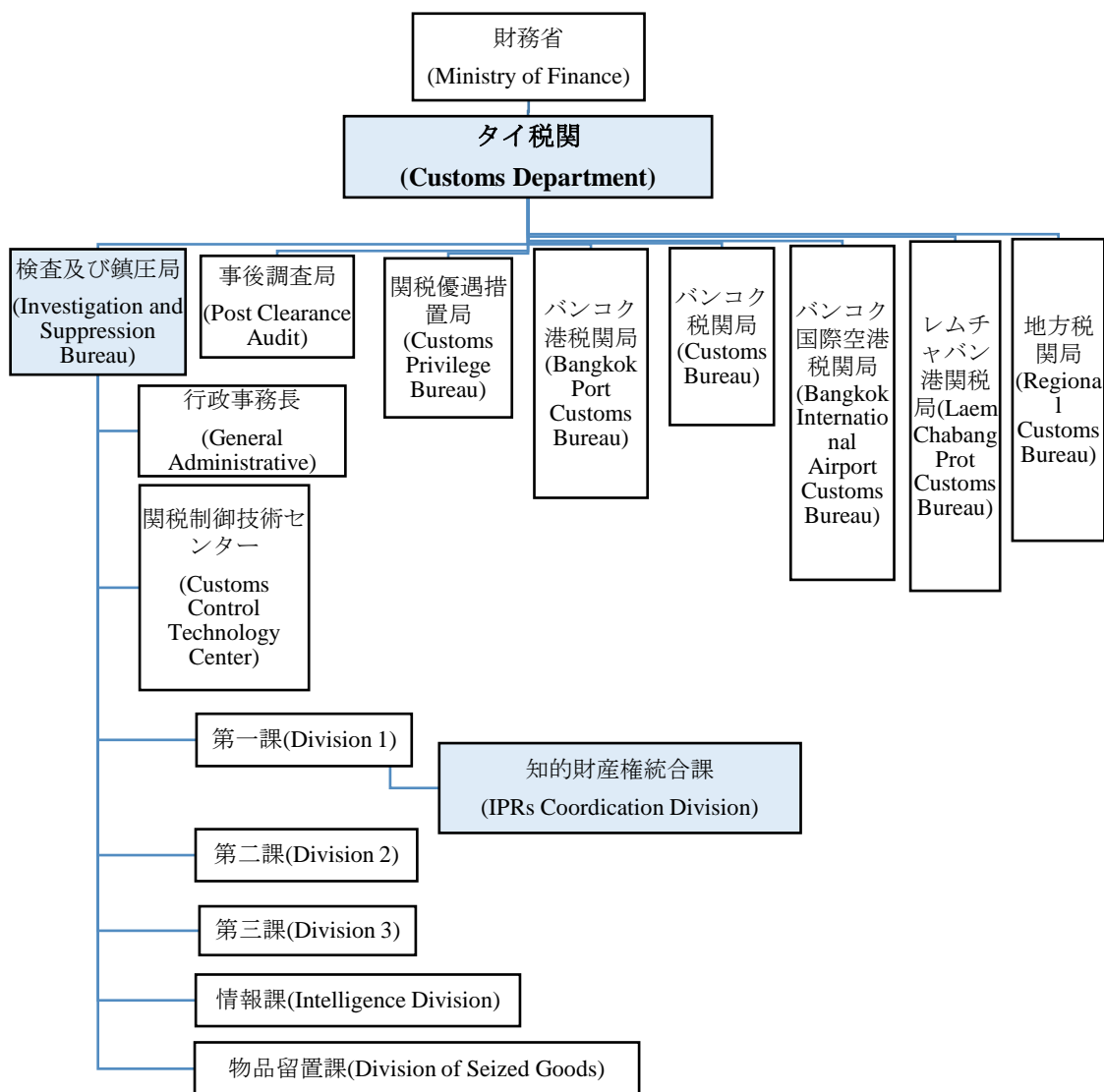
税関で扱う知的財産権の犯罪について、知的財産権の侵害に関する取締りを含む税関法及びその他関連法規に反した犯罪の捜査や取り締まり及び鎮圧に関しては、検査及び鎮圧局(Investigation and Suppression Bureau)が責務を有する。税関は、

タイ関税法(BE2469)及びタイ輸出入法(BE2522)、著作権法、特許法、商標法等に基づき、裁判所命令によることなく、商標と著作権に係る知的財産侵害物品を独自の権限により差し止め、没収、処分することが可能である。権利者からの要請に基づき、または職権により積極的に差し止め等を行っているようである。

(2) 組織構成

タイ税関は、財務省配下の政府組織である。政府官員と従業員(正規雇用と臨時雇用を含む)の人数が 6,000 人以上いる。タイ税関において、通関手続き、税金、関税の収集及び輸出入検査を行う組織は、次の通りである。

- ① 検査及び鎮圧局(Investigation and Suppression Bureau)
- ② 事後調査局(Post Clearance Audit)
- ③ 関税優遇措置局(Customs Privilege Bureau)
- ④ バンコク港税関局(Bangkok Port Customs Bureau)
- ⑤ バンコク税関局 (Customs Bureau)
- ⑥ バンコク国際空港税関局(Bangkok International Airport Customs Bureau)
- ⑦ レムチャバン港税関局(Laem Chabang Port Customs Bureau)
- ⑧ 地方税関局(Regional Customs Bureau)



タイ税関組織図

(3) 他団体との協力

税関は知的財産局との協力により、登録済の商標（イメージを含む）、登録者（及び代理人）名、輸出入業者ブラックリスト等の情報を含むデータベースを開発し利用している。模倣品の取締り、押収等の際にはタイ警察の協力を得て業務を行う。また、特別捜査機関(DSI)と知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)とも関連業務において連携している。

タイ知的財産及び国際取引中央裁判所(The Central Intellectual Property and International Trade Court (CIPITC))

(1) 主な業務内容

タイ知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)は 1997 年 12 月 1 日に設立された。アジアで最初の知的財産の専門裁判所である。CIPITC の設立のため、1996 年に知的財産及び国際取引に関する裁判所法の施行及び陪席判事の整備等が行われている。

設立の目的は、知的財産と国際貿易に関する紛争の迅速かつ適正な手続の提供である。また、設立の背景には、タイは以前から模倣品の中心地として知られており欧米諸国からの法整備の要求が高まっていたこと、国際貿易の中で管轄権を所有しなかったこと、海外企業の投資等を誘致しなかったこと等があった。

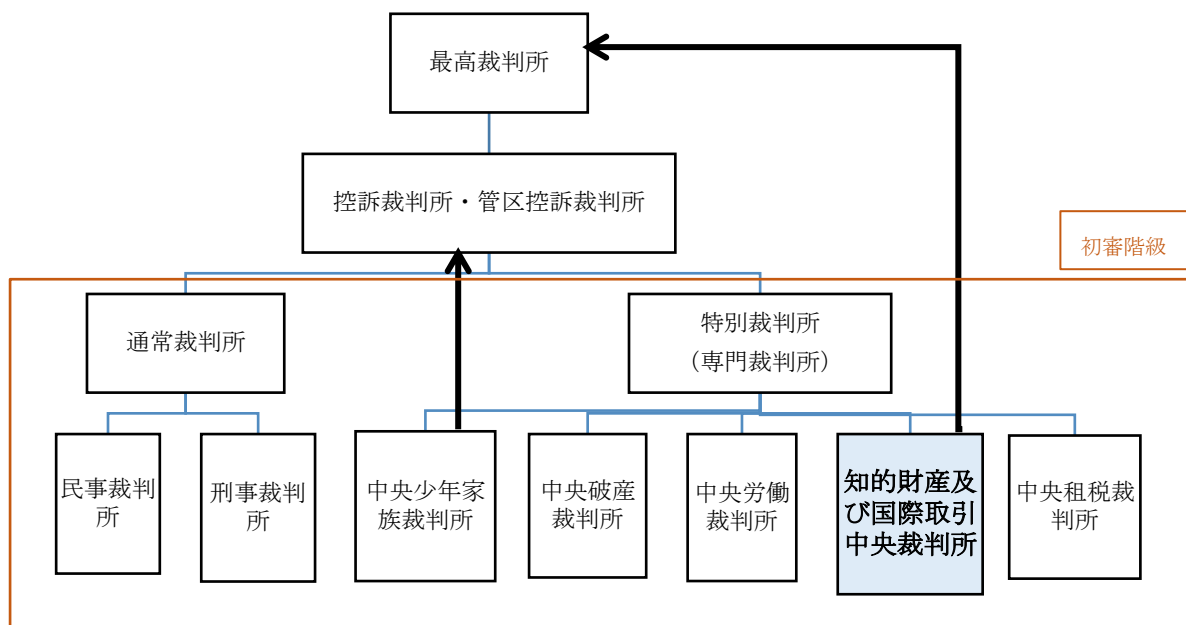
通常の事件と異なる知識が求められる、知的財産及び国際取引に関する刑事／民事事件において、公正・迅速かつグローバル基準で信頼される手続を行うため、これらに精通した判事及び補助判事に事件を処理させる第一審裁判所として CIPITC は設置されている。多くの先進国における特別な知的財産裁判所とは異なり、CIPITC はタイ全土における知的財産権の権利行使に関して民事及び刑事の双方に関する排他的管轄権を有している。この上級審は最高裁判所となる。

知的財産法に関する刑事及び民事事件としては、特許権、商標権又は著作権の侵害に関するものがある。また、技術移転やライセンスに関する事件も民事事件として扱われる。年間数千件の刑事事件と年間約 500 件の民事事件を処理している。

審理は 2 名の判事(Career Judge)と 1 名の補助判事(Associate Judge)が担当する。判事(Career Judge)は、法学部を出て、知的財産、国際貿易の知識を有する事が要件とされる。補助判事(Associate Judge)は、知的所有権についての外部の専門家で、知的財産・国際貿易のコースに参加し、試験・面接を合格して採用された者で、法学部教授・研究者・エンジニアなどがいる。2006 年時点において、判事は 29 人、補助判事は 127 人であった。

(2) 組織構成

タイ知的財産及び国際取引中央裁判所は特別裁判所下に設置されており、その他には中央租税裁判所、中央破産裁判所と中央労働裁判所等の同等階級の裁判所がある。タイの司法裁判所の主な構成を以下の図に示す。



タイ司法裁判所構成図

(3) 他団体との協力

知的財産侵害事件で押収等時は警察の協力を得ながら行使する。

経済警察 (Economic and Cyber Crime Division(ECD))

1987年に警察庁は知的財産を含む経済犯罪に対応するために特別組織を設置し、その後、1991年に商業犯罪捜査課(ECID (The Economic Crime Investigation Division))と名づけられた。この部署は警察の中央捜査局下にある。2005年6月、ECIDを管轄する経済警察(ECD)が設置された。

経済警察(ECD)は、国内における損害金額50万バーツ以下の知的財産権侵害について、権利者からの情報・要請もしくは職権に基づき摘発(レイド、差押え)を行う。尚、50万バーツ以上の被害のある知的財産権侵害の場合は、特別捜査機関が扱う。

著作権については権利者の訴えがない限り逮捕は行わない。特許権については、権利者からの訴えとそれを証明する材料の提出に基づき、裁判所の令状を取得の上で摘発を行う。取締りや差押えを成功させるためには、権利者からの情報提供やDIPの協力が必要である。

なお、差押え(レイド)の後、押収した物品の本物/偽物の鑑定が速やかに行われる。タイ知的財産局(DIP)とはセミナーや知識向上のための協議を行っている。

特別捜査機関 (Department of Special Investigation (DSI))

(1) 主な業務内容

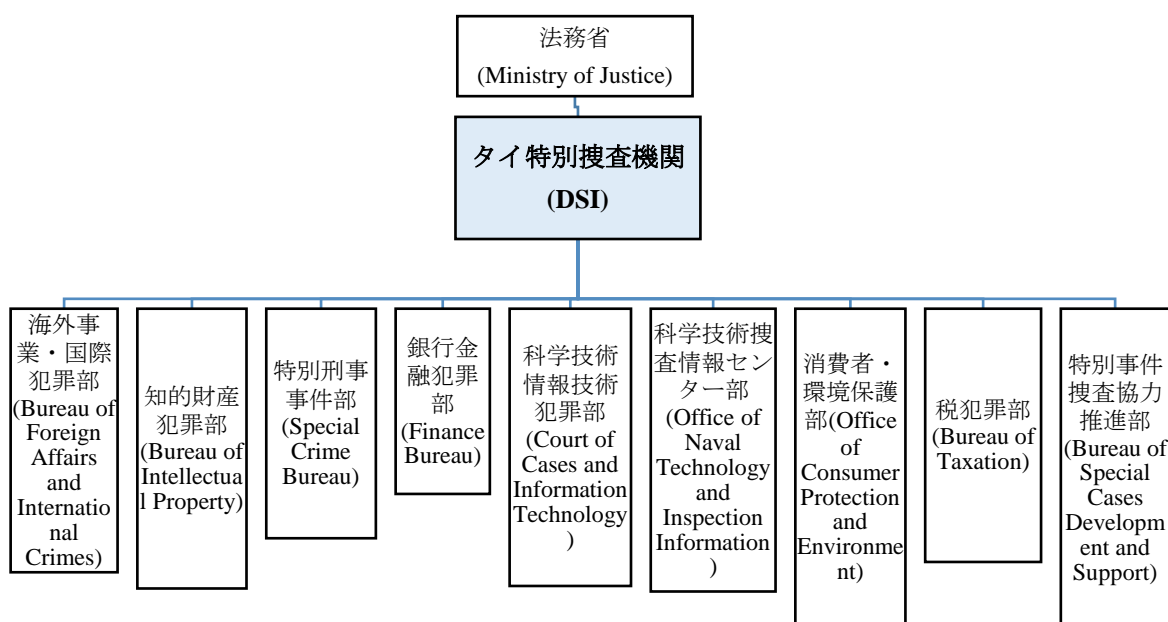
特別捜査機関(DSI)は、2002年10月3日に法務省(Ministry of Justice)下に設立され

た、特別技能を持つ専門家から構成される特別な捜査機関である。根拠法はタイの特別捜査法である。特別捜査機関は、一般人の公益や道徳に弊害があるケース、国家の安全、国際関係及び財政的経済的システムの安全に関わる刑事的犯罪、国際間にまたがる犯罪、組織化された犯罪、さらに財政、銀行、知的財産、消費者保護、環境保護及び E-Commerce に関する法律に基づく犯罪を扱っている。

特別捜査機関において、知的財産案件を扱う部署は知的財産犯罪部であり、50万パーツ以上の模倣品被害のある知的財産権侵害の刑事犯罪を扱う。知的財産権の権利者は、権利侵害があった場合、特別捜査機関又は経済警察に摘発を要請する。また、商標権以外の侵害事件についても、経済警察にない特別な捜査権限を与えられている。

(2) 組織構成

特別捜査機関は、海外事業・国際犯罪部(Bureau of Foreign Affairs and International Crimes)、知的財産犯罪部(Bureau of Intellectual Property)、特別刑事事件部(Special Crime Bureau)、銀行金融犯罪部(Finance Bureau)、科学技術情報技術犯罪部(Court Cases and Information Technology)、科学技術捜査情報センター部(Office of Naval Technology and Inspection Information)、消費者・環境保護部(Office of Consumer Protection and Environment)、税犯罪部(Bureau of Taxation)、特別事件捜査協力推進部(Bureau of Special Cases Development and Support)によって組織されている。



タイ特別捜査機関(DSI)組織図

(3) 他団体との協力

タイ国家警察庁とは独立しているが、侵害事件の捜査等においては警察と協力しながら、業務を遂行する。

国家科学技術開発機関 (National Science and Technology Development Agency(NSTDA))

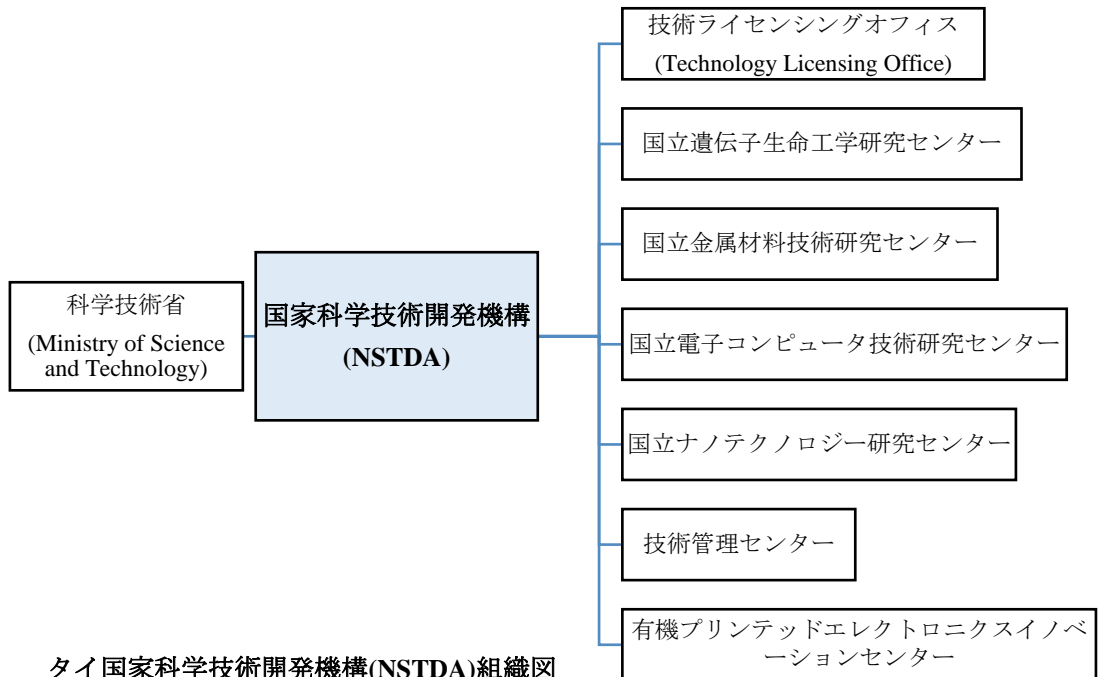
(1) 主な業務内容

国家科学技術開発機関(NSTDA)は、1991年12月30日に科学技術開発法に基づき、科学全般の研究開発、技術移転、人材育成を行う目的で科学技術省(MOST)監督下に設置された独立研究所である。タイ国内の科学研究開発をはじめ、技術移転及び人材育成等を主な業務として活動を行っている。

国家科学技術開発機構において知的財産を担う組織は、技術ライセンスオフィス(Technology Licensing Office (TLO))である。TLOは、国家科学技術開発機関における知的財産の管理及び特許技術の移転促進に責任を負っている。

(2) 組織構成

国家科学技術開発機関のスタッフは、2600人であって、そのうち約7割が研究部門に属している。所属の研究施設として、従来設置されていたタイ国立遺伝子生命工学研究センター、タイ国立金属材料技術研究センター、及びタイ国立電子コンピュータ技術研究センターに、タイ国立ナノテクノロジー研究センター、タイ技術管理センター及びタイ有機プリントドエレクトロニクスイノベーションセンターが加わった。



(3) 他団体との協力

国家科学技術開発機関では、政府機関のみならず、大学と民間企業とも研究開発の連携をしている。また、外国とも共同研究や産業連携等の協定を行っている。日本では東京大学や東京工業大学等も国家科学技術開発機構と協力している。

(4) 今後の目標

国家科学技術開発機関の 2016 年までの研究開発戦略は「農業と食物」、「エネルギーと環境」、「健康と医学」、「バイオリソースとコミュニティ」と「製造とサービス産業」の 5 つの分野において具体的な成果を挙げることである。

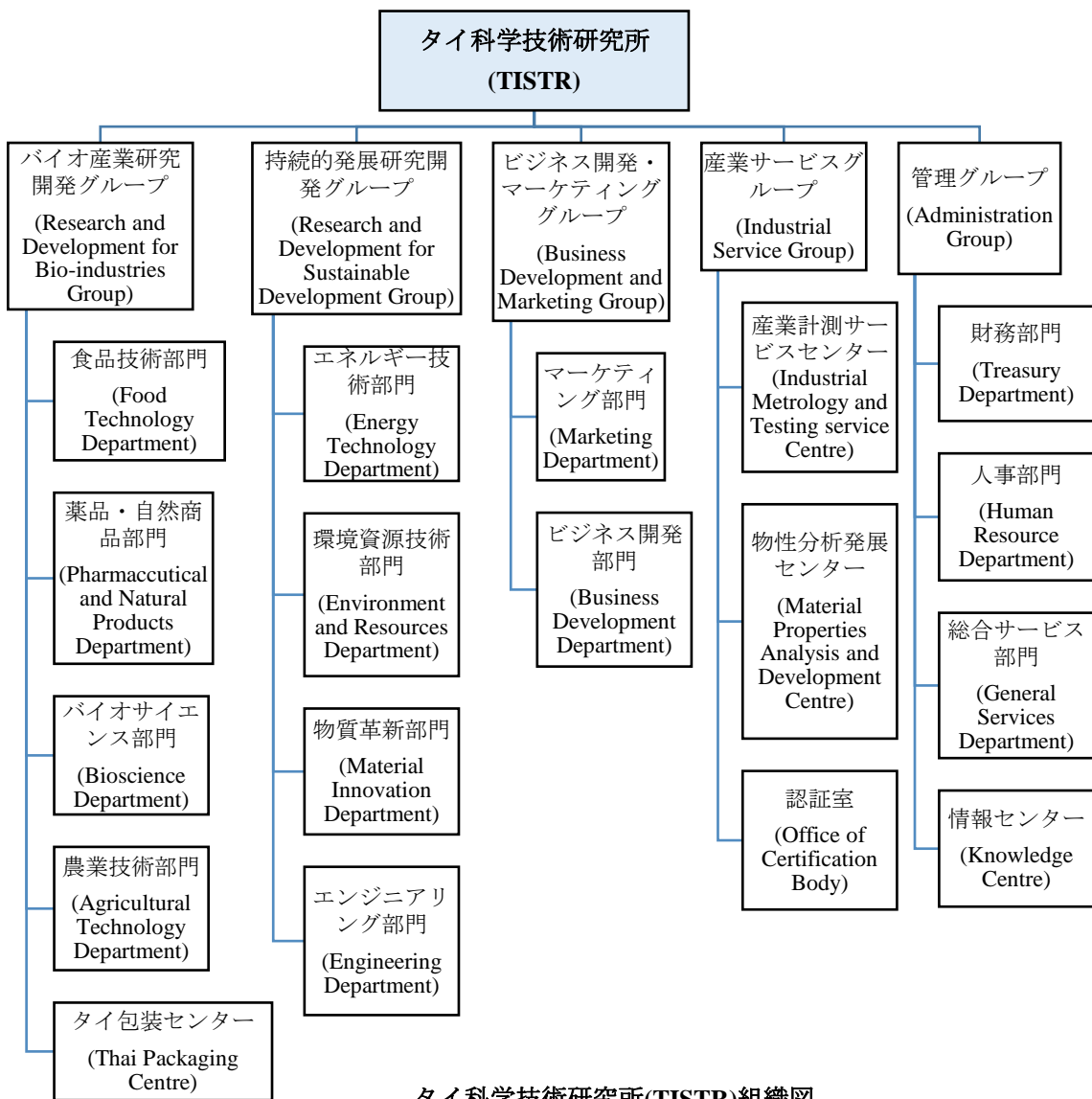
タイ科学技術研究所 (Thailand Institute of Scientific and Technological Research (TISTR))

(1) 主な業務内容

タイ科学技術研究所(TISTR)は、タイの社会経済を持続的に発展させる産業技術の研究を目的として設立された、タイ初の国立科学技術研究所である。前身は 1963 年 5 月 25 日に設立されたタイ応用科学研究所であり、1979 年に科学技術環境省(MOST)の新設に伴い、同研究所をタイ科学技術研究所に改称した。国家事業の推進という位置づけで、食品、健康、医療機器及び環境関連の研究を中心に研究開発を行っている。また、ASEAN 域内におけるタイ企業の発展にも貢献している。

(2) 組織構成

タイ科学技術研究所は、バイオ産業研究開発グループ(Research and Development for Bio-industries Group)、持続的発展研究開発グループ(Research and Development for Sustainable Development Group)、ビジネス開発・マーケティンググループ(Business Development and Marketing Group)、産業サービスグループ(Industrial Service Group)、管理グループ(Administration Group)から構成されている。分野によっては各グループの下に更に部門を設置している。



タイ科学技術研究所(TISTR)組織図

(3) 他団体との協力

日本の産業技術総合研究所（産総研）を始め、海外の産業研究所とワークショップを開催する等、様々な研究分野において意見交換を行っている。また、日本の国際協力機構(JICA)と科学技術振興機構(JST)とも研究連携活動を行っている。

b. 民間団体

以下の民間団体を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

タイ発明協会	Thai Invention Association (TIA)
タイ工業デザイナー協会	Industrial Designers Society of Thailand (IDS)
タイ知的財産振興協会	Intellectual Property Promotion Association of Thailand

	(IPPAT)
タイ知的財産協会	Intellectual Property Association of Thailand (IPAT)
アジア弁理士協会タイ部会(APAA タイ)	Asian Patent Attorneys Association Thailand Group

タイ発明協会 (Thai Invention Association (TIA))

(1) 主な業務内容

タイ発明協会は、タイ人の発明家により構成されている民間団体である。タイ発明協会のメンバーは、本協会のホームページによれば 1109 名である。

タイ発明協会は、これまでに、DIP と共同で知的財産権セミナーを開催するなどの活動を行っている。

タイ工業デザイナー協会 (Industrial Designers Society of Thailand (IDS))

(1) 主な業務内容

IDS は、工業デザインの教授及び工業デザイナーにより 1973 年に設立された非営利団体であるデザイナークラブ(Designers Club)が 1997 年に改称されたものである。IDS は、ビジネスにおける工業デザインの重要性及びそれによる利益を理解し、工業デザイナーの地位向上や知的財産権がもたらす利益についての理解を深めることを目的としている。

IDS は、タイにおける工業デザイン所有権の保護の促進や、IDS のメンバーを代表して国内外の関係者及び関係団体との意見交換を行っている。

タイ知的財産振興協会 (Intellectual Property Promotion Association of Thailand (IPPAT))

(1) 主な業務内容

IPPAT は、2001 年に設立された日本特許庁 (JPO) や発明協会 (JIII) 等による日本での知財研修を受けた同窓生の組織である。2012 年 4 月時点の会員数は 183 名。

「知財ビジネスの促進・支援」、「教育、技術調査等セミナーの開催による教育」及び「技術、人材育成の促進」を目的としており、「学術書の収集・翻訳・発行」、「知財ライセンス資料の発行」等の活動を行っている。

これまで、JPO や DIP と協力し 10 回のフォローアップセミナーを実施している。

タイ知的財産協会 (Intellectual Property Association of Thailand (IPAT))

(1) 主な業務内容

IPAT は、代理人のサポート、知的財産権の保護及び保護手段の研究並びに知的財産に関する知識の普及を目的として 1972 年に設立された団体である。IPAT の会員は個人 257 名、組織 54 であり、主に弁護士で構成されている。

IPAT は、タイの知的財産法を対象として活動している。また、会員を対象として、知的財産法及び条約の改正や審査マニュアル等に関するセミナーを行っている。

(2) 組織構成

IPAT には、エンフォースメント、著作権、特許、商標、IT、総務、広報及び財務の委員会が設置されている。

(3) 他団体との協力

DIP と知的財産のビジネスへの活用、意匠ガイダンスマニュアル、商標・特許・著作権・意匠の比較及び特許クレームの比較分析に関するセミナーを実施している。

また、CIPITC と連携して、知的財産評価に関するセミナーを行っている。

アジア弁理士協会タイ部会(APAA タイ) (Asian Patent Attorneys Association Thailand Group)

(1) 主な業務内容

APAA(The Asian Patent Attorneys Association)は、アジア地域（オーストラリア・ニュージーランドを含む）における知的財産の保護の促進と強化に専念している。会のメンバーには、知的財産法についてアジアを代表する専門家が含まれている。理事会は年に1度、総会は3年に1度開催され、意見・情報交換等が行われている。

著作権、特許、商標などの知的財産法に関連する様々な常設委員会が組織されており、理事会で任命された議長の下で、アジア地域の法律の最新動向のレビューや、問題研究、法律及び実務改善のための提案を行っている。

(2) 組織構成

APAA は 1969 年に設立され、2000 人を超えるメンバーと 18 の認可団体 (Recognised Group)から構成されている。タイ部会には 183 名のメンバーがいる。

c. 教育機関

以下の教育機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

チュラロンコン大学 IP 研究所	Chulalongkorn University Intellectual Property Institute (CUIPI)
------------------	--

チュラロンコン大学 IP 研究所 (Chulalongkorn University Intellectual Property Institute (CUIPI))

(1) 主な業務内容

CUIPI は、1995 年にチュラロンコン大学議会での決議に基づき、チュラロンコン大学の知的財産を管理するために設立された大学から独立した非営利法人である。

CUIPI は、以下のサービスを提供している。

- ① IP コンサルテーション
 - 特許、小特許、商標及び著作権を含む知的財産管理のための大学職員及び学生のサポート
 - 産学連携プロジェクトのコーディネーター
- ② 技術ライセンスング
 - 研究室から産業界への技術移転のためのマーケティング、ビジネス開発及び知的財産評価の包括的なサービスの提供
- ③ 知的財産に関するトレーニング及び研究
 - 大学職員及び学生に限らず、他の民間及び公共機関の職員に対する知的財産に関するトレーニングコースの提供
 - 知的財産政策・マネジメントに関する研究
- ④ ビジネスインキュベーション
 - - 学内ベンチャー企業の支援のためのビジネス・法律相談

[参考資料]

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/ipcoop_asia-pacific/2011_02.pdf

模倣品対策マニュアル(JETRO)

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/thailand1.pdf>

http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/UFJ/honbun_th.pdf

https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_08/

タイにおける知的財産活動（日本弁理士会、パテント 2011, p.24-32, Vol. 64)

タイ国模倣品対策セミナー講演録（日本弁理士会、パテント 2006, p.30-37, Vol. 59)

豊崎国際特許商標事務所ホームページ(<http://toyosaki.o.oo7.jp/thailand/012.html#A5>)

3.5 フィリピン

3.5.1 概要

フィリピンは、模倣品、海賊品等の問題が多く発生しており、米国のスペシャル 301 条の監視国に指定されており、知的財産保護について問題がある国と判断されている。映画・音楽、ソフトウェア、医薬品、医療品等の模倣品、海賊品が様々な形態で販売されている。知的財産侵害に対する執行機関の無関心、人材不足等の要因があると考えられる。

フィリピンにおける知的財産制度は、主に「フィリピン知的財産法」によって管理されている。

出願件数は特許と実用新案合計で 3 千 5 百件程度、意匠が 1 千件程度、商標出願が 1 万 6 千件程度である。

特許の保護期間は出願日から 20 年、実用新案は 7 年、意匠は最大で 15 年(当初 5 年、5 年間の延長 2 回)である。

2012 年にマドリッド・プロトコルに加盟した。また、2012 年に日本-フィリピン間で特許審査ハイウェイ (PPH) の試行プログラムを開始している。

裁判については、民事、刑事共に長い期間を要する。簡単な事例であっても、一審で 3 年以上の期間を要する。知的財産訴訟に関する新たな手続規則が 2011 年から採用され、訴訟の迅速化や、知的財産訴訟を行う特別商事裁判所の指定といった変更がなされている。

フィリピンの知財については問題点が多いものの、知的財産権者側に利用し易いように徐々に改善が図られている。

3.5.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関について調査を行った。

フィリピン知的財産庁	Intellectual Property Office of Philippines (IPOPIL)
フィリピン税関 (財務省税関局)	Department of Finance: Bureau of Customs (BOC)
フィリピン最高裁判所	Supreme Court of the Philippines
フィリピン国家警察	Philippine National Police
国家通信委員会	National Telecommunications Commission
光メディア委員会	Optical Media Board

フィリピン知的財産庁 (Intellectual Property Office of Philippines ((IPOPIL))

(1) 主な業務内容

フィリピン知的財産庁は、1998 年に施行された Intellectual Property Code (Republic Act No.8293)により設置された。知的財産によって得られる知識や情報を基に社会を発展させることを目指している。特許、商標出願等の審査登録業務を行っている。

WIPO の支援を受けて、IPAS (Industrial Property Automation System)を導入した。これにより、出願／公開／登録／登録後の手続きを一連の処理として扱うことができるようになり、高品質なサービスを適時提供できる体制を整えている。

また、協定を締結した大学、研究機関が特許情報にアクセスして、自らの新たな発明の創出に役立てることができるようサポートを行っている。

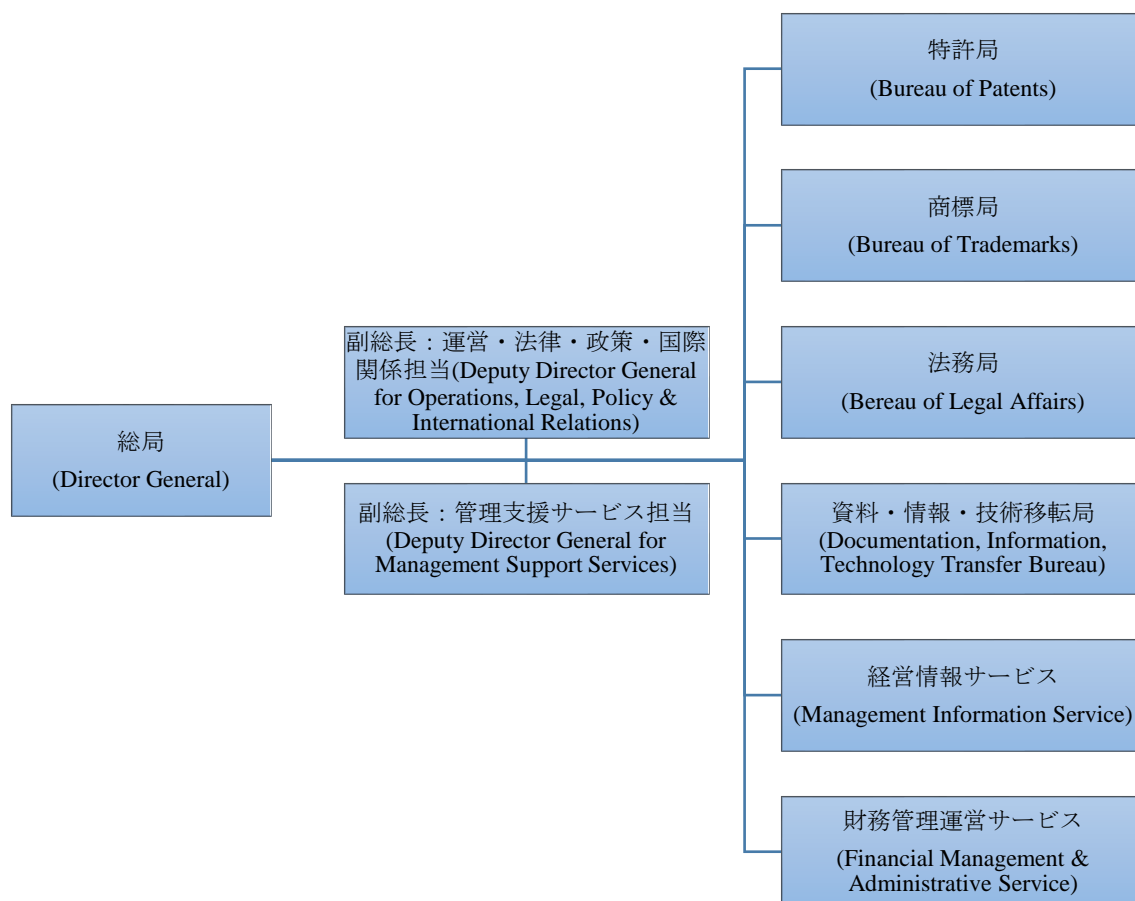
知的財産庁の支局をフィリピン各地に開設している。

アテネオ法律大学院と共同で知的財産法の修士課程を開設している。

知的財産権者の権利行使についても積極的に係わっている。海賊版／模倣品に関するホットラインの開設や、光メディア委員会及び税関と協力して海賊版／模倣品の捜査にも携わっている。

(2) 組織構成

貿易産業省(Department of Trade and Industry) 配下の組織である。知的財産庁内の組織構成については以下の図に示す通りである。



フィリピン知的財産庁組織図

(3) 他団体との協力及び活動内容

IPOが事務局となり、国家知財委員会（NCIPR）を設置し、組織間・民間との協力で毎月会合を行っている。NCIPR参加機関は下記の10機関である。

- ・フィリピン国家警察（Philippine National Police (PNP)）
- ・司法省国家捜査局（National Bureau of Investigation (NBI)）
- ・フィリピン特許庁（IP Philippines (IPO)）
- ・税関局（Bureau of Customs (BOC)）
- ・光メディア委員会（Optical Media Board (OMB)）
- ・国家通信委員会（National Telecommunications Commission (NTC)）
- ・司法省（Department of Justice (DOJ)）
- ・国家書籍開発委員会（National Book Development Board (NBDB)）
- ・食品薬品局（Bureau of Food & Drugs (BFAD)）
- ・内務自治省（Department of the Interior and Local Government (DILG)） *非レギュラーメンバー）

このうち、取締り執行機関であるNPN、NBI、OMB、及びBOC（税関）はNCIPR事務局（IPO）に対して取締状況に関する年次報告書を提出し、IPOがこれを取りまとめている。また、NCIPR事務局によれば、民間部門とは等業界団体及び主要な企業（リーバイス、マイクロソフト、ホンダ等）との協議を行っており、該業界団体に日本を含む商工会議所は含まれていないが、米国大使館は参加しているとのことである。

また、フィリピン知的財産庁はWIPO等と連携し、大学と研究開発機構を対象とした知的財産と技術管理に関する国家ワークショップやマドリッド・プロトコル制度と商標保護の重要性をテーマにしたセミナー等を開催している。フィリピン知的財産局はそのように知的財産関連知識を広める活動を通して知的財産保護に貢献している。

知財関連機関の取締実績 01 Jan.- 20 Dec. 2013

(IPOPILホームページより。*BOCは8-11月のデータなし、**FDAはno data.)

Agency	No. of Operations				Quantity				Estimated Value (Php)
	Inspection	Plant Audit	Search Warrant	Warrant of Sizure & Detection	Pieces	Cartons / Sacks	Container	Replicating Machine	
NBI			513		3,172,494	406			3,744,542,096
PNP			168		69,936	530			54,639,965
OMB	2,382				2,341,914	2,662			784,426,150
*BOC				10			2		3,178,800,000
**FDA									
TOTAL	2,382	-	681	10	5,584,344	3,598	2	-	7,762,408,211

フィリピン税関（財務省税関局）（Department of Finance: Bureau of Customs (BOC)）

(1) 主な業務内容

フィリピン共和国の独立以前より、税関業務は行われてきていたが、1947年に行われた大統領によるフィリピン共和国政府の組織の再編成(the Executive Order No. 94 of Republic Act No. 52)において、税関局についても再編成がなされた。その後、複数回(1965, 1972, 1975, 1986, 1998年等)の再編成がなされている。

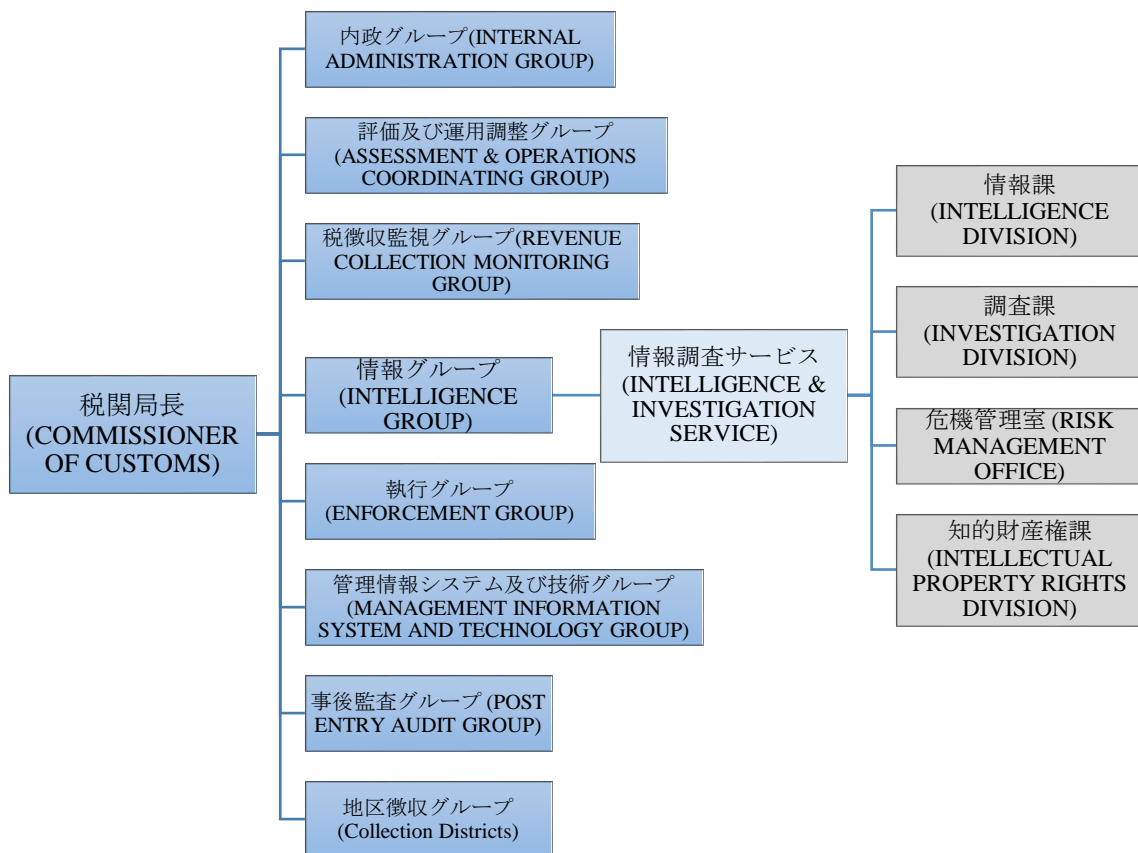
主な業務は、関税の徴収、違法取引の抑制、安全な貿易の促進などの通関業務である。知的財産権に関しては、模倣品・密輸品等の侵害物品の没収、破棄などの水際取締手続を行っている。税関による取締については、WTO/TRIPの規定に基づき、税関行政手続命令(Customs Administrative Order : CAO)第7-1993、第6-2002に規定されている。また、知的財産法(IPコード)において知的財産権侵害品の輸入禁止が規定され、関税法(TCCP)において、侵害物品等の違法輸入品の没収(第2530条、2536条)、罰則(第3601条)が規定されている。

水際取締は、警告/停止命令の発行、物理的検査、差押え、ヒアリング、(没収/解放)命令、没収品の破棄によって行われる。

知的財産権の所有者は、輸入差し止めを税関に書面で申請することができる。知的財産登録制度(recordation、知財権所有者が、BOC-IPUに対し登録申請した後2年間は全ての模造・侵害物品に対し継続的な申立てとして機能する)も存在するが、費用対効果の点から当局の期待ほどには活用されていないようである。

(2) 組織構成

税関局長(commissioner of customs)の下に、8グループがある。そのうちの情報グループ(Intelligence Group)は4つの部門：情報課(Intelligence Division)/調査課(Investigation Division)/危機管理室(Risk Management Office)/知的財産権課(Intellectual Property Rights Division)にわかれ、その中に知的財産権課が含まれる。



フィリピン税関 組織図

(3) 他団体との協力

上述の国家知財委員会（NCIPR）にフィリピン税関は参加している。

フィリピン最高裁判所 (Supreme Court of the Philippines)

(1) 主な業務内容

最高裁判所の設置については憲法(Constitution of the Philippines)に定められており、1901年に設置された。最高裁判所に上訴された事件の裁判と、他の裁判所及び裁判所職員を監督する役割を持つ。

フィリピンにおける知的財産に関する訴訟については、審理に時間がかかり過ぎる、司法制度の形骸化及び不透明性といった問題点が指摘されており、問題は正のために2011年に知的財産権訴訟に関する新たな手続規則が最高裁判所により承認された。新規則の主な変更点は、①訴訟手続の迅速化と、②特別商事裁判所の指定が挙げられる。

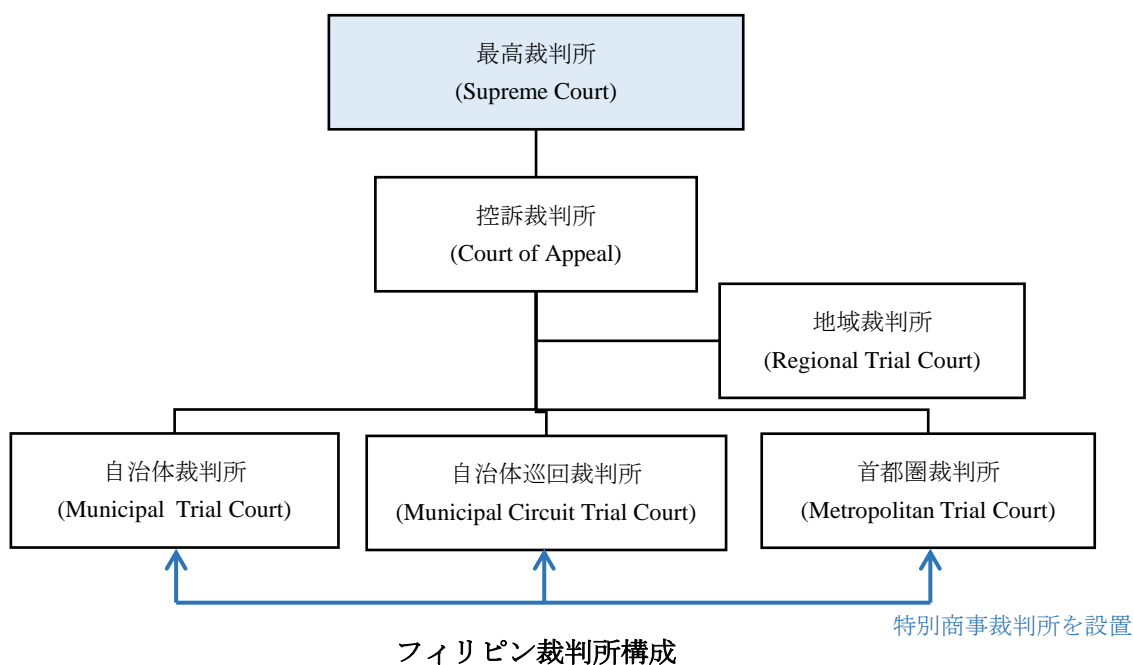
特別商事裁判所は、管轄地域内での知財訴訟に対する専属的審理権限が与えられ、侵害品の捜索、押収の命令の発効も行う。同裁判所での審理は、知財訴訟に特化しており、

一部の手続きが省略されているため、迅速な審理が期待できる。また、裁判所の命令で、押収された模倣品を廃棄することも可能となっている。特別商事裁判所で知的財産に関する訴訟を行うことによる、裁判官の知財訴訟に関するスキル向上が期待されている。尚、同裁判所が関与する事案はいずれも国内における知財法違反であり、税関の水際取締りに関わることはない。

(2) 組織構成

フィリピンの裁判所構成について、最高裁判所と下級裁判所によって構成されており、下級裁判所には更に3つの階層に分かれている。各市町には第1階層である自治体裁判所(Municipal Trial Courts)が設置されており、複数の市町を管轄する場合は、自治体巡回裁判所(Municipal Circuit Trial Court)と呼ばれる。また、マニラ首都圏に設置された自治体裁判所は首都圏裁判所(Metropolitan Trial Court)と呼ばれている。第2階層は地域裁判所(Regional Trial Court)があり、自治体裁判所の管轄外の事件を扱う。控訴裁判所(Court of Appeal)は第3階層で、第1と第2階層からの控訴事件を扱う。最高裁判所は控訴裁判所からの上告事件を処理する。なお、最高裁判所を含む裁判所全体で裁判官及び勤務人員が約23,000人の人員が勤務している。

また、最高裁判所は、行政命令 03-03-03 により、知的財産を含む民事及び刑事事件の審理・判決を行う特別商事裁判所の設置を命じており、各自治体裁判所がその任に当たっている。Makatai, Manila, Pasig, Quezon の商事裁判所が知的財産に関する訴訟を扱う特別裁判所と指定された。



(3) 他団体との協力

知的財産に関する情報は確認できなかった。

フィリピン国家警察 (Philippine National Police)

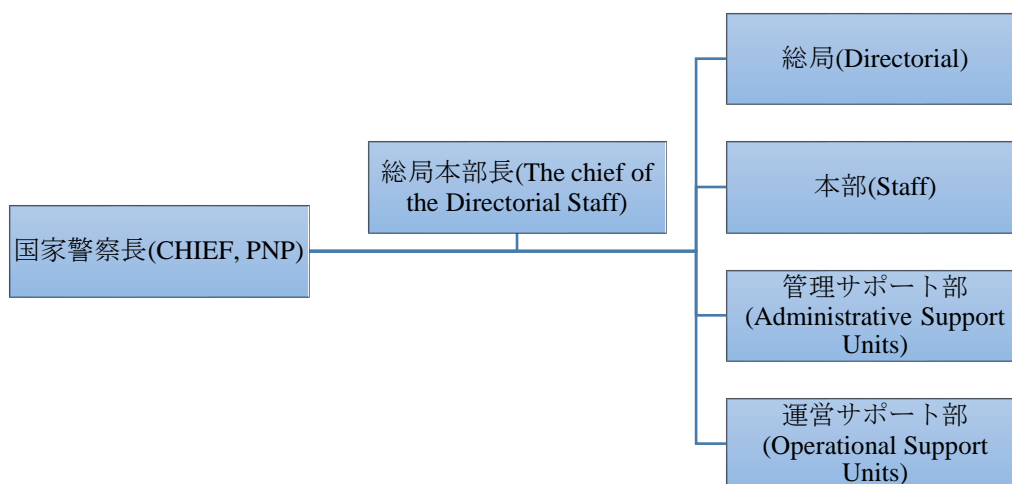
(1) 主な業務内容

1991年に保安隊(Philippine Constabulary)と統合国家警察(Integrated National Police)が統合されフィリピン国家警察(Philippine National Police)が発足した(Republic Act No.6975,他)。内務地方自治省傘下の組織である。

権利者からの訴えに基づき、フィリピン国内における知財侵害物品の捜査・摘発(IPコード 8293の執行)を行っている。

(2) 組織構成

フィリピン国家警察は、大きく分けて総局(Directorial)、本部(Staff)、管理サポート部(Administrative Support Units)、運営サポート部(Operational Support Units)の4つの部門から成り、運営サポート部(Operational Support Units)に属する反詐欺・商業犯罪部/犯罪捜査部(Anti-Fraud & Commercial Crimes Division/ Criminal Investigation & Detection Group)が模倣品や海賊版の捜査を担当している。知財担当の捜査員数は、約30人である(2008年時点)。尚、Anti-Fraud & Commercial Crimes Divisionの知財保護セクションは、2006年に設置された。



フィリピン国家警察組織図

(3) 他団体との協力

上述の国家知財委員会(NCIPR)の参加機関としてフィリピン国家警察は活動している。

また、他の知的財産権関連、例えば OMB の DVD や CD の法律違反の取り締まりの執行は PNP と合同で行う。ただし、水際での捜査権限は税関に一元化されているため(2007年の大統領令 Presidential Decree of Anti-Smuggling Rule により)、税関との共同捜査は行われない。

国家通信委員会 (National Telecommunications Commission (NTC))

(1) 主な業務内容

国家通信委員会は、通信インフラ及びサービスの維持、継続的な改善及び健全な発展のための監督及び規制を行っている。1979年に設立された組織である。

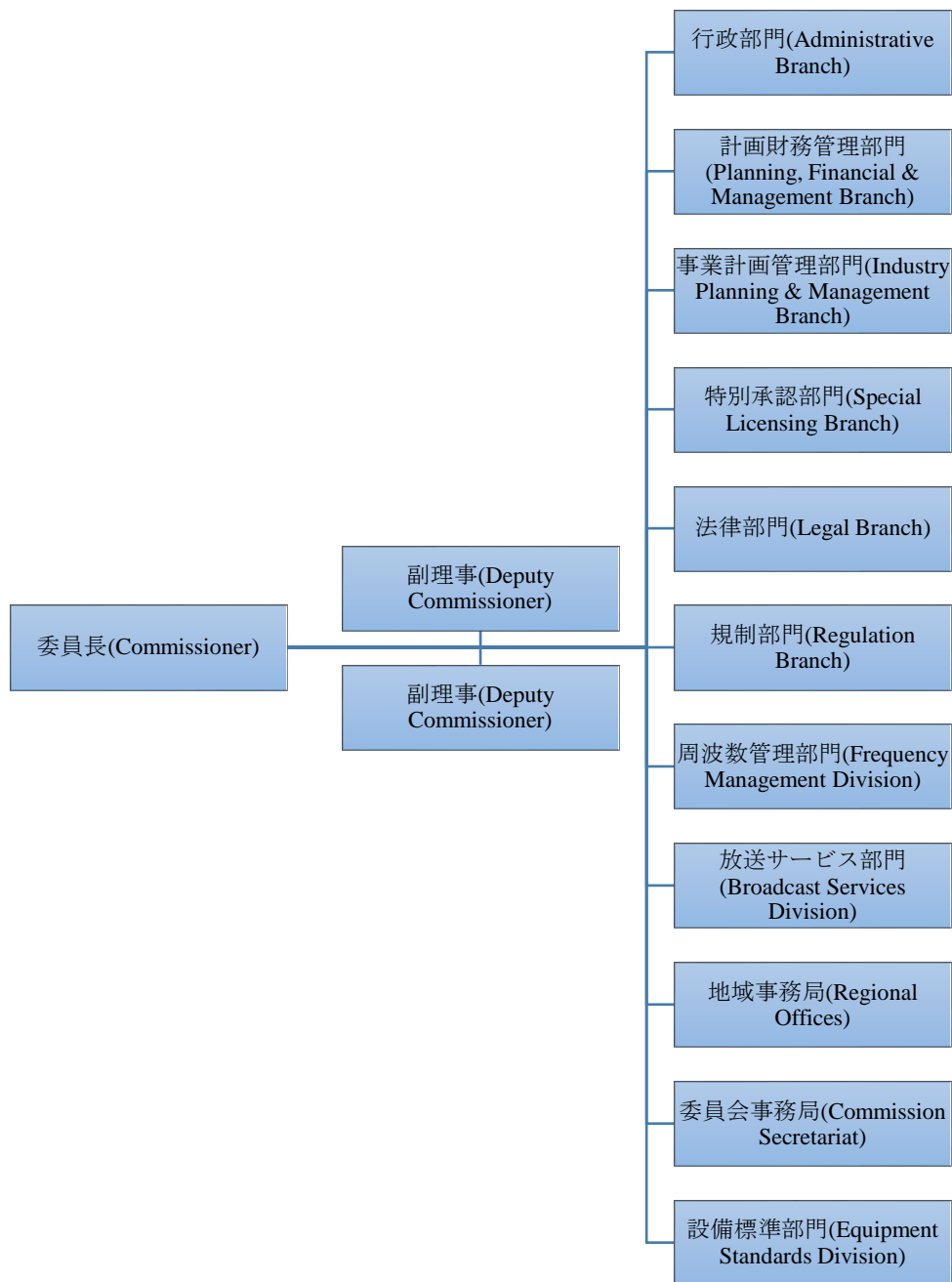
公衆通信の規制と監督や(RA7925：公共通信政策法, CA246)、放送局、ケーブルテレビ局、Pay TV にライセンスの付与や、規制監督をする役割も担っている(EO546 and EO205)。

国内及び国際的な法規制に基づいて、ルールを違反した場合に、是正をするために権利行使することもできる。

知的財産関連では、ライセンスを受けたテレビ局が、知的財産の利用について法律を遵守するよう指導することや、再配布する権利を有することを要求することができる。

(2) 組織体制

組織は、委員長(Commissioner)の配下に行政部門(Administrative Branch)、計画財務管理部門(Planning, Financial & Management Branch)、事業計画管理部門(Industry Planning & Management Branch)、特別承認部門(Special Licensing Branch)、法律部門(Legal Branch)、規制部門(Regulation Branch)等が配置されている。



国家通信委員会の組織図

(3) 他団体との協力

上述の国家知財委員会（NCIPR）の参加機関として、NTCは活動している。

光メディア委員会 (Optical Media Board (OMB))

(1) 主な業務内容

光メディア法(Optical Media Act)を実現するために必要な政策の立案、プログラムの企

画等の任務を担っている。光メディアを使用した海賊版対策について検討する会議を月1回以上行っている。また、光メディアの製造権限有無の評価・資格審査・ライセンスの付与・ライセンス料の徴収等を行う。具体的には、

- 光メディアの原版作成、製造、複製のために、メディア・製造機器・部品等の輸出入・流通・販売・保有・使用をする施設の検査の実施
- 捜査令状の請求・入手、または光メディアの原版作成・製造・複製に使用された光メディア・機器等の予防留置
- 光メディア法の違反者の刑事訴追における申立人としての行動
- 光メディア法の違反者に対する行政事件の審理と決定、行政処分の実施を行う。

尚、捜査は、自組織又は他の執行機関と共同で行っている。また、被疑者についての通報も受け付けている。光ディスクに関するデータベースを作成し、税関等の執行機関と共有している。

光メディア法は、光メディアの製造、原版作成、複製、輸出入を規制している。全ての原版作成、プレス、型の機器類には、OMB に割り当てられたソース識別コード (SID コード) を保有・組み込むことが求められ、フィリピンで製造・原版作成・複製・輸出等される全ての光メディアには SID コードの添付が求められている。OMB の許可なしに、光メディア製造機器の販売・保有等や光メディアの原版作成・製造・複製・輸出入を行うこと、および正しい SID コードの添付・組み込みをせずに光メディアの製造等を行うことは、光メディア法による刑罰規定が適用される。

(2) 組織構成

光メディア委員会は貿易産業省(Department of TRADE & INDUSTRY (dti))の配下の組織であり、2003年に光メディア法によって設立された(Optical Media Act of 2003)。

(3) 他団体との協力

上述の国家知財委員会 (NCIPR) の参加機関として、光メディア委員会は活動している。

b. 民間団体

以下の民間団体を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

知的財産協会	Intellectual Property Association of the Philippines
放送協会(KBP)	Kapisanan ng mga Brodkaster ng Pilipinas (: Association of Broadcasters of the Philippines)
フィリピン発明家協会(FIS)	Filipino Inventors Society
音楽産業協会(PARI)	Philippine Association of the Record Industry, Inc.
フィリピン作曲家・作詞家・出版社協会(FILSCAP)	FILIPINO SOCIETY OF COMPOSERS, AUTHORS, AND PUBLISHERS, INC.

アジア弁理士協会フィリピン部会 (APAA フィリピン)	Asian Patent Attorneys Association Philippine Group
---------------------------------	---

知的財産協会(Intellectual Property Association of the Philippines (IPAP))

(1) 主な業務内容

フィリピンにおける知的財産に関する実務に従事している弁護士等の組織であり、知的財産の最新の法律や規則、判例の勉強会を行っている。

具体的な活動として、国内外の知的財産のカンファレンスやセミナーへの参加やフィリピンの知的財産の実務や法律の最新状況の国際的な機関へのレポートの提出、政府系機関等を対象としたセミナーの開催、知的財産を専攻する法学部の学生に対する奨学金の援助等を行っている。また、協会内部では、デジタル環境における知的財産権(音楽著作権、ドメインネーム紛争、フィリピンの知的財産法の改正並びに著作権法改正に出版業界及び著作権管理団体への影響)に関する勉強会を実施している。

(2) 組織構成

IPAP は、1977 年に設立された組織で、会長、社長、副社長、議長等の 15 名のメンバー及びその他会員から構成されている。IPAP の職員は現在 2 名である。また、IPAP には 101 名、47 の団体が所属している。

(3) 他団体との協力

アジア弁理士協会フィリピン部会(APAA フィリピン)及び国際知的財産保護協会(AIPPI; Association Internationale pour la Protection de la Propriété Intellectuelle)と共同で研究や勉強会を行っている。

放送協会 (Kapisanan ng mga Brodkaster ng Pilipinas (KBP): Association of Broadcasters of the Philippines)

(1) 主な業務内容

KBP は、フィリピンにおける放送の職業的・倫理的基準の向上、放送の社会的責任の喚起、放送産業の振興、放送者の権利・利害の保護を目的として、設立された。放送局の技術的基準の策定、ラジオや TV における公共サービスキャンペーン、アナウンサーの認定、放送産業に貢献した放送者の表彰(the Golden Dove Awards)などのさまざまなプログラムやプロジェクトの実施、セミナーや会議の開催を行っている。尚、KBP の放送方針に、知的財産権の尊重が挙げられている。

KBP のメンバーは、120 を超えるラジオ・TV 局のオーナー・経営者(Regular Members)及びラジオ・TV 放送局(Associate Members)で構成されている。

フィリピン発明家協会(Filipino Inventors Society (FIS))

(1) 主な業務内容

フィリピン発明家協会は、1943年に設立された民間団体であり、フィリピン人の発明や創作物の創作、発展、生産、マーケティング等を行い、それによる経済と産業の発展を目指している。当協会は、1955年に”National Exhibition of Inventions”を初めて開催し、その後このイベントが毎年開催される”National Inventors Week” (Proclamations No.355, 285)に結びついた。また、”Inventors and Invention Incentives Act”の制定に向けロビイング活動を行い、成立に貢献した。

活動中のメンバーは400名程度であり、特許を保有するフィリピン人の3000人～4000人の発明家に加入を呼びかけている。

1988年には国際発明者協会(IFIA; International Federation of Inventors' Associations)のVotingメンバーとなった。

発明協会の国際会議にも80回以上、フィリピン発明家協会として出席している。

フィリピン知的財産庁と協力してASEAN Patent Cooperation Treatyの推進や、発明促進のための寄付の呼びかけ等についても行っている。一般公衆向けの公報活動や、JUNIOR FILIPINO INVENTORS SOCIETYの活動もサポートしている。

(2) 組織構成

事務局(DIRECTOR GENERAL)の配下、特別事業委員会(Special Project Committee)の配下に以下の組織がある。

特別事業委員会 (Special Project Committee)	事務局(Director General)	
製造生産 (Manufacturing & Production)	情報・出版局(Information & Publication Bureau)	情報・出版局(Information & Publication Bureau)
デザイン試作及び包装 (Design Prototyping & Packaging)	財務・投資局 (Finance & Investment Bureau)	財務・投資局 (Finance & Investment Bureau)
組織連携 (Institutional Linkages)	教育訓練局 (Education & Training Bureau)	教育訓練局 (Education & Training Bureau)
	営業企画局 (Promotion & Marketing Bureau)	営業企画局 (Promotion & Marketing Bureau)
	組織開発局 (Organizational Development Bureau)	組織開発局 (Organizational Development Bureau)
	社会開発サービス局(Social Development & Services Bureau)	社会開発サービス局(Social Development & Services Bureau)

	青年発明家・創造的研究局 (Young Inventors & Creative Research Bureau)	青年発明家・創造的研究局 (Young Inventors & Creative Research Bureau)
	環境開発局 (Environmental Development Bureau)	環境開発局 (Environmental Development Bureau)

(3) 他団体との協力

フィリピン国家警察、農務省、Meganomics Specialists International, Inc., ADTECH Group 等の団体と協力関係にある。また、教育機関とも協力関係にあり、フィリピン大学やアテネオ法律大学院等の活動にも参加している。

音楽産業協会 (Philippine Association of the Record Industry, Inc. (PARI))

(1) 主な業務内容

PARI は、1972 年に設立された民間組織であり、フィリピンの大手レコードレーベルのために活動している。PARI は、レコードレーベルが抱える問題を取り扱ったり、会員の著作権の保護のための活動を行ったりしている。

(2) 組織構成

PARI は、著作権侵害を扱う工業開発官 (Industrial Development Officer)の管理者を含む 4 名のスタッフがいる。

PARI には、15 の正会員のレーベル及び 15 の準会員のレーベルが所属している。

(3) 今後の目標

反侵害活動に対する取り組みを強化する。

フィリピン作曲家・作詞家・出版社協会 (FILIPINO SOCIETY OF COMPOSERS, AUTHORS, AND PUBLISHERS, INC. ((FILSCAP))

(1) 主な業務内容

フィリピンにおける作曲家・作詞家・著者・出版社(以下、作曲家等)の著作権、著作隣接権を管理し、著作権等が使用される場合のライセンス料を徴収し、作曲家等にライセンス料を分配する。

また、FILSCAP は、企業に対して著作権法を遵守することの重要性を訴求するためのミーティングを行っている。また、市民に対して著作権法を守ることの意識を高めるための宣伝活動を行っている。また、FILSCAP 内でスタッフに対して法改正等に関する研修やセミナーを行っている。

(2) 組織構成

FILSCAP には、36 の企業、931 名が加入している。

FILSCAP には、計 40 名のスタッフがあり、使用許諾部門(Licensing Department)、流通・記録管理・監視部門(Distribution, Documentation and Monitoring Department)、

(Membership and Communications Department)、法務部門(Legal Department)、会計部門(Accounting Department)、管理部門(Administration Department)から構成される。そのうち、特に著作権に関連するスタッフは、Licensing Department に 4 名、Legal Department に 1 名がいる。

(3) 他団体との協力

FILSCAP は、独立系のプロデューサーの組織 (Independent Producers League)に対して、音楽の著作権に関するアドバイスを行っている。

アジア弁理士協会フィリピン部会(APAA フィリピン) (Asian Patent Attorneys Association Philippine Group)

(1) 主な業務内容

APAA (The Asian Patent Attorneys Association) は、アジア地域 (オーストラリア及びニュージーランドを含む) における知的財産の保護の促進と強化に専念している。理事会は年に 1 度、総会は 3 年に 1 度開催され、意見・情報交換等が行われている。

著作権、特許、商標などの知的財産法に関連する様々な常設委員会が組織されており、理事会で任命された議長の下で、アジア地域の法律の最新動向をレビューや、問題研究、法律及び実務改善のための提案を行っている。

(2) 組織構成

APAA は 1969 年に設立され、2 千人を超えるメンバーと 18 の認可団体(Recognised Group)から構成されている。フィリピン部会は 1977 年に設立され、72 名のメンバーがいる。

c. 教育機関

以下の教育機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

フィリピン大学	University of the Philippines
アテオネ法律大学院	ATENEO LAW SCHOOL

フィリピン大学(University of the Philippines)

(1) 主な業務内容

フィリピン大学は 1908 年に設立されたフィリピンを代表する国立大学である。

副学長の基に、OVCRD (The Office of the Vice-Chancellor for Research Dissemination and Utilization Office)が設けられ、知的財産の保護及び研究開発成果の利用促進という目的で設立されている。知的財産規約(Intellectual Property Code of the Philippines)が 1997 年に制定されたことが契機となり設置された。

OVCRD は 1998 年 9 月に設立され、大学関係者の知財保護、特許取得、ライセンス

グ等の活動を行っている。大学の知財権に関する方針(IPR Policy)を設けており、この IPR Policy は以下の目的で制定されている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">- 学問の自由の尊重- 公共の利益の認識- 大学における研究の伝統に適した環境の継続 |
|--|

OVCRD のホームページに、研究者向けの知的財産に関する解説、知的財産の大学への申請フォーム、大学保有の特許に関するライセンスに関する情報等が掲載されている。

(2) 組織構成

OVCRD は計画管理・資源創出オフィス(Project Management and Resource Generation Office (PMRGO))と研究宣伝・利用オフィス(Research Dissemination and Utilization Office (RDUO))の 2 つの組織から構成され、知的財産 (特許/意匠/商標/著作権) については、OVCRD 配下の Intellectual Property Section が担当している。

アテオネ法律大学院 (ATENEO LAW SCHOOL)

(1) 主な業務内容

アテオネ法律大学院は、1936 年に設立されたイエズス会系の私立大学である。法曹界にキリスト教の教えを反映させるという使命を持って設立された。

アテオネ法律大学院とフィリピン知的財産庁との間で知的財産法に関する修士課程のコースを開設することについて合意され、2011 年からコースを提供している。

このコースでは、以下の講義を受けることができる。

- 著作権及び著作隣接権(Copyright and Related Rights)
- 知的財産権の管理と権利行使(Management and Enforcement of Intellectual Property Rights)
- 特許法、工業デザイン及び植物新種保護(Patent Law, Industrial Design, Plant Variety Protection)
- 商標法、不正競争及び営業秘密(Trademark Law, Unfair Competition and Trade Secrets)

[参考資料]

アセアン・インド知財保護ハンドブック (2012 年 8 月、日本貿易振興機構)

模倣対策マニュアル フィリピン編 (2010 年 3 月、日本貿易振興機構)

IPO PHL Annual Report 2012

フィリピン産業財産権侵害対策概要ミニガイド (2012 年 1 月、発明推進協会)

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/09/7157fe28cfc5da0ffc6259cfbe710e02.pdf>

ASEAN 諸国における知的財産侵害物品の水際取締り等の実態調査(財務省関税局、平成 20 年 3 月)

The Philippines Group Report /Asian Patent Attorneys Association, 2012

http://www.apaaonline.org/pdf/2012/Reports_of_the_Recognised_Groups_2012/PhilippineRecognizedGroupReport_2012.pdf

KBP の放送方針 KBP の放送方針(The KBP Broadcasting Principles:

<http://www.kbp.org.ph/wp-content/uploads/2008/04/Broadcast%20Code%20of%202007.pdf>)

3.6 マレーシア

3.6.1 概要

2020年までに先進国入りすることを目標としているマレーシアは、1969年の5月13日事件と呼ばれている民族暴動をきっかけにし、政府の基本方針となる「新経済政策」を始動させた。それ以来、2009年のリーマンショック時を除き、経済成長率は概ね安定的に推移してきた。日系企業のマレーシアへの進出は早く、80-90年代から始まり、2012年度には日系企業の投資額が第一位となった等、今でも日系企業に直接投資先として人気がある。また、2013年1月に新しく改正された最低賃金制度の施行や海外優秀人材を誘致する方針等、マレーシアの今後の経済発展はASEAN諸国の中でも注目の的のひとつである。

知的財産権保護の面においても、マレーシアはASEANの中でシンガポールに次いで知的財産の保護が進んでいる。知的財産裁判所の設置や著作権法の改正を行い、知的財産保護の強化を目指している。また、米国スペシャル301上の監視国から外れており、ASEAN内の他の国と比較すると知的財産の保護が進んでいる。しかし、依然として海賊版光ディスクや、医薬品の模倣品等の問題が残っている。

特許や商標等の権利取得については、電子出願が可能であり、早期審査制度も有り出願人フレンドリーな制度となっている。特許出願件数は年間6,500件程度で、日本出願人の出願数は1,000件弱であり、欧米企業と比較すると低調である。

なお、日本とマレーシアで特許審査ハイウェイ(PPH)を利用することはできないが、修正実体審査(MSE)により、日本の登録特許に基づいて実質的に無審査で特許を受けることができる。修正実体審査を利用する際、出願人は日本の審査結果を示す書類として特許証及びその英語訳を提出することが求められる。

また、日本特許庁はマレーシア知的財産公社との合意により、2013年4月1日以降にマレーシア知的財産公社が受理したPCT国際出願に対して、日本特許庁は国際調査及び国際予備審査を実施することが可能となった。つまり、出願人が希望すれば、国際調査機関、または国際予備審査機関として日本特許庁を選択することで日本特許庁が行った調査結果を受けすることができる。

3.6.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

マレーシア知的財産公社	Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)
国内取引・共同組合・消費者省	Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (MDTCC)
マレーシア税関	Royal Malaysian Customs

マレーシア国際貿易産業省 マレーシア投資開発庁	Ministry of International Trade and Industry (MITI) Malaysian Investment Development Authority (MIDA)
マレーシア警察	Royal Malaysia Police
マレーシア内務省	Ministry of Home Affairs
知的財産裁判所	IP Court

マレーシア知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO))

(1) 主な業務内容

特許、意匠、商標の審査及び登録業務、知的財産に関するアドバイスサービスの提供を行っている。また、一般向けの知的財産に関する公報活動を行っている。

マレーシア知的財産公社の業務については以下の法令に規定されている。国内取引・共同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Cooperative and Consumerism: MDTCC）の管理下にある。尚、2005年に法人化された。

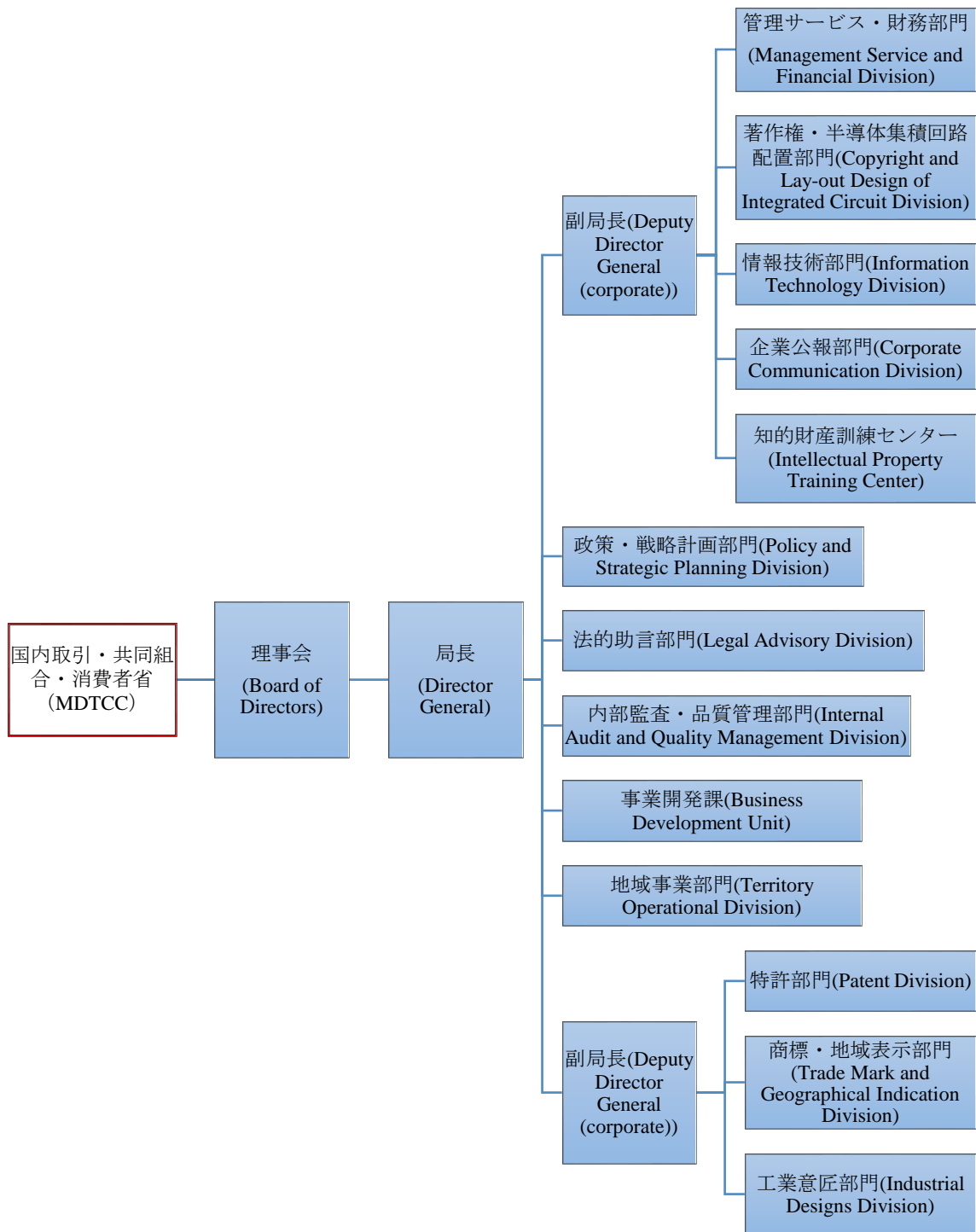
マレーシア知的財産公社の業務を規定する法令

Intellectual Property Corporation of Malaysia Act 2002 (Act 617)
Trade Marks Act 1976 (Act 175)
Patents Act 1983 (Act 291)
Industrial Designs Act 1996 (Act 552)
Geographical Indications Act 2000 (Act 602)
Copyright Act 1987 (Act 332)
Layout Designs and Integrated Circuit Act 2000 (Act 601)

特許出願件数は年間、6,500件程度、商標出願件数は年間25,000件程度を処理している。

(2) 組織構成

マレーシア知的財産公社は、国内取引・共同組合・消費者省（MDTCC）の管理下にある組織である。主な組織を以下に示す。総員は400人強で、そのうち約100人が商標部門に在籍している。特許審査官は約80名が在籍している。



マレーシア知的財産公社組織図

(3) 他団体との協力及び活動内容

知財関連の人材育成機関である知的財産訓練センター(IPTC: Intellectual Property Training Center)と連携して、知財関連の教育・研修等を行っている。IPTC は、MyIPO 本社と同じ場所にあり、図書館、教室、コンピュータールーム等を備えている。

また、マレーシア知的財産公社はセミナーやワークショップの開催にも力を入れている。マレーシア国内の中小企業を招き、知的財産制度をはじめ、特許等出願時の実際の手順や地理的表示、著作権に関連する知識等を企業の方々に紹介している。

国内取引・共同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (MDTCC))

(1) 主な業務内容

国内取引・共同組合・消費者省(以下、MDTCC)内の組織である執行部門(Enforcement Division)が、著作権侵害、模倣品被害から、知的財産権者を守る役割を担っている。

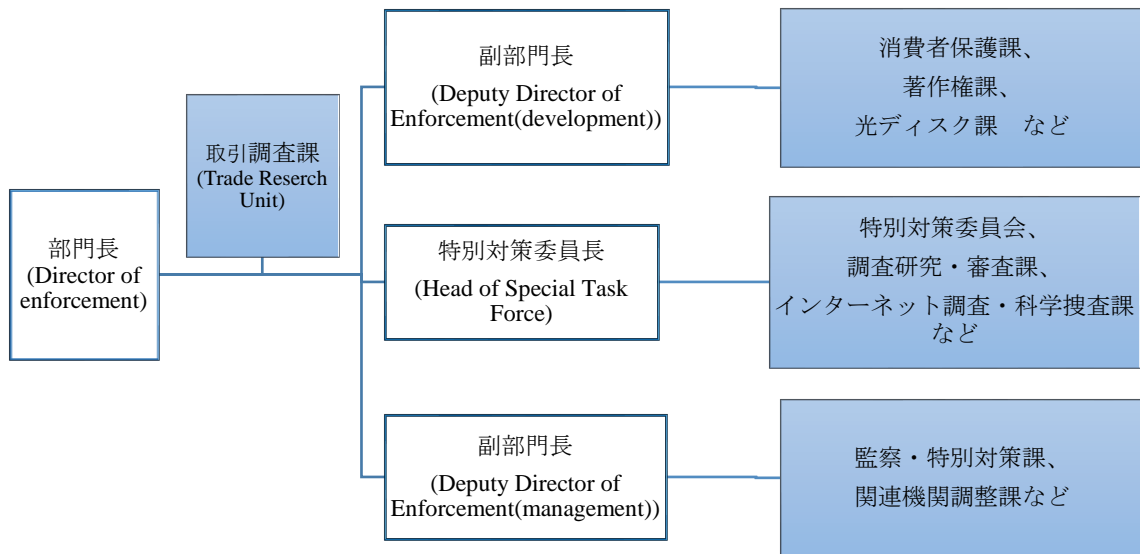
Enforcement Division は、著作権法(Copyright Act 1987)、光ディスク法(Optical Disc Act 2000)に基づいて、海賊版の取り締まりを行うと共に、取引表示法(Trade Description Act 2011)に基づいて模倣品の取り締まりを行う。

また、税関と連携して国境での模倣品押収等を実施している。

2011 年から、商標権者を商標権侵害から守るために、Basket of Brand (BOB)というデータベースの運用を開始している。BOB に自己の商標を登録すると、Enforcement Division は登録されている商標の捜査や押収を率先して行う。BOB に登録した商標権者は、Enforcement Division の捜査等に協力する必要があるものの、自己の商標権が侵害されるリスクを減らすことが可能となる。

(2) 組織構成

Enforcement Division の組織図を以下に示す。



マレーシア国内取引・共同組合・消費者省(MTDCC)組織図

副部門長(Deputy Director of Enforcement(development))の下に、消費者保護課(Consumer Protection unit)、著作権課(Copyright unit)、光ディスク課(Optical Disks unit)、供給・価格調整課(Control of Supplies & Price unit)、分割払い課(Hire Purchase unit)、直販課(Direct Sales unit)、商品表示課(Trade Description unit)、法定計量課(Legal Metrology unit)、AMLA課(AML A unit)があり、特別対策委員長(Head of Special Task Force)の下に、特別対策委員会 1~5(Special task force 1 to 5)、調査研究・審査課(Investigation Research & Prosecution unit)、インターネット調査・科学捜査課(Internet Investigation & Forensics unit)、K9 課(K9 unit)、統計・書類調査課(Statistics & Investigation Paper Recoedation unit)があり、副部門長(Deputy Director of Enforcement(management))の下に、監察・特別対策課(Inspectorate & Special task unit)、関連機関調整課(Inter Agency Coordination unit)、物流・国内保安課(Logistics & Internal Security unit)、展示管理課(Management of Exhibits unit)、管理課(Management unit)がある。

(3) 他団体との協力

マレーシア知的財産公社をはじめ、マレーシア企業委員会(Companies Commission of Malaysia)やマレーシア競争法委員会(Malaysia Competition Commission)、マレーシア協同組合大学(Cooperative College of Malasia)等、マレーシア国内の関連機構とも密接に情報交換を行っている。

マレーシア税関 (Royal Malaysian Customs)

(1) 主な業務内容

マレーシアにおける知的財産に関する執行機関は、国内取引・共同組合・消費者省(MDTCC)であるが、税関においても、商標法の規定(Trade Mark Act 1976, section 70C – 70O)により、職権に基づき取り締まりを行うことができる。

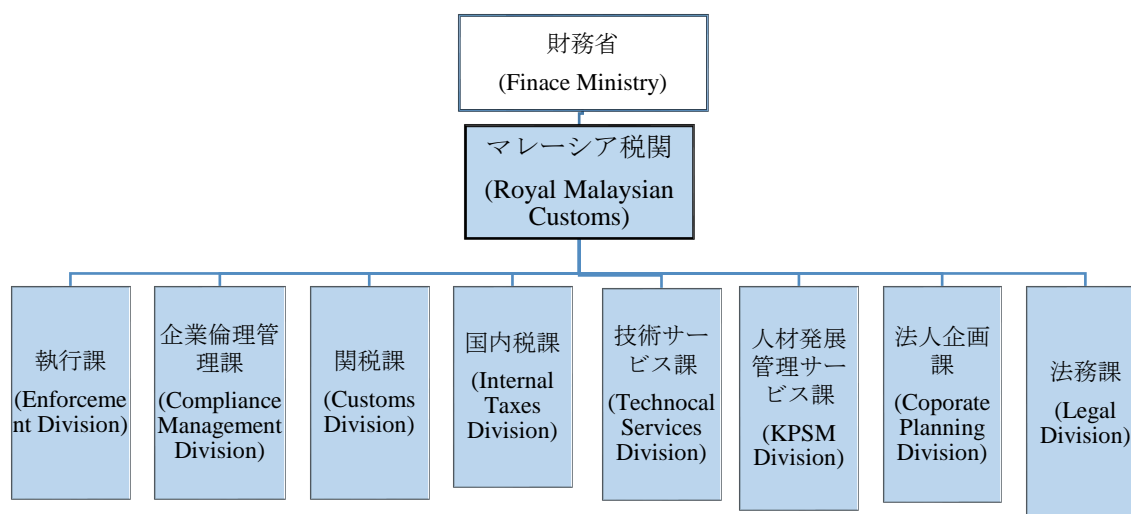
税関は 1826 年に設立されており、財務省(Finance Ministry)配下の組織である。

国境での取り締まりにおいては、侵害の恐れのある品物若しくは模倣品の差し押さえをすることができる。この差し押さえは、商標権者から申し立てのあったものに対して職権で行う。取り締まりを担当するのは税関の執行部(Enforcement Division)である。

また、2015 年までには世界クラスの税関管理を達成することを目標としており、税関としての信頼度と企業倫理、業務の効率性の向上活動に取り組んでいる。

(2) 組織構成

マレーシア税関は執行課 (Enforcement Division)、企業倫理管理課 (Compliance Management Division)、関税課(Customs Division)、国内税課(Internal Taxes Division)、技術サービス課(Technical Services Division)、人材発展管理サービス課(KPSM Division, Human Resource Management Service Unit)、法人企画課(Coporate Planning Division)、法務課(Legal Division)等によって構成されている。



マレーシア税関組織図

(3) 他団体との協力

水際の侵害品の通関停止や模倣品の輸入禁止の行使時に、警察と協力し合い、業務を行っている。また、マレーシア知的財産公社の登録官より模倣品の輸入差し止めの申請通知等を受けた場合は、税関は該当物品を押収、留置する。

マレーシア国際貿易産業省 (Ministry of International Trade and Industry (MITI))

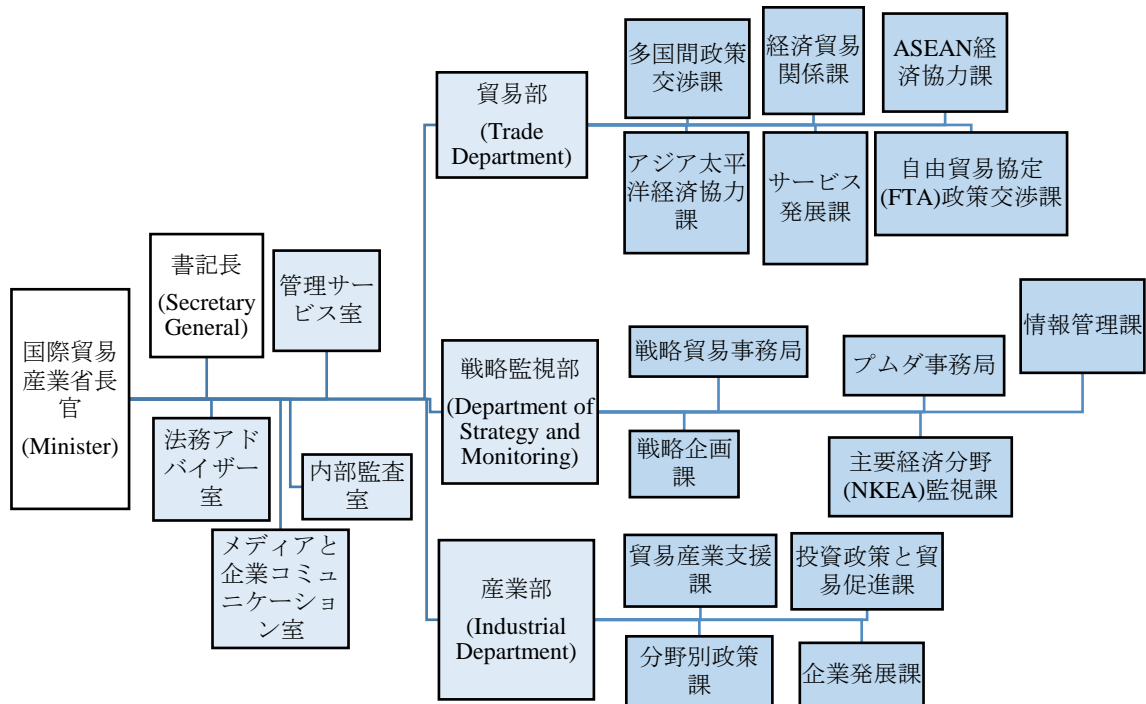
(1) 主な業務内容

国際貿易産業省は 1956 年に設立された組織であり、貿易と産業政策の立案と実行を業務としている。「カセット、カラーコピー機、ビデオ及び録音用の磁気テープ」などを輸入する際には、国際貿易産業省から輸入許可証を取得する必要がある(Custom Act 1967, Prohibition of Import/Export Orders)。尚、この規定は、模倣品の流入の抑止効果や、税関での担当の意識向上に役立っていると思われる。

また、国際貿易産業省は、産業調整法(Industrial Coordination Act 1975)により製造許可が必要な技術移転の管轄官庁であり、執行については、マレーシア工業開発庁(Malaysian Industrial Development Authority, MIDA)が行っている。

(2) 組織構成

マレーシア国際貿易産業省は、長官の下に書記長が補佐として位置している他、貿易部(Trade Department)、戦略監視部(Department of Strategy and Monitoring)と産業部(Industrial Department)が設置され、それぞれの部門は更に合計 20 個以上の課によって構成されており、精細な業務分担になっている。



マレーシア国際貿易産業省(MITI)組織図

(3) 他団体との協力

マレーシア国内企業や銀行等、各産業とは会合を通じて貿易に関する情報・意見を交換している。

内務省 (Ministry of Home Affairs)、マレーシア警察 (Royal Malaysia Police)

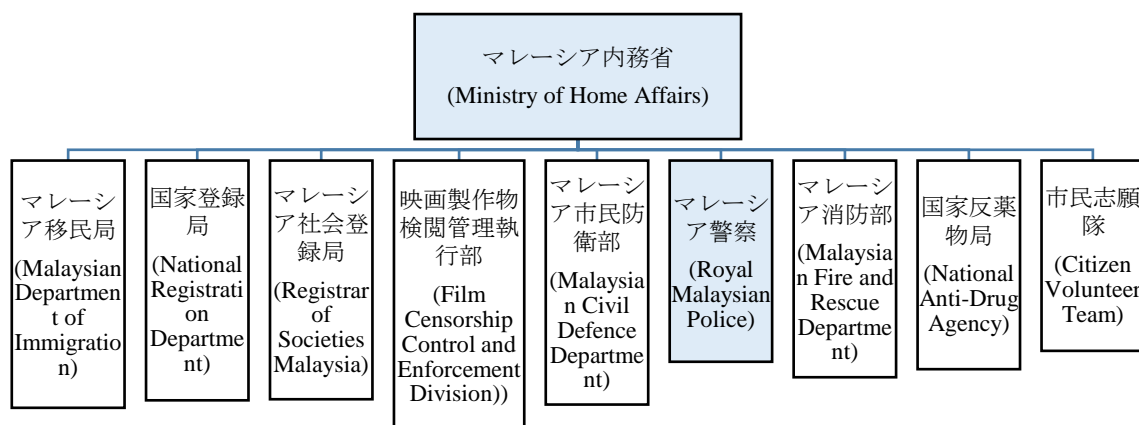
(1) 主な業務内容

内務省は 1948 年に設立された。警察は内務省配下の組織であり 1807 年に設立され 1958 年から現在の名称である”Royal Malaysia Police”と呼ばれている。警察の権限と義務については Police Act (1967)に規定されている。

警察と内務省の映画製作物検閲管理執行部(Film Censorship Control and Enforcement Division (Division C))にて、知的財産に関する取り締まりを実施している。警察内での担当は、商業犯罪課である。映画製作物検閲管理執行部(Film Censorship Control and Enforcement Division (Division C))は、映画と映画関連出版物の検閲と違法行為に対する取り締まりを実施している。警察は、光ディスク法 (2000)、著作権法(1987)、関税法 (1967)を執行する権限を有している。一定ランク以上の警察官は、MDTCC 執行部や税関の職員と同等の権限を有している。

(2) 組織構成

内務省は以下の部門と機構によつて組織されている。移民と検事(Immigration and Checkpoints Authority)を担当するマレーシア移民局(Malaysian Department of Immigration)と国家登録局(National Registration Department)、広報関係と公務を担当するマレーシア社会登録局(Registrar of Societies Malaysia)と映画製作物検閲管理執行部(Film Censorship Control and Enforcement Division)及び国内防衛と救助を担当するマレーシア市民防衛部(Malaysian Civil Defence Department)、マレーシア警察(Royal Malaysian Police)、マレーシア消防部(Malaysian Fire and Rescue Department)、国家反薬物局(National Anti-Drug Agency)と市民志願隊(Citizen Volunteer Team)がある。



マレーシア内務省組織図(警察含む)

(3) 他団体との協力

マレーシア国家警察はもちろん、マレーシア社会登録局(Registrar of Societies Malaysia)、マレーシア移民課(Immigration Department of Malaysia)、国家薬物取締局(National Anti-Drug Agency)、マレーシア国民防衛課(Malaysian Civil Defence Department)等、マレーシア国内重要な官庁とも密接に連携して業務を行っている。

知的財産裁判所 (Intellectual Property Court)

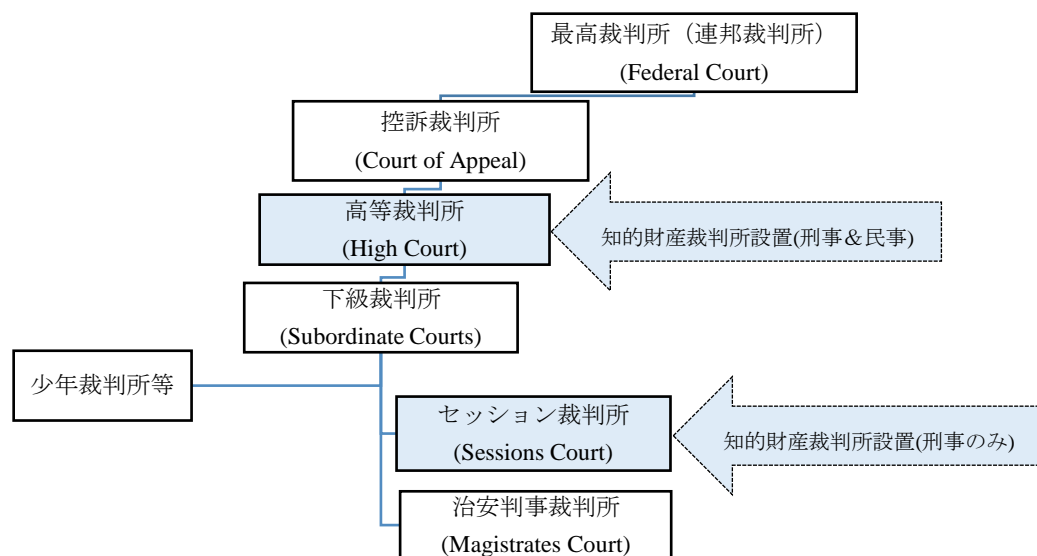
(1) 主な業務内容

2007年にマレーシア政府から発表された国家知的財産政策(National Intellectual Property Policy(NIPP))により、知的財産の保護／権利行使の強化を図るため、知的財産裁判所 (Intellectual Property Court)が設置された。15箇所(ほぼ州単位)に設置されるセッション裁判所(Sessions Court)と6箇所の知的財産の高等裁判所(High Court)が設置される計画であったが、現時点では、高等裁判所(High Court)とセッション裁判所(Sessions Court)は1箇所に限られる。セッション裁判所(Sessions Court)では刑事事件を扱い、高等裁判所(High Court)では、刑事事件の上訴ケース及び民事事件を扱う。

商標権や著作権の侵害時に取り得る措置として、刑事訴訟と民事訴訟がある。刑事訴訟の場合は、政府機関であるマレーシア国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC)が対応するため、早く、比較的低コストで対応することが可能である。その一方で、知的財産権者が原告ではないため、裁判を管理できないという問題がある。民事訴訟で知的財産権者が原告として対応した場合、裁判所で自己の主張を十分にすることはできるが、コストが高く、自ら手続きを行う必要がある等の問題がある。

(2) 組織構成

知的財産事件を取り扱うセッション裁判所及び高等裁判所を含めたマレーシア裁判所の構成図を以下に示す。



マレーシア裁判所構成図

(3) 他団体との協力

警察と税関の協力を得て、知的財産権侵害品の押収等を進める。また、マレーシア知的財産公社からの要請に応じて協力する。

b. 民間団体

以下の民間団体について公知情報から調査を行った。

発明デザイン協会	Malaysian Invention & Design Society (MINDS)
アジア弁理士協会	APAA Malaysia Group
知的所有権協会	Malaysian Intellectual Property Association (MIPA)
国際録音産業マレーシア部会	Public Performance Malaysia (PPM)
マレーシア IP 同窓会	Intellectual Property Alumni Association of Malaysia (IPAAM)
ライセンス実行協会	Licensing Executives Society Malaysia (LESM)
マレーシア著作権盗難対策連盟	Malaysia Federation Against Copyright Theft (MFACT)
マレーシア弁護士会	Malaysian Bar Council

発明デザイン協会 (Malaysian Invention & Design Society (MINDS))

(1) 主な業務内容

発明デザイン協会は、1986年に設立されたマレーシア最大の発明／イノベーション／研究開発推進を目的とした民間団体であり、個人・大学・企業が会員である。

マレーシアで開催される”INVENTION, INNOVATION & TECHNOLOGY”をテーマとした展示会 INTEX を主催している。INTEX の開催は 2014 年が 25 回目の開催となる。展示会には約 1 万 2 千人が来場している。また、INTEX 内で開催される MYIC (Malaysian Young Inventors Competition) も主催している。

マレーシアにおける発明発掘、研究開発、発明商用化のサポートや、トレーニングプログラムの提供も行っている。

(2) 他団体との協力

マレーシア、台湾、中国、韓国、インドの発明家団体で構成される ACIA (ASIAN CAUCUS OF INVENTION ASSOCIATION) と協力して各国における発明の推進に努めている。

アジア弁理士協会 (APAA Malaysia Group)

アジア弁理士協会のマレーシア部会が設立されている。総会への参加等の活動を行っている模様である。マレーシア部会の会員数は 78 名。

知的所有権協会 (Malaysian Intellectual Property Association (MIPA))

(1) 主な業務内容

1989年に設立された知的財産関係者の団体であり、Societies Act 1966に基づいて登録されている。会員数は170名程度である。Executive Committeeと5つのSub Committeeから構成される。

Sub Committeeは以下のテーマについて検討している。

MIPA Constitutional & Policies Review

Training & Development

Website & Publicity

Liaison & Membership

IP & Law Review

(2) 他団体との協力

設立当初から、マレーシア知的財産公社(MyIPO)と緊密に連携している。マレーシア知的財産公社が設立したトレーニングセンター(Malaysian Intellectual Property Center (IPTC))の運営サポートを行っている。

また、ASEAN Intellectual Property Association (ASEAN IPA)の活動にも積極的に携わっている。

国際録音産業マレーシア部会 (Public Performance Malaysia (PPM))

(1) 主な業務内容

国際録音産業マレーシア部会は、1988年に設立された団体であり、その役割については著作権法(Copyright Act of 1987)に規定されている。国際録音産業マレーシア部会は、Recording Industry Association of Malaysia (RIM)が保有している。RIMは、IFPI (International Federation of the Phonographic Industry)の下部組織である。

録音された音楽(カセット, CD, DVD)のOne-Stop Licensingを提供している。全てのマレーシアにおけるレコード会社が会員になる資格を有している。現在の会員数は236社。

以下の種類のライセンスプログラムを提供している。

- Broadcast License
- Commercial Rental License
- Single Event License
- Annual License
- Reproduction License

マレーシア IP 同窓会 (Intellectual Property Alumni Association of Malaysia (IPAAM))

(1) 主な業務内容

日本特許庁(JPO)で研修を受けた研修生が設立した同窓会。研修生以外であっても、「知財分野に興味があり、法律、技術、経営、貿易や教育分野において研修を受けたことのある人」なら誰でも入会金を払えば、同窓会に参加することができる。

2000年設立で、会員数は75名である。

「知財プログラムの参加者同士の友情・相互理解を育み、維持し、また知財権の保護、発展、またはマレーシアやASEAN地域の人々に対する知財権情報の普及」及び「知財権制度・文化についてのJPO、APIC、または他のIP同窓会との相互理解、協力の促進」を目的としている。

これまでに、JPOやマレーシア知的財産公社と協力して7回のフォローアップセミナーを実施している。

ライセンス実行協会 (Licensing Executives Society Malaysia (LESM))

(1) 主な業務内容

LESMは、Licensing Executives Society Internationalのローカル組織である。非営利組織であり、ライセンス活動に携わる人々のスキルの向上と倫理の向上等を目的としている。また、一般公衆、政府機関、経済団体等に技術ライセンスや知的財産の重要性についてアピールするという役割も担っている。

LESMの会員になると、各種会合への参加、メンバー間での情報共有、法改正等へのロビイング活動等への参加等のメリットがある模様である。

2012年には”Contractual and Other Legal Issues in Licensing”というテーマのセミナーを開催している。

マレーシア著作権盗難対策連盟 (Malaysia Federation Against Copyright Theft (MFACT))

(1) 主な業務内容

2007年にMotion Picture Association (MPA)により設立された団体であり、マレーシアにおける映画産業及びテレビ産業の保護を目的として活動している。ディズニー、FOX、パラマウント、ソニーといった世界的な映画会社に加えて、現地の販売会社も加入している。尚、MPAは映画産業の保護を目的に設立された世界的な団体である。

海賊版の違法性について、小冊子、ポスター、動画等を用いて広く公衆に訴えると共に、海賊版の販売等の行為の通報受付を行っている。

(2) 他団体との協力

MFACTはMPAの関連団体であり、共同して業務を実施している。

マレーシア弁護士会 (Malaysian Bar Council)

(1) 主な業務内容

マレーシア弁護士会は、”Advocates and Solicitors' Ordinance 1947”に基づいて設立され

た団体で、12,000 人程度の会員を擁する。法律の適切な執行と法律家及び公衆の利益保護のために設立された。

弁護士会内に知的財産委員会(Intellectual Property Committee)が設けられている。

Intellectual Property Committee のメンバーは 25 名であり、年に 5 回程度の研修を行っているようである。LES Malaysia とセミナーを共同で開催する場合もある。

弁護士のデータベースも整備されており、知的財産分野を扱える弁護士事務所についても検索できるようになっている(<http://www.malaysianbar.org.my/areas-of-practice/>)。

c. 教育機関

以下の教育機関について、公知情報から調査を行った。

マラヤ大学	University of MALAYA
マラ工科大学	Universiti Technology MARA

マラヤ大学 (University of MALAYA)

(1) 主な業務内容

1949 年設立の国立大学。大学の研究成果の知的財産の保護、活用、商用化を図るための組織を 1998 年に設立し、2009 年から University of Malaya Center of Innovation and Commercialization (UMCIC)との名称で活動している。

UMCIC 内には、Intellectual Property Management Unit, Innovation & Research Commercialization Unit, Incubator Center Management Unit, Technology Licensing Unit (TLO)が設けられている。

Intellectual Property Management Unit では以下の活動を行っている。

UMCIC における知財活動

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">- 大学で創作された知的財産の保護と管理- 知財セミナーを開催し、学生や学者に対して知財に関する知識を提供する- 発明者に対する法律的なアドバイスの提供と、出願のサポートを行う |
|--|

2013 年 11 月の時点で UMCIC は、合計 679 件の知的財産を保有している。出願件数は、2013 年で 90 件程度である。

UMCIC で保有する知的財産

Malaysia Patent Pending	400
International Patent Pending	67
PCT Filing	37

Copyright	53
Trademark	49
Malaysia Granted	60
International Granted	11

マラ工科大学(Universiti Technology MARA)

(1) 主な業務内容

マラ工科大学は、1956年に設立された公立大学である。

大学の機関である Institute of Research, Development and Commercialisation (IRDC)にて大学の研究成果である知的財産の保護を行っている。また、知的財産に関する研修を行っている。

また、University-Industry Linkage Center (UILC)にて、研究開発成果の商用化、技術移転を行い、それに伴う知的財産の権利化等を行っている模様である(2009年頃の情報)。UILCは、商用化と技術移転を担当する Technology Transfer & Commercialization Unit と知的財産の権利化を担当する IP Management Unit から成る。

セミナーの開催や、特許等の知的財産の権利化活動を行っている模様である。

[参考資料]

アセアン・インド知財保護ハンドブック(JETRO, 2012年8月)

模倣対策マニュアル マレーシア編(JETRO), 2013年3月

マレーシア特許出願審査手続フロー

(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/asia-mmse.pdf>)

UM CENTER OF INNOVATION & COMMERCIALIZATION

(<http://um.edu.my/doc/research/umrvol3/files/page/45.swf>)

マレーシア訪問記 2013 (日本技術貿易株式会社ホームページ :

http://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/996.html)

3.7 ベトナム

3.7.1 概要

昨年(2013年)日本との外交関係樹立40周年を迎えたベトナムは、共産党一党独裁の社会主義共和国として知られているが、外交面においては全方位外交という方針の基、世界の多国との協力関係を積極的に構築している。1995年7月には7つ目の加盟国としてASEAN加盟を果たし、その後、2006年7月にマドリッド協定議定書に加盟し、2007年にはWTOに加盟し、2009年にはTRIPS協定に加盟した。

また、1986年12月に採択された「ドイモイ政策」(刷新政策)の効果が現れ、2000年に高度成長期を迎えたが、2008年の世界金融危機以来、経済成長率の鈍化が依然として目立っている。しかし、「国際コミュニティーの責任ある一員」という針路を変えずに、外交活動の意欲を見せている。

知的財産制度及び環境においては、2006年7月に知的財産法(2005年11月制定)が施行された。知的財産権の保護期間について、特許は出願日から20年、実用新案は出願日から10年、工業意匠は出願日より5年間(但し、5年間の延長が2回可能)、商標は出願日から10年(更新可能)とされている。ベトナムにおける特許出願件数は、2012年で約4000件、そのうち約3500件が外国からの出願となっている。工業意匠出願件数は約2000件、商標出願件数は約30000件となっている。

なお、ベトナムでは模倣品や海賊版等の氾濫が問題となっており、スペシャル301条報告書において優先監視国に指定されている。特に、国境を接する中国からの模倣品が持ち込まれるケースが報告されている。

その一方、比較的安定した内政状況と平均年齢が28才という若い人口構成を持つことから東南アジアでの市場成長性が高いと評価され、日本企業をはじめとする海外からの直接投資が近年ゆるやかに回復しており、企業のベトナムにおける知的財産管理が益々重要な課題となっている。日本特許庁は2012年2月にベトナム国家知的財産庁と協力覚書を締結し、ベトナムの知的財産システムの構築を支援している。ベトナム国家知的財産庁も日本特許庁の専門家を招いてベトナムの企業と大学を対象とするワークショップを開催する等、知的財産活動を活発に行っており、これからのベトナムの知的財産制度の整備促進が期待できる。

3.7.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

ベトナム国家知的財産庁	National Office of Intellectual Property(NOIP)
ベトナム税関	General Department of Vietnam Customs
最高人民裁判所	Supreme People's Court of Vietnam

ベトナム著作権庁	Copyright Office of Vietnam(COV)
市場管理局	Market Controller Office (MCO) (Market Surveillance Agency)
ベトナム知的財産研究所	Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI)
ベトナム特許技術開発機構	National Institute of Patent and Technology Exploitation (NIPTEX)

ベトナム国家知的財産庁 (National Office of Intellectual Property(NOIP))

(1) 主な業務内容

特許、商標、意匠出願の審査が主な業務である。出願件数は 2012 年で特許が 4,000 件程度、そのうち外国からの出願が約 3,600 件である。

また、国際制度の調和に合った知的財産制度関連のプログラムや長期計画、5 年計画等、様々な戦略とプロジェクトを科学技術省に提案し、知的財産システムの構築に貢献している。

更に、国家知的財産庁は、市民の知的財産に関する意識を高めるための啓蒙活動を行っている。例えばテレビ等のマスメディアを介して行うなど、知的財産が市民にとって日常生活に身近な存在となるように活動を行っている。

(2) 組織構成

国家知的財産庁は、ベトナムでの技術革新及び産業財産活動の支援を目的として 1982 年にその前身として設立された国家発明庁(The National Office of Invention) が 1993 年に改組及び名称変更され、設立された科学技術省傘下の行政機関である。

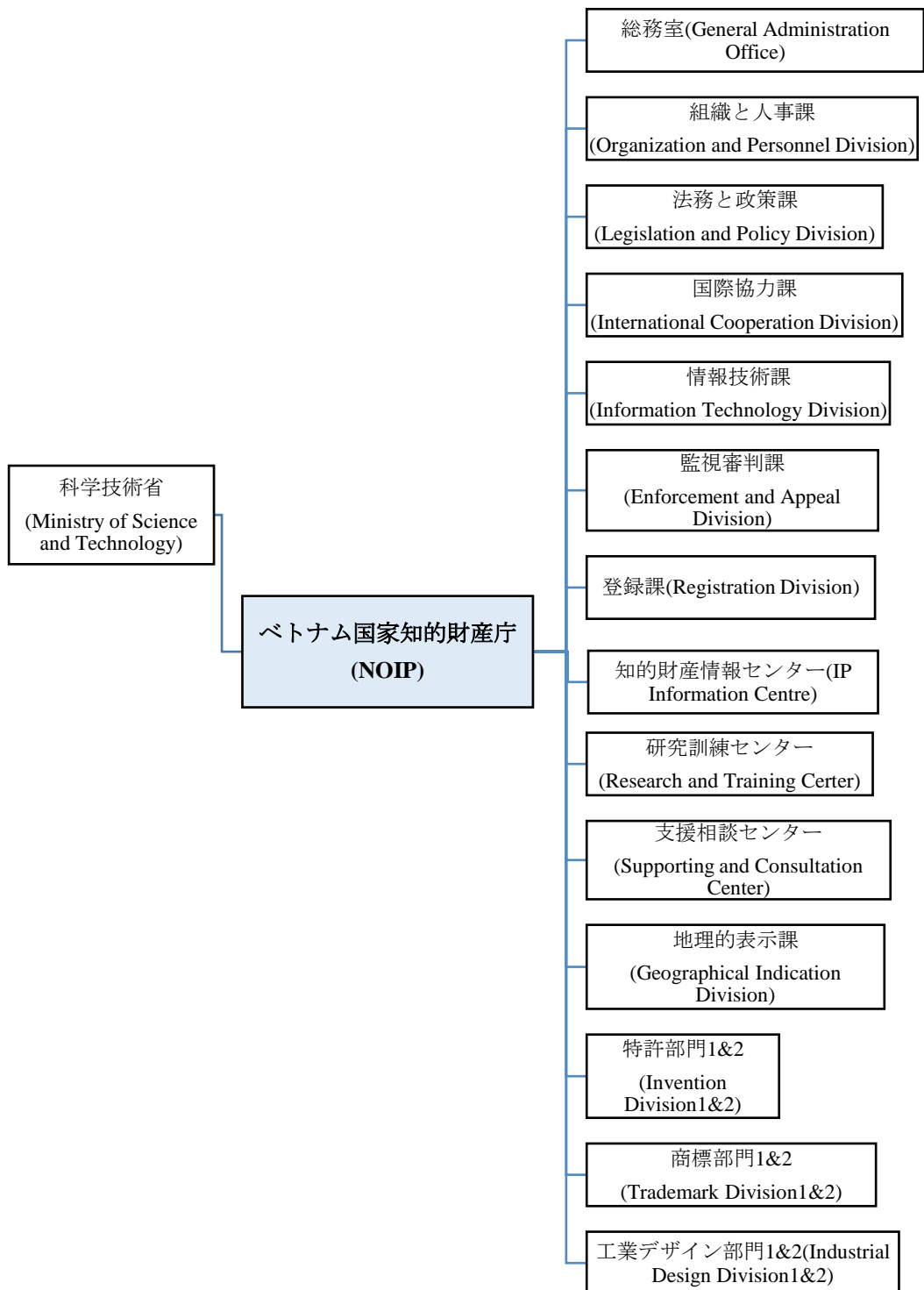
国家知的財産庁の組織は、特許部門、商標部門、工業デザイン部門、教育訓練部門等からなり、職員数は約 300 名である。また、国家知的財産庁における審査部門は、技術分野毎に 3 つの Division があり、以下のような人数となっている(2012 年 12 月時点)。

Division 1 (機械、電気、電子等) : 23 名

Division 2 (薬品、繊維等) : 12 名

Division 3 (化学、バイオ、農業等) : 19 名

なお、その他部門には、総務室(General Administration Office)、組織と人事課(Organization and Personnel Division)、法務と政策課(Legislation and Policy Divitsion)、国際協力課(International Cooperation Division)、情報技術課(Information Technology Division)、監視審判課(Enforcement and Appeal Division)、登録課(Registration Division)、地理的表示課(Geographical Indication Division)、知的財産情報センター(IP Information Centre)、研究訓練センター(Research and Training Certer)と支援相談センター(Supporting and Consultation)がある。



ベトナム国家知的財産庁組織図

(3) 他団体との協力及び活動内容

日本独立行政法人国際協力機構(JICA)の協力の下、ベトナムにおける知的財産権の保護及び執行強化プロジェクトを実行している(2012年6月～2015年6月)。具体的には、ベトナム国家知的財産庁内の人材育成や知財執行機関との情報収集・提供システムの構築に取り組んでいる。

また、他国との協力関係の構築にもベトナム国家知的財産庁は活動的である。米国教育財団(US Education Foundation)、日本駐ベトナム大使館、ベルギー駐ベトナム大使館の発展協力室(Development Cooperation Office)、韓国科学技術機構(KIST)、オーストラリアの南オーストラリア大学等、様々な機構との連携活動も実施している。

(4) 今後の目標

知的財産に関連する税関職員的能力開発、税関と他のステークホルダ(政府機関、国内外の企業や民間団体)との連携強化、知的財産権に関するデータベースの開発及び知的財産権のリスクマネジメントの強化を目標にしている。

ベトナム税関 (General Department of Vietnam Customs)

(1) 主な業務内容

輸出入品の関税の徴収と密輸出入や有害物等の制止が主要業務である。ベトナム税関は、プロ意識・透明性と効率性をスローガンとして掲げており、クライアント憲章(Client Charter。ここでクライアントとは企業、個人、代理人等、お客様のことを言う)を制定し、案件の処理日数制限等、前述した3つのコミットメントを実現する為の具体的なルールを定めている。

知的財産権の執行及び国境における模倣品の取り締まりも主な業務となっている。具体的には、知的財産権(意匠権、商標権及び著作権)を侵害する要素を含む商品発見のための監視及び疑義 IPR 侵害商品の通関手続の停止について責任を負っている。

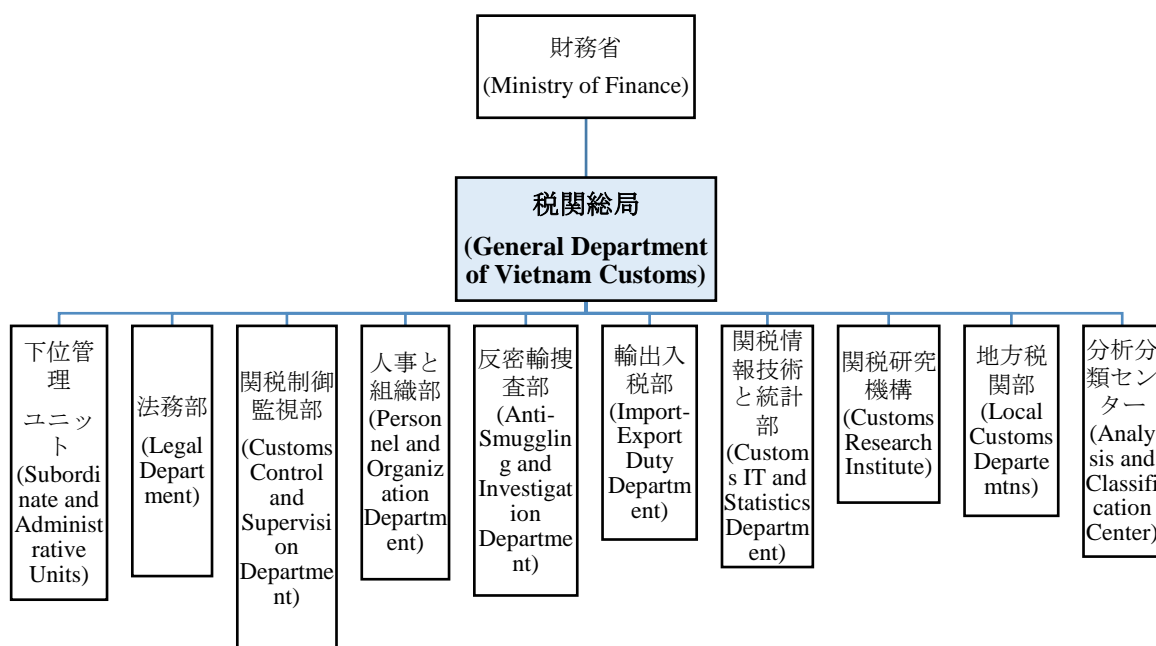
また、今後、知的財産権のリスクマネジメントの強化や知的財産・模倣品に関するデータベース構築を喫緊の課題となっている。

(2) 組織構成

ベトナム税関は、1945年に関税法(Customs Laws)に基づき設立された、財務省(Ministry of Finance)傘下の組織である。

知的財産権の執行及びベトナム国境での模倣品対策を行っている組織は次の通りである。中央レベルでは、税関総局(General Department of Custom: GDC)におけるASID (Anti-Smuggling and Investigation Department)の知的財産権保護執行ユニット：ユニット4(IPR Protection Enforcement Unit : Unit 4)が担当する。そして、34の地域の部門毎に、知的財産権の執行及び模倣品対策を担う指定のユニットが設置さ

れている。ユニット4の人員は、28名である。



ベトナム税関組織図

(3) 他団体との協力

経済警察 (Economic Police)、科学技術省(the Market Management, the Ministry of Science and Technology)傘下のベトナム国家知的所有権庁科学技術省 (The Inspectorate; the National Office of IP) 等の他の政府管轄機関と連携して、知的財産権の執行及び模倣品対策等を行っている。

最高人民裁判所 (Supreme People's Court of Vietnam)

(1) 主な業務内容

ベトナムの裁判所の組織及び活動は人民裁判所組織法(決議 51/2001/QH10 号)に基づき規定されており、2002年に現在の裁判所の形態になっている。裁判所は、刑事、民事、婚姻及び家庭、労働、経済、行政事件を審理し、法律の規定に従いその他の事件を解決する。裁判所は二審制である。最高人民裁判所はベトナムの最高の審理機関である。

知的財産に関する紛争の解決にあたり、原告は、裁判所に対して、民事訴訟、刑事訴訟の手続きに基づいて、審理を求めることができる。知的財産に関する当事者間の紛争の第一審は、省・中央直轄市の裁判所(Provincial Courts)で行われ、判決に不服がある場合は、最高人民裁判所に上告することになる。また、知的財産侵害又は技術移転違反に対する処罰は、最高懲役3年までであるが、偽造品及び犯則の懲役は、最高刑で15年となっている。

(2) 組織構成

ベトナムの裁判所には、以下の各裁判所がある。

(ア) 最高人民裁判所

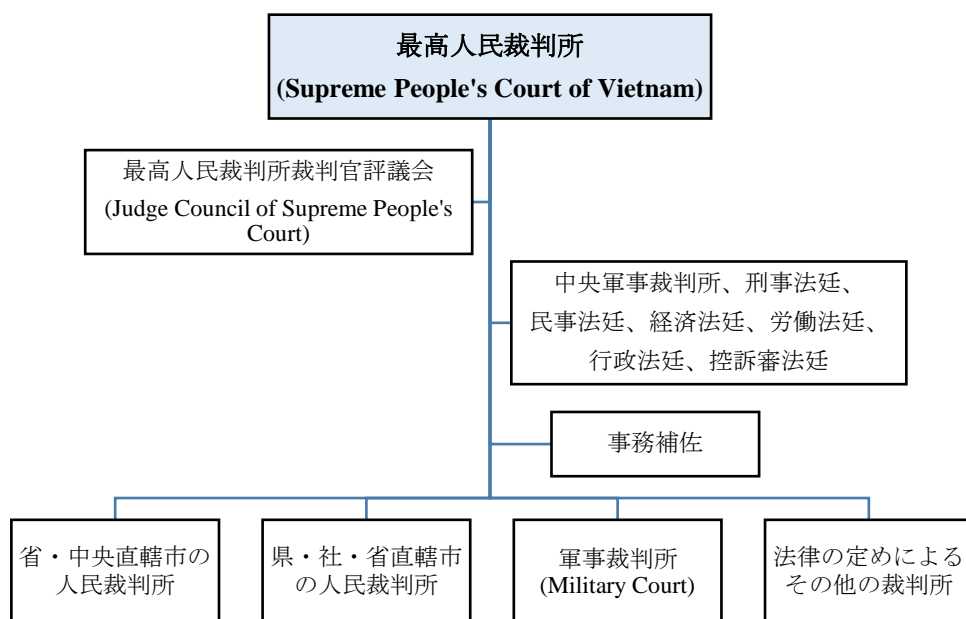
- ① 省・中央直轄市の人民裁判所
- ② 県・社・省直轄市の人民裁判所

(イ) 軍事裁判所

(ウ) 法律の定めによるその他の裁判所

また、最高人民裁判所は、以下の組織により構成される。最高人民裁判所には、長官、副長官、裁判官、裁判所書記官が配置されている。

- ① 最高人民裁判所裁判官評議会
- ② 中央軍事裁判所、刑事法廷、民事法廷、経済法廷、労働法廷、行政法廷及び最高人民裁判所控訴審法廷
- ③ 事務を補佐する機構



ベトナム裁判所組織図

(3) 他団体との協力

外交のある国への実務訪問等を行い、国家間の司法協力の促進活動を行っている。

ベトナム著作権庁 (Copyright Office of Vietnam ((COV))

(1) 主な業務内容

ベトナム著作権庁が25年以上の歴史を持つことは、早期国家改造過程から知的

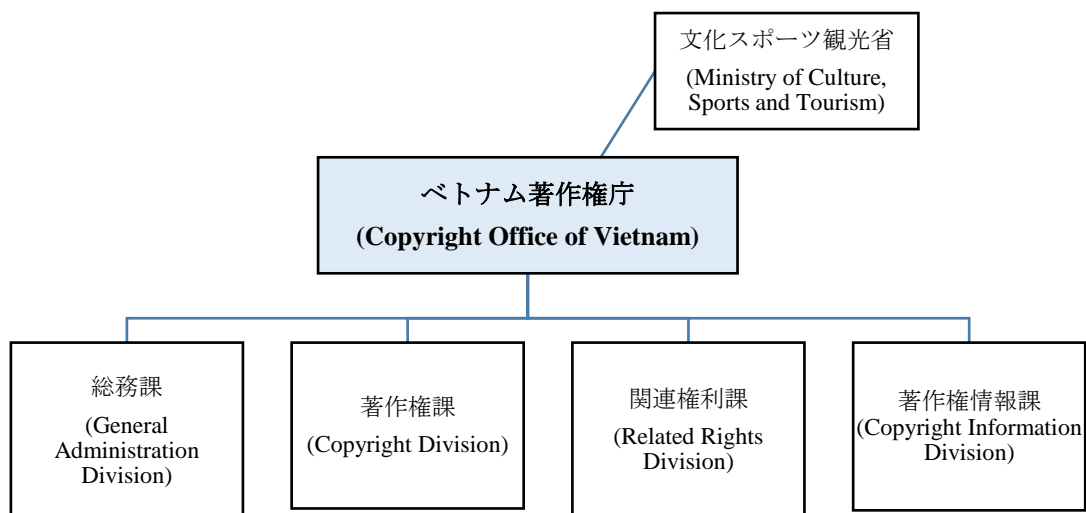
財産権がベトナムの経済・文化及び社会建設と発展において重要な地位を占めてきたことを示しているといえる。ベトナム著作権庁は、ベトナムの知的財産権保護に大いに貢献をしており、ベトナムにおける著作権の管理と保護のための措置の構築を主な業務としている。また、著作権法はもちろん、メディア規制法や出版法、映画法、広告法等、著作権に係る法律の草案作成も著作権庁の主要なミッションである。

(2) 組織構成

ベトナム著作権庁は文化スポーツ観光省 (Ministry of Culture, Sports and Tourism (MOCST))配下の組織である。その前身である著作権保護庁 (Copyright Protection Agency)は1987年2月20日に設立された。

COV は、4つの部門によって組織されており、総務課 (General Administration Division)、著作権課 (Copyright Division)、関連権利課 (Related Rights Division)、著作権情報課 (Copyright Information Division)があり、他にホーチミン及びダナンに駐在員事務所が置かれている。

オフィスのほとんどのスタッフは英語を流暢に話すことができる。また、著作権局の職員の約3割は、学士を持っている。



ベトナム著作権庁組織図

(3) 他団体との協力

著作権庁は、世界知的所有権機関(WIPO)や他の関連する国際機関による政治や行政等の研修プログラムに参加している。

市場管理局(Market Controller Office, Market Surveillance Agency)

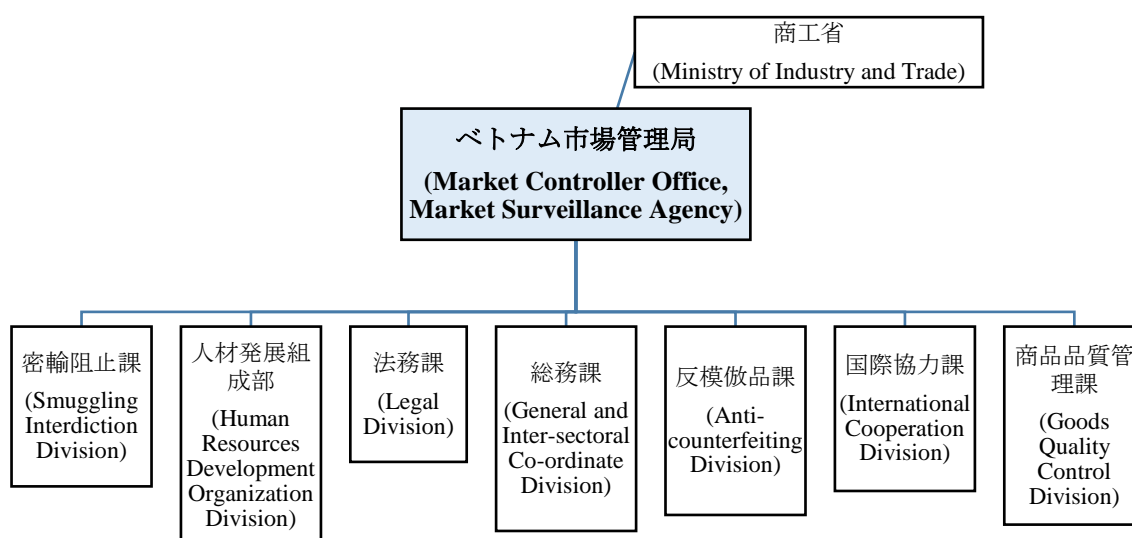
(1) 主な業務内容

市場管理局は、商工省内の一部門であり、商取引において発生した模倣品及び

知的財産侵害行為対策を行っている。市場管理局は、特許侵害を除く、あらゆる形態の知的財産権侵害に対応する権限を与えられている。

(2) 組織構成

事務局と支局の他、本局には密輸阻止課(Smuggling Interdiction Division)、人材発展組成部(Human Resources Development Organization Division)、法務課(Legal Division)、総務課(General and Inter-sectoral Co-ordination Division)、反模倣品課(Anti-counterfeiting Division)、国際協力課(International Cooperation Division)、商品品質管理課(Goods Quality Control Division)が設置されている。



ベトナム市場管理局(本局)組織図

(3) 他団体との協力

税関総局の反密輸捜査部等と連携し、密輸阻止に役割を果たしている。また、模倣品の取締り等についても関税局等の要請に応じて協力している。

ベトナム知的財産研究所(Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI))

(1) 主な業務内容

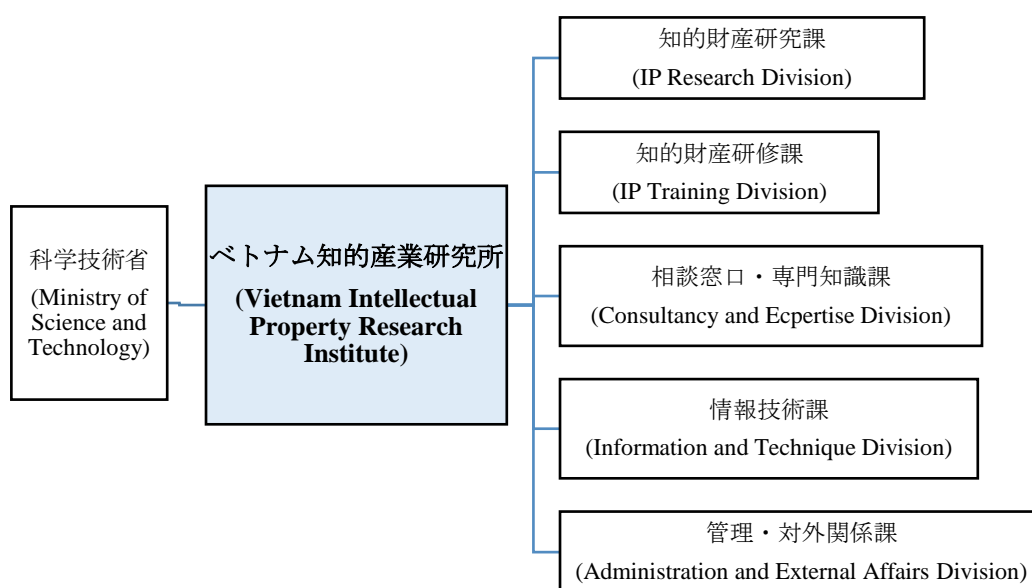
知的財産研究所は、知的財産法(2005年施行 Article 201)に基づき科学技術省の所轄の機関として設立され、知的財産分野の調査、研修、コンサルティング及び知的財産の裁定のための鑑定を主な業務としている。

知的財産研究所は、知的財産法、知的財産に関連する経済学、技術及びマネジメントの分野の研究や研修を行っている。また、知的財産研究所は、国内外を問わず知的財産に関連する組織と、知的財産の知識や経験等の意見交換を行っている。

また、知的財産研究所は、企業や政府機関を対象に知的財産マネジメントのトレーニングコースを設けたり、一般市民を対象に知的財産への意識を高めるためのセミナーを行ったりしている。

(2) 組織構成

知的財産研究所には、知的財産研究課 (IP Research Division)、知的財産研修課 (IP Training Division)、相談窓口・専門知識課 (Consultancy and Expertise Division)、情報技術課 (Information and Technique Division)、管理・対外関係課 (Administration and External Affairs Division) の 5 つの部門がある。スタッフ数は計 30 名程度であり、知的財産分野の専門家や実務家の中核となっている。



ベトナム知的産業研究所(VIPRI)組織図

(3) 他団体との協力

知的財産研究所は、WIPO により運営されている GNIPA (Global Network of IP Academies) のメンバーとしても活動している。

(4) 今後の目標

知的財産研究所は、知的財産権の保護、実施、権利行使及び管理における能力開発を牽引するとともに、ベトナムの科学技術及び産業経済の発達に対して貢献する。

ベトナム特許技術開発機構 (National Institute of Patent and Technology Exploitation (NIPTEX))

(1) 主な業務内容

特許技術開発機構は、科学技術省の下部機関として、ベトナムにおける特許の活

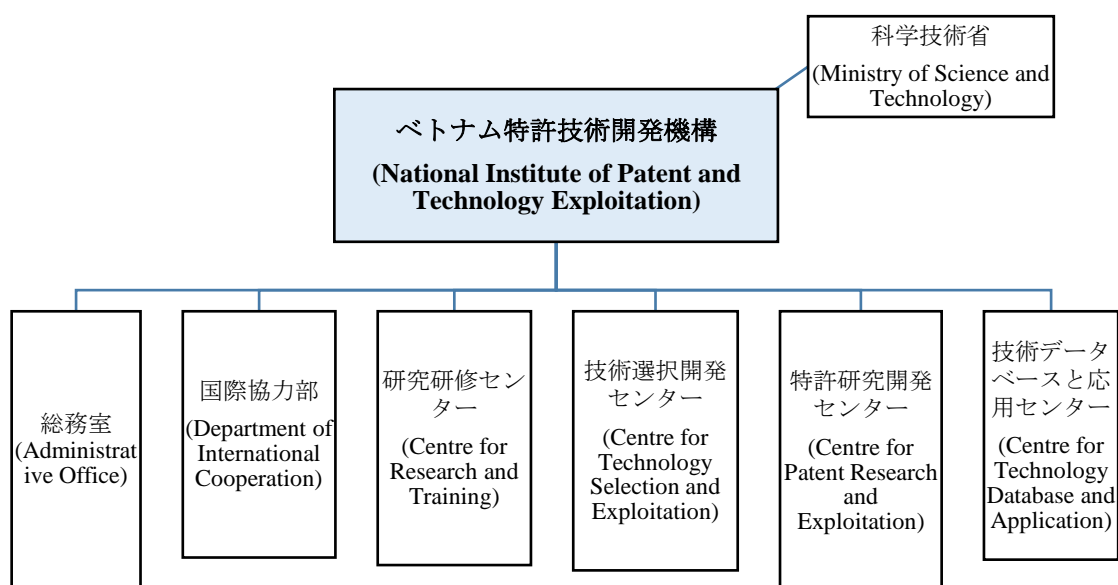
用と実用化を促進するために設立された組織である。

特許技術開発機構の主なタスクは以下の通りである。

- ① ベトナムにおける技術ニーズを評価するための基準の策定
- ② 企業に対する研究活動や特許の保護及び活用
- ③ ベトナムの企業(特に中小企業)における特許活用の促進
- ④ 技術や特許に関する情報データベースの構築
- ⑤ 国外からベトナムへ技術移転すべきものを選定するための国外機関の展開
- ⑥ ベトナム国内における技術を吸い上げるネットワークの構築

(2) 組織構成

特許技術開発機構は、総務室(Administrative Office)、国際協力部(Department of International Cooperation)、研究研修センター(Centre for Research and Training)、技術選択開発センター(Centre for Technology Selection and Exploitation)、特許研究開発センター(Centre for Patent Research and Exploitation)、技術データベースと応用センター(Centre for Technology Database and Application)の6部門から構成される。



ベトナム特許技術開発機構(NIPTEX)組織図

(3) 他団体との協力

ベトナム国内外の特許に関する情報と実際に技術を習得する機会をベトナム国内企業に提供するために、技術の使用権の交渉等を国内外企業に対し積極的に行っている。

b. 民間団体

以下の民間団体を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

アジア弁理士協会ベトナム部会 (APAA ベトナム)	Asian Patent Attorneys Association Vietnam Group
ベトナム知的財産権協会	Vietnam Intellectual Property Association(VIPA)
ベトナム反模倣品及び商標保護協会	Vietnam Association for Anti-counterfeiting and Trademark Protection (VATAP)
ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会	VIET NAM ANTI-COUNTERFEITING AND INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION ASSOCIATION OF FOREIGN INVESTED ENTERPRISES (VACIP)

アジア弁理士協会ベトナム部会(APAA ベトナム) (Asian Patent Attorneys Association Vietnam Group)

(1) 主な業務内容

APAA(The Asian Patent Attorneys Association)は、アジア地域（オーストラリア・ニュージーランドを含む）における知的財産の保護の促進と強化に専念している。会のメンバーには、知的財産法についてアジアを代表する専門家が含まれている。理事会は年に1度、総会は3年に1度開催され、意見・情報交換等が行われている。

著作権、特許、商標などの知的財産法に関連する様々な常設委員会が組織されており、理事会で任命された議長の下で、アジア地域の法律の最新動向をレビューや、問題研究、法律及び実務改善のための提案を行っている。

(2) 組織構成

APAA は 1969 年に設立され、2000 人を超えるメンバーと 18 の認可団体(Recognized Group)から構成されている。ベトナム部会は 1998 年 10 月に認可され、現在約 52 名のメンバーがいる。

(3) 他団体との協力

ベトナム部会は、2013 年 10 月に開催されたアジア弁理士協会理事会の主催国であり、他国の部会との交流を通して知的財産の保護活動を行っている。

ベトナム知的財産権協会 (Vietnam Intellectual Property Association (VIPA))

(1) 主な業務内容

ベトナム知的財産権協会は、産業財産権代理人の代理人協会であり、約 300 名の代理人が加入している。会員資格は、ベトナム国民又は所定の団体（代理人に限らず、IP サービス団体、特許権者、発明家等）である。ベトナム知的財産権協会の活動は、主

に知的財産に関する研究、会員への知的財産関連情報、トレーニングコースの提供、国家知的財産庁の運用及び法律に関する国家知的財産庁との交渉、一般的相談、海外のクライアントに対する情報提供である。

ベトナム反模倣品及び商標保護協会 (Vietnam Association for Anti-counterfeiting and Trademark Protection (VATAP))

(1) 主な業務内容

ベトナム反模倣品及び商標保護協会(VATAP)は、2004年5月に発足された商工省(MOT)傘下の非政府組織(NGO)である。加盟企業は、現在170社程度である。

VATAPは、各種経済団体や関連当局と連携した上で模倣品の摘発や生産・売買の防止、商標の保護を行うことを目的としており、加盟企業から集約した意見を政府に対して提案している。

ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会 (VIET NAM ANTI-COUNTERFEITING AND INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION ASSOCIATION OF FOREIGN INVESTED ENTERPRISES (VACIP))

(1) 主な業務内容

ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会(VACIP)は、2005年、内務省の決定(Decision No. 12/2005/QD-BNV issued by The Minister of Interior Affairs dated 05/01/2005)に基づき直接投資外国企業のための知的財産の保護を目的として設立されたNGOである。

(2) 組織構成

VACIPのメンバーは、外国籍企業であり、ホンダ技研工業、P&G、Unilever、NIKE、Nestle、GlaxoSmithKline等である。

(3) 他団体との協力主な業務内容

VACIPは、知的財産権侵害行為の防止及び模倣品の生産・流通の阻止のため、関係当局(税関、経済警察及び市場管理局等)に密接に協力したり、関係当局の職員に対する模倣品を識別するための研修を行ったりしている。

ベトナム国立大学ハノイ校法学部 (Vietnam National University (VNU) School of Law)

(1) 知的財産に関する業務概要

法学部は、2000年に設立され、学部課程(4年)、修士課程(2年)、博士課程(4年)のプログラムを提供している。法学部のスタッフは40名(うち教授8名)である。

特に知的財産に関する研究プロジェクトとして「グローバルと地域との経済統合の過程での知的財産権の保護におけるベトナムの法的枠組みの構築に関連する理論的及び実践的な問題 (“Theoretical and practical issues relating to the accomplishment of Vietnam’s legal framework on the protection of intellectual property rights in the process of

integrating into the global and regional economy”）」に取り組んでいる。

ホーチミン市法科大学 (Ho Chi Minh City University of law (HCMCUL))

(1) 知的財産に関する業務概要

ホーチミン市法科大学は、1996年に設立された法律学、政治学を教育する大学である。民法学部(Faculty of Civil law)に知的財産法の履修コースが設置されている。

[参考資料]

特許行政年次報告書 2012年版

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2012/honpen/dai-4.pdf>

http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/kokusai/gaikokujouhou/report/asia/pdf/vietnam.pdf

<http://vovworld.vn/ja-JP/%E8%A7%A3%E8%AA%AC/2013%E5%B9%B4%E3%81%AE%E3%83%99%E3%83%88%E3%83%8A%E3%83%A0%E5%A4%96%E4%BA%A4%E3%81%9D%E3%81%AE%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E3%81%A8%E5%AE%9F%E8%B3%AA/203021.vov>

ASEAN 各国における産業財産権出願代理人制度とその実態調査 (2013年4月)(日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部)

<http://www.inpit.go.jp/content/100030616.pdf>

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as130205.pdf>

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/11/000f8d126c6399fc3ae341fc17d277ec.pdf>

模倣対策マニュアルベトナム編(JETRO)

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/09/f27482214c74c39160fcd7685b5fd797.pdf>

<http://www.meti.go.jp/press/2011/02/20120215004/20120215004.pdf>

http://www.iip.or.jp/summary/pdf/detail12j/24_11.pdf

3.8 ミャンマー

3.8.1 概要

ミャンマーは、1997年7月にASEANに加盟し、アジアの最後のフロンティアと呼ばれている。知的財産制度の整備においては、著作権法を除き、特許法や意匠法、商標法などの知的財産に関する法令がまだ制定されておらず、ASEANの中では一番遅れている。知財諸法が施行されていないため、現状とることのできる知的財産保護対策は、登記法に基づき農業灌漑省所轄の登記所にて特許・意匠・商標の所有宣言の登録を行い、所有宣言登録をしたこと、または警告通知を現地の新聞広告への掲載により公衆に周知する事のみである。

その一方で2011年の政権交代によって民主化が一步大きく前に進み、経済制裁も緩和され、世界の企業から注目を集めている。ミャンマー進出を考えているが、知的財産保護の環境が整っていないため躊躇する日本企業が少なくない。そんな中、日本政府は2013年10月に「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」を設置し、協力する姿勢を示した。また、ミャンマー政府と民間関係者も制度の整備に向けて知的財産に関連する法案の準備に取り組んでいる。ミャンマー知的財産制度の早期構築に期待が高まる。

3.8.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

ミャンマー農業灌漑省登記所	Deeds and Contracts Registration Office, Settlement and Land Records Department(SLRD), Ministry of Agriculture and Irrigation
ミャンマー関税局	Myanmar Customs
ミャンマー科学技術省	Ministry of Science and Technology(MOST)
ミャンマー投資企業管理局	Directorate of Investment and Company Administration(DICA)
ミャンマー最高裁判所	The Supreme Court of the Union, the Republic of the Union of Myanmar
ミャンマー警察	Myanmar Police Force(The People's Police Force)

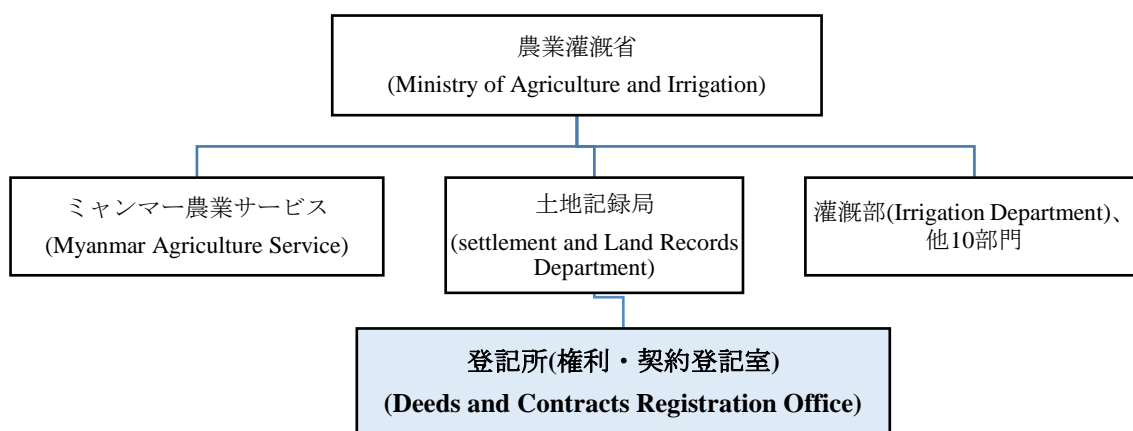
ミャンマー農業灌漑省登記所 (Deeds and Contracts Registration Office, Settlement and Land Records Department, Ministry of Agriculture and Irrigation)

(1) 主な業務内容

ミャンマーでは知財諸法の制定がまだされていないため、登録法(Registration Act)第 18 条(f)及び登録監察官登録命令第 13 号(Registration Direction 13 of the Inspector general of registration)に基づき、こちらの登記所にて企業の特許権と意匠権の所有権宣言の登録や商標の登記を行う。

(2) 組織構成

登記所の正式名称が権利・契約登記室(Deeds and Contracts Registration Office)である。農業灌漑省(Ministry of Agriculture and Irrigation)の土地記録局(Settlement and Land Records Department, SLRD)の傘下組織である。



ミャンマー登記所が政府機関におけるポジション

(3) 他団体との協力

調査の範囲内では特になし。

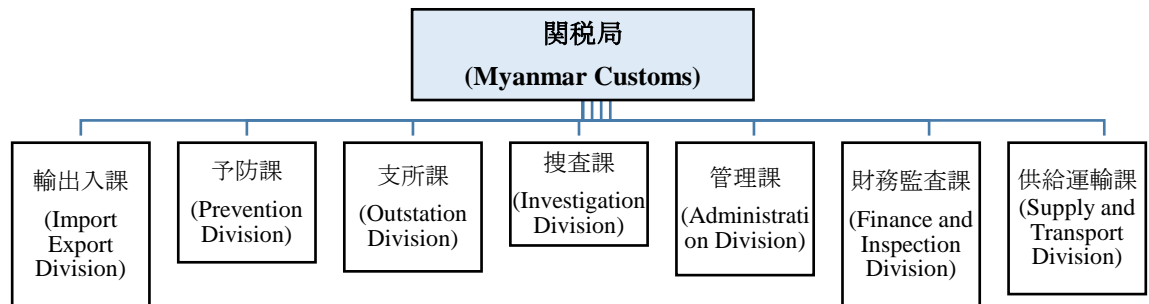
ミャンマー関税局(Myanmar Customs)

(1) 主な業務内容

輸出入品の検査と監視をはじめ、各関税の徴収や入出国時の旅客の荷物検査、商業犯罪の取り締まり等を行う。また、海上税関法(Sea Customs Act)と陸上税関法(Land Custom Act)、関税法(Tariff Act)その他関連法令の強化にも貢献している。

(2) 組織構成

ミャンマー関税局の歴史は 1754 年に当時の国王が関税徴収長を指名したことから始まった。現在の関税局は輸出入課(Import Export Division)、予防課(Preventive Division)、支所課(Outstation Division)、捜査課(Investigation Division)、管理課(Administration Division)、財務監査課(Finance and Inspection Division)及び供給運輸課(Supply and Transport Division)の 7 つの部門によって組織されている。関税局長官(The Director General)が関税局の最高執行長となる。



ミャンマー関税局組織図

(3) 他団体との協力

犯罪品の取り締まりの際は、警察と関連行政機関と連携し捜査等の業務を行う。

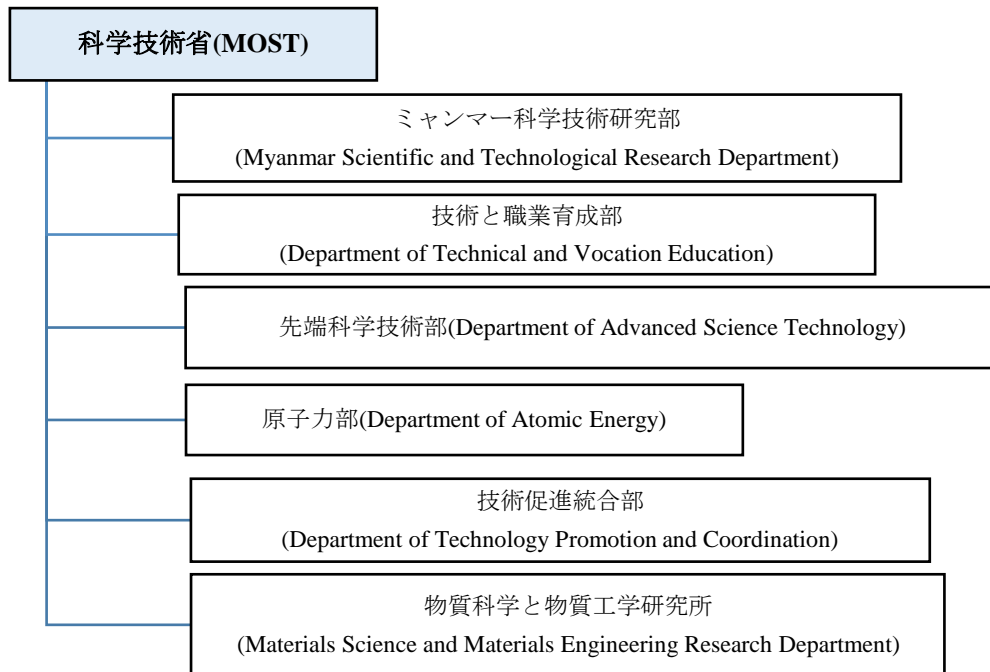
ミャンマー科学技術省 (Ministry of Science and Technology(MOST))

(1) 主な業務内容

ミャンマーの経済力に繋がる科学技術の発展を設立目的としているミャンマー科学技術省では、科学技術の研究と人材の育成が主要業務となっている。安定した産業成長に不可欠な知的財産保護への協力にも各団体との会合等を通して力を入れている。

(2) 組織構成

1996年10月2日に国家法秩序回復評議会(State Law and Order Restoration Council, SLORC)によって設置された。ミャンマー科学技術研究部(Myanmar Scientific and Technological Research Department)、技術と職業育成部(Department of Technical and Vocation Education)、先端科学技術部(Department of Advanced Science Technology)、原子力部(Department of Atomic Energy)、技術促進統合部(Department of Technology Promotion and Coordination)及び物質科学と物質工学研究部(Materials Science and Materials Engineering Research Department)によって構成されている。



ミャンマー科学技術省(MOST)組織図

(3) 他団体との協力

東アジア共同研究プログラム(e-ASIA Joint Research Program)に参加する他、日本特許庁とも会合を行い、ミャンマーの知的財産制度の構築に貢献している。

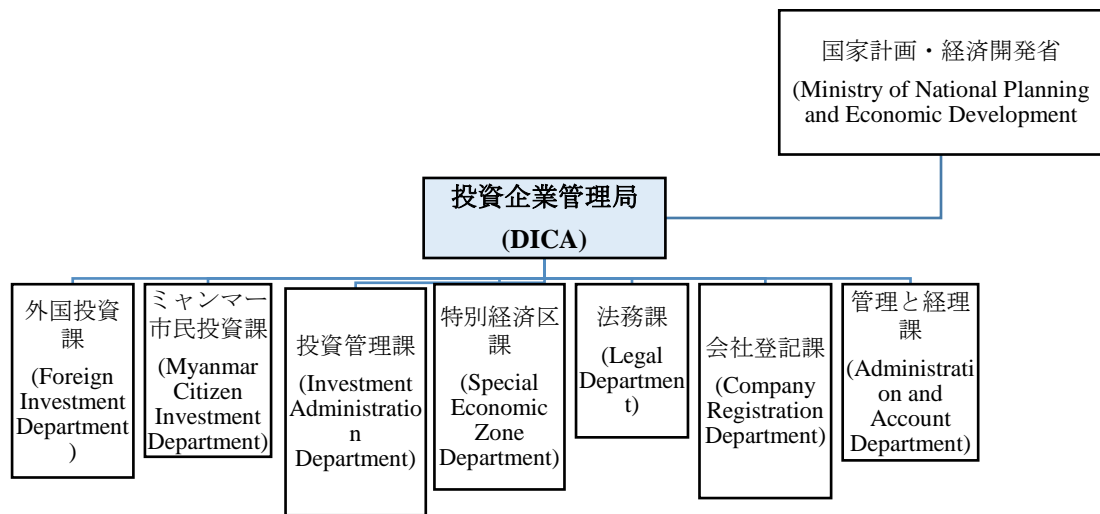
ミャンマー投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration(DICA))

(1) 主な業務内容

ミャンマー国内外の投資企業の審査、管理及び評価等の業務を行う他、投資に関する法令の制定にも参与している。直接には知的財産の保護に関わりがないが、企業投資環境の整備を通じて知的財産保護へのサポートをしている。

(2) 組織構成

ミャンマー投資企業管理局は 1993 年に国家計画・経済開発省(Ministry of National Planning and Economic Development)の傘下組織として設置された。外国投資課 (Foreign Investment Department)、ミャンマー市民投資課 (Myanmar Citizen Investment Department)、投資管理課(Investment Administration Department)、特別経済区課(Special Economic Zone Department)、法務課(Legal Department)、会社登記課(Company Registration Department)と管理と経理課(Administration and Account Department)によって組織されている。知的財産専門の部門は特に設けられていない。



ミャンマー投資企業管理局(DICA)組織図

(3) 他団体との協力

日系企業をはじめ、香港やオーストラリア等、外国の企業とも投資について意見交換の場を設け、会合を開催している。

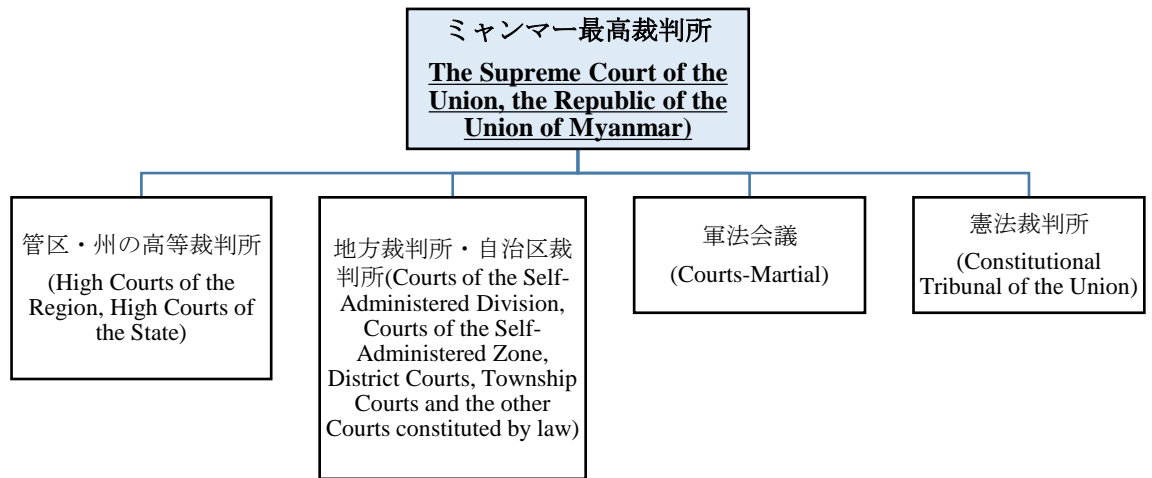
ミャンマー最高裁判所(The Supreme Court of the Union, the Republic of the Union of Myanmar)

(1) 主な業務内容

商標等の侵害事件の刑事と民事訴訟を取り扱う。なお、訴訟において、裁判所は現地の新聞へ掲載していた警告通知も十分な証拠と判断する。また、裁判所は、侵害商品の押収・破壊の許可や差止命令、損害賠償等を命じる権限をもつ。

(2) 組織構成

ミャンマーで最初の裁判所は 1948 年に設置されたが、現行の司法制度は 2008 年憲法と 2010 年連邦司法に基づき確立された。最高裁判所(Supreme Court of the Union)、管区・州の高等裁判所(High Courts of the Region, High Courts of the State)及び地方裁判所、自治区裁判所(Courts of the Self-Administered Division, Courts of the Self-Administered Zone, District Courts, Township Courts and the other Courts constituted by law)が設けられている。その他には、軍法会議(Courts-Martial)と憲法裁判所(Constitutional Tribunal of the Union)がある。知的財産事件を専門的に処理する部署は設置されていない。



ミャンマー最高裁判所組織図

(3) 他団体との協力

侵害商品の押収や差し止め命令を命じる際は警察の協力を得ながら行っている。

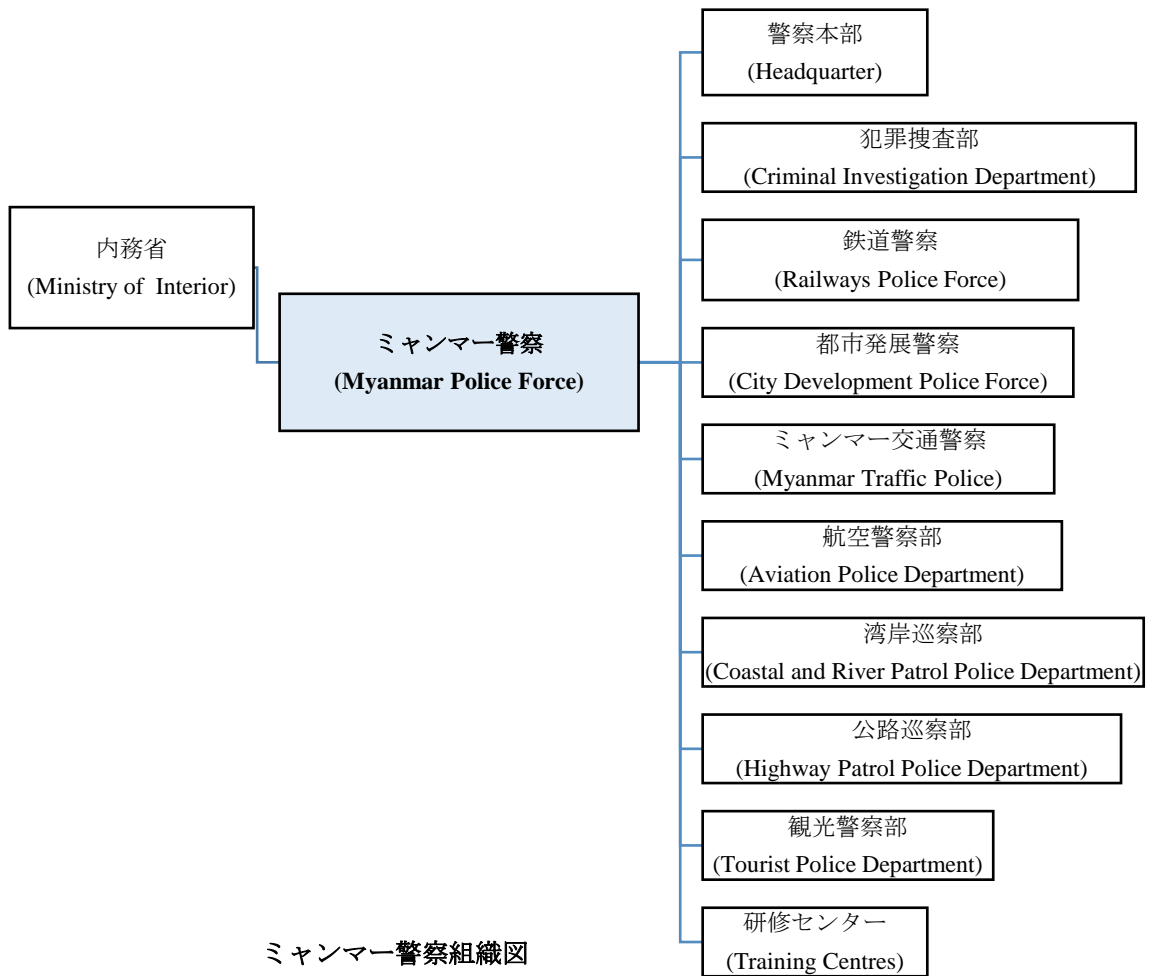
ミャンマー警察(Myanmar Police Force, The People's Police Force)

(1) 主な業務内容

知的財産の犯罪事件を専門的に取り扱う部門がなく、一般の警察署が模倣品等の被害届を受理し、取締りを行う。

(2) 組織構成

ミャンマー警察は1964年に設置され、内務省傘下の一組織である。警察本部の他には、犯罪捜査部(Criminal Investigation Department)、鉄道警察(Railways Police Force)、都市発展警察(City Development Police Force)、ミャンマー交通警察(Myanmar Traffic Police)、航空警察部(Aviation Police Department)、湾岸巡察部(Coastal and River Patrol Police Department)、公路巡察部(Highway Patrol Police Department)、観光警察部(Tourist Police Department)、研修センター(Training Centres)がある。なお、各州と市には支局が設けられている。



ミャンマー警察組織図

(3) 他団体との協力

裁判所、関税局と連携して犯罪物の押収、破壊、差し止め等の業務を行う。

b. 民間団体

以下の民間団体を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

ミャンマー商工会議所連合会	The Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce & Industry (UMFCCI)
---------------	---

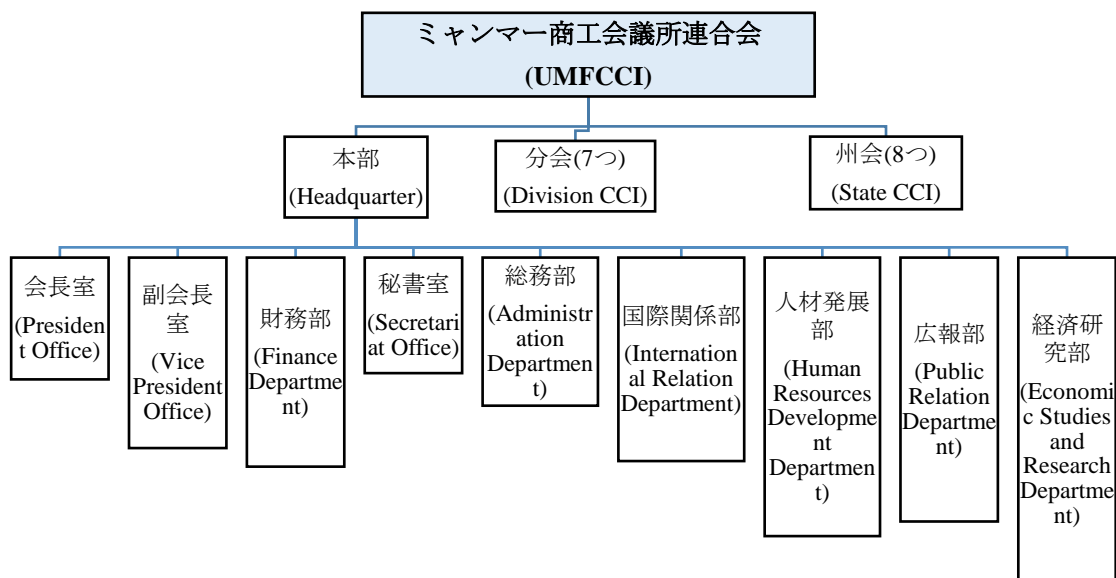
ミャンマー商工会議所連合会 (The Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce & Industry(UMFCCI))

(1) 主な業務内容

ミャンマー商工会議所連合会は、国家の経済発展に貢献し民間企業の利益を守ることを設立目的の一つとして、国と民間との架け橋として設立された。その主な業務は、国内外の貿易フェアや展示会等への参与、貿易と市場情報の伝達、商業紛争への仲裁、人材育成セミナーや研修等の企画と公的機関の委員会への参加等が含まれる。また、ASEAN 商工会議所連合会のメンバーでもあり、国際会合参加等、活発に活動している。直接的ではないかもしれないが、企業支援という面から知的財産保護をサポートしている。

(2) 組織構成

ミャンマー商工会議所連合会は 1919 年にビルマ商務室(Burmese Chamber of Commerce, BCC)という名称で設立され、1999 年に組織を連合会に変更され、さらに 2011 年には現在の名称に変更された。全国において 7 つの分会(Division CCI)及び 8 つの州会(State CCI)が設けられている。本部には会長室(President Office)と副会長室(Vice President Office)の他、財務部(Finance Department)、秘書室(Secretariat Office)、総務部(Administration Department)、国際関係部(International Relation Department)、人材発展部(Human Resources Development Department)、広報部(Public Relation Department)、経済研究部(Economic Studies and Research Department)がある。2014 年現在、80 人以上の従業員がおり、そのうちの 12 人が人材発展部と広報部に所属している。また、2014 年現時点での会員数は個人会員 3,391 人、企業法人会員 24,581 社に上る。



ミャンマー商工会議所連合会(UMFCCI)組織図

(3) 他団体との協力

科学技術省(Ministry of Science and Technology)や法務局等、政府機関や民間企業と密接に連携をするほか、ASEAN 商工会議所をはじめ、国際で開かれるフォーラム等にも積極的に参加し、情報交換をしている。WIPO とは近年協働して知的財産関連の研修とセミナーを開催しており、ビジネスにおける知的財産の重要性の意識喚起を企業へ広める活動をしている。参加団体には日系企業も含まれている。

[参考資料]

JETRO ミャンマー2013年3月

ミャンマー知的財産制度支援(経済産業省 2013年10月)

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%9F%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9E%E3%83%BC>

<http://nexi.go.jp/webmagazine/country/004816.html>

<http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/gov/20130121.html>

<http://aseanict.com/bizcenter/0/Myanmar-Customs-Department/1338/10612>

<http://www.unionsupremecourt.gov.mm/>

<http://blog.livedoor.jp/asiatotallaw/archives/14393297.html>

http://en.wikipedia.org/wiki/Myanmar_Police_Force

<http://www.aseanapol.org/information/myanmar-police-force>

<http://www.jst.go.jp/report/2012/120627.html>

3.9 ラオス

3.9.1 概要

ラオスは、年間GDP成長率が8%(2013年)に達し(World Bank figuresより)、2012年のGDPは94億USドルであり、成長市場として注目されつつある。

知的財産に関する法令としては、知的財産法(2008年施行、2011年改正)があり、特許・小特許(Petty Patent)・意匠・商標の産業財産権及び著作権等に適用されている。また、特許法及び特許規則、商標に関する首相令、商標規則がある。

産業財産権関連の条約には、パリ条約(Paris Convention)に1998年10月、特許協力条約(PCT)に2006年、WIPO 設立条約(WIPO)に1995年1月にそれぞれ加盟している。

WTO には、2012年10月に加盟承認がなされ、2013年2月に加盟している。TRIPS 協定に関しては、後発途上国に認められた特別措置に従い、2016年12月31日までに実施することとなっており、現在、準備を進めている。

また、ASEAN 及び AWGIPC (ASEAN Working Group on IP Cooperation)に1997年に加盟している。2015年にマドリッド・プロトコルシステムへ参加することを目標に知財保護に関する法整備がすすめられている。

模倣品、海賊版は食品、服飾品、電子機器、携帯電話など多分野に及ぶ。中国からの流入が特に多く、ベトナムなど近隣国への経由地であるとの報告もある。偽造防止のための市場調査(法律事務所主導、ラオスの知的財産部(DIP)の協力下)や、DIPと商工省(the Ministry of Industry and Commerce)、財務省(the Ministry of Finance)、科学技術庁(Ministry of Science and Technology (which handle trading, tax, and IP-related issues))、警察、検察官、裁判官による偽造防止のための話し合いなどの取組みがなされている。

ラオスは、米国(LUNA・Lao Project(ASEAN 連結性向上プロジェクト, 2008-2013)のスキームで知財分野も含む支援)、韓国(著作権分野などでの技術協力)、タイ(タイ知財局とラオス当局との覚書(MOU)の締結・教材の提供等)、ベトナム(ベトナム当局からの職員派遣)、日本(JPO(特許庁), JCO, JIII(発明推進協会)との緊密な関係の下、人材開発支援・Advisory Missions の派遣)等から知的財産に関する支援・技術協力を受けている。

3.9.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析を行った。

ラオス特許庁	Department of Intellectual Property (DIP) of Ministry of Science and Technology(MOST) under the Prime Minister's Office
ラオス税関	Lao P.D.R. Customs Department
ラオス企画投資省	Ministry of Planning and Investment

	(Investment Promotion Department (IPD))
ラオス 外務省のアセアン部門	ASEAN Department under the Ministry of Foreign Affairs of Lao P.D.R.
ラオス 外務省の国際法律プロジェクト	International Law Project under the Ministry of Foreign Affairs of Lao P.D.R.

ラオス科学技術省 知的財産部 (Department of Intellectual Property (DIP) of Ministry of Science and Technology(MOST) under the Prime Minister’s Office)

(1) 主な業務内容

知的財産保護に関する法整備と知的財産の保護を主に行っている。2011年12月に知的財産法を改正し、現在、改正知的財産法施行に向けた首相令を起草中。

2009年9月より、特許申請受理を開始している。特許は、DIPは形式審査のみ行い、独自の実体審査は行わず、他国の特許庁の審査結果を認証・受理している。国内出願の場合は、形式審査を通過した出願について WIPO に関連先行技術調査を依頼して対応している。また、国内出願の出願人は、所定の外国で認可された特許をラオスでの出願の基礎とすることもできる。

2004年以降、特許について 240 の出願(local applications: 8、 foreign applications: 232) がなされ、2006年のPCTへの加盟以降は、102のPCT applicationsを受け取っている(2013年2月時点)。2013年2月までに認可された特許は0件だが、十数件が近い将来認可される見込みであるとの報告がある。

意匠については、2012年までに百数十件が出願され、百件余りが認可されている。

商標は、実体審査を独自に行っており、これまで8000以上の商標が認可されている(認可された商標の90%以上が海外からの出願)。審査期間は半年程度である。

また、知的財産に関する周知のために、ラオス国立大学・大学の法学部・Police Academy・税関などで知的財産保護に関する講演、知的財産に関するセミナーを行っている。

(2) 組織構成

1990年に、閣議において知的財産システムが宣言され、当時の科学技術省(the Ministry of Science and Technology) に知財・規格統一・計測部門(Department of Intellectual Property, Standardization and Metrology (DISM))として設立された。現在は、首相府配下の科学技術省知的財産部門(Department of Intellectual Property (DIP) of Ministry of Science and Technology (MOST) under the Prime Minister’s Office)となっている。特許管理は、DIPの特許部門(Patent Division)が担当している。

(3) 他団体との協力

WIPOとの協働プロジェクトの下で、知的財産保護法の起草・近代化(Drafting and modernising IPP legislation)、人材育成(Personal training)、情報システム・管理システムの

改善(Improving information and administration systems)を行っている。

また、WIPOの協力の下で、知的財産に関するセミナーを開催し、知的財産に関する理解の促進をはかっている。

ラオスは、the ASEAN Trademark and Patent Common Filing System に加わっており、ASEAN Co-operation on Intellectual Propertyに積極的に参加している。

(4) 今後の目標

優先課題の一つとして、知財システムの自動化・電子化のために、WIPONET の活用や、ラオスの知財に関するウェブサイトの更新を行うとしている。また、知的財産を保護する法令の整備を緊急課題としている。

その他、政府に対する知財活動のための財政支援の要請、知財権に関する国や地方レベルでのワークショップ・セミナーの企画、侵害の探知の強化、政府に対する他の協定・条約議定書に加盟するよう働きかけ、国内または国際的な協働、WIPO や他の知財関係の団体による研究会やセミナーへの継続的な参加を挙げている。

また、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約への加盟を想定して、著作権等の保護に関する法整備の構想をすすめている。また、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関するローマ条約、集積回路についての知的所有権に関するワシントン条約を順守することを可能にするための法整備についても検討している。

ラオス税関 (Lao P.D.R. Customs Department)

(1) 主要な業務内容

主な業務として、ラオス国境を通過する物、人、車両等の監視・監督を行い、ラオス国境における違法行為を防止する。

税関は、知的財産権の侵害品を調査・差押さえの権限をもつ。また、関連官庁の認可の下で、輸入品・輸出品の量・種類・素性を検証することができる。

知財紛争が起きた場合、当事者は国境での紛争解決のため税関当局に申請することができる。特別の規則に基づいた行政救済手続きが開始される。国境のチェックポイントに配置された税関職員及び他の職員は、輸出入品を検査し、知財権を侵害する商品を没収し、管理する合法的な権利と義務を有す。また、ラオス税関近代化に向け、電子通関システム(ASYCUDA)による通関処理が最近トライアルとして始められている。

(2) 組織構成

税関長の下に二人の副税関長がおり、その下に、法規課(Legislation Division) / 国際税関部門(International customs department) / 組織・管理・訓練部門(Department Organization, administration and training center)などの12部門が存在する模様。Central staffが176名、Local employeesが 738名(Employees total 914名)いる。

多くの都市 (Attapeu, Bokeo, Bolikhamxay, Champassack, Huaphanh, Khammuane, Luang

Namtha, Luang Prabang, Oudomxay, Phongsaly, Saravanne, Savannakhet, Sekong, Vientiane Municipality, Vientiane Province, Xayaboury, Xaysomboune Special Zone, Xieng Khouang) に支所がある。

(3) 他団体との協力

ワールドバンク(World Bank)のプロジェクト (Lao PDR Customs and Trade Facilitation Project) の下で、税関の効率・有効性を改善し透明性・責任説明を向上させることを目的として、電子通関システム(ASYCUDA)の実装・処理や手続の合理化などの現代化について支援を受けている。知的財産に関する他団体との協力についての情報は確認できなかった。

ラオス企画投資省 (Ministry of Planning and Investment (Investment Promotion Department(IPD)))

(1) 主な業務内容

IPD は、投資促進法(the Investment Promotion Law, 2009)に従い、外国投資システムの管理と投資申請の検討を行っている。投資先としてのラオスの宣伝・推進、投資インセンティブの提供、投資に関する提案の選別、投資慣行の監視などを行っている。また、外国の投資家の投資申請を手助けする”One Stop Service”や、既存の投資家に対するアフターケアサービスを提供している。投資促進についての法律は、上記の他、the Law on the Promotion and Management of Foreign Investment (2004), the Law on Domestic Investment (2004), the Enterprise Law (2005), the Customs Law (2005), and the Tax Law (2005)が挙げられる。

(2) 組織構成

Investment Promotion Department(IPD)は、投資企画省 (Ministry of Planning and Investment)の傘下にある。前身は、the Department for Promotion and Management of Domestic and Foreign Investment: DDFI(2004-2007)である。また、政府が設立した中央投資促進委員会(the central Committee for Investment Promotion: CIP)とは、CIP の委員長、副委員長を、IPD の大臣、副大臣が務めている関係にある。

(3) 他団体との協力

他団体との協力についての情報は確認できなかった。

ラオス外務省のアセアン部門 (ASEAN Department under the Ministry of Foreign Affairs of Lao P.D.R.)

(1) 主な業務内容

業務内容、活動内容についての情報は確認できなかった。

(2) 組織構成

ASEAN Department は、外務省の 16 の部門の一つである。部門長(Director General)が 1

名、副部門長(Deputy Director General)が2名いる。

(3) 他団体との協力

他団体との協力についての情報は確認できなかった。

ラオス 外務省の国際法律プロジェクト (International Law Project under the Ministry of Foreign Affairs of Lao P.D.R.)

(1) 主な業務内容

ラオスにおいて、国際法制度への統合に沿った機能的な法的枠組みを作成するため、基本的人権の漸進的実現と国内法の整備に取り組んでいる。プロジェクトは、2012年を終了予定として2001年に開始され、3つのフェイズに分けられている。第3フェイズ(2009-2012)では、国際条約や人権義務についての実装能力の開発を加速し、国際法制度へのラオスの参加を増進する。知的財産に関する具体的な取り組みの情報は確認できなかった。

(2) 組織構成

国際法律プロジェクトは、ラオスと国連開発計画(UNDP)の共同によるものであり、フィンランド政府と欧州連合(EU)からの財政的貢献を受けつつ、外務省の条約及び法律部門(the Department of Treaties and Law)により実施されている。当該部門の副部門長が、国際法律プロジェクトの主担当員であり、アセアン政府間人権委員会(AICHR)におけるラオス代表者を努めている。

(3) 他団体との協力

知財に関する他団体との協力についての情報は確認できなかった。

ラオス裁判所

(1) 主な業務内容

ラオスでは、1979年に人民裁判制度が開始され(県、市レベルの裁判所のみ)、1990年に人民裁判所法が制定されている。

ラオス人民民主共和国の裁判制度は、現在は三審制である。

- ① 最高人民裁判所(Supreme People's Court) : 1か所、最終法律審
- ② 高等裁判所(Appeal Courts) : 3か所、最終事実審
- ③ 県級裁判所(Provincial, one Capital City Courts) : 16か所、5部ずつ(民事・刑事・商事・家事・少年部)ある
- ④ 郡級裁判所(Area Courts) : 39か所、原則として第1審

その他に、軍事裁判所(One High Military Court and 3 Regional Military Courts)もある。

(2) 組織構成

最高裁は、1983年に司法省の中に設置され、1989年に司法省から独立した(憲法に規定されたのは1991年)。2003年の憲法改正により、その他の下級裁判所もすべて最

高裁管轄下になった。

裁判官を含む職員合計は 664 人（2006 年時点）であり、裁判官は 375 人、軍事裁判官は 29 人（2011 年時点）。2020 年までに職員合計を 1,869 人（3 倍）に増やすのが目標である(大統領府承認済み)。

(3) 他団体との協力

独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクト「法律人材育成強化プロジェクト」（2010 年 7 月－2014 年 7 月）の下で、ラオスの司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学に対して、JICA や日本の法務総合研究所国際協力部等から、教官の長期・短期の現地派遣や日本での研修の受け入れなどの協力が行われている。知的財産に関する情報は確認できなかった。

b. 教育機関

以下の教育機関についての知的財産に関する取り組み状況について公知情報からまとめた。

ラオス国立大学	National University of Laos
---------	-----------------------------

ラオス国立大学 (National University of Laos)

(1) 主な業務内容

当大学は、ラオスの教育、文化、研究の中心としての指導的役割を果たすことを目的とし、国内外の経済・社会的機関と協力し、高いレベルの教育を行い、優れた人材を社会に提供する。

知的財産に関しては、ラオス政府 (National Authority for Science and Technology of Lao PDR) 及び ECAP プロジェクトの支援の下、法律及び政治学部 (Faculty of Law and Political Science) の 商法学科 (department of business law) において、2007-2008 の学年度に知的財産についてのカリキュラムが作られた。

また、ラオス国立大学の傘下に、日本・ラオス人材発展機構 (Laos-Japan Human Resource Development Institute under National University of Laos) がある。当該機構は、ラオス国立大学と日本の独立行政法人国際協力機構の 10 年に渡る二国間協働プロジェクトであるラオス・日本人材協力センター (Lao-Japan Human Resource Cooperation Center) の後継組織として 2010 年に設立され、ビジネスマネジメントコース・日本語コースの授業、文化交流活動を通して、人材育成を行っている。当該機構についての知的財産に関する情報は確認できなかった。

(2) 組織構成

ラオス国立大学は 1997 年に創設された。全日制と定時制の学生をあわせて生徒数は約 3 万人で、学術研究部門 (Academic Research Division) や 11 の学部などからなる。法律及び政治学部 (the Faculty of Law and Political Science) は、4 学科 (法学科

(Department of Law)、政治学科(Department of Political Science)、国際関係学科(Department of International Relation)、商法学科(Department of Business Law) から構成されており、80人の教員・職員がおり、全日制・定時制あわせて4000人以上の生徒が学んでいる(2010年2月時点)。Department of Business Lawは最も新しく2007-08の学年度に創設された学科である。

(3) 他団体との協力

JICA の技術協力プロジェクト「法律人材育成強化プロジェクト」の下で、教官の現地派遣や日本での研修受け入れなどの協力がなされている。

知財に関する他団体との協力についての情報は確認できなかった。

[参考資料]

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=5794> (Customs Law /WIPO HP)

2013年4月ジェトロバンコク知財部「東南アジアの知財概況」(意見交換参考資料)

”Effective Utilization of Search Results and Communications Derived from the Patent Cooperation Treaty (PCT) System in National Stage”, Department of Intellectual Property, Ministry of Science and Technology, Tokyo, 27 Feb.- 1 Mar. 2013

日本大学法学部大学院知的財産研究科 加藤浩教授「企業の海外展開に伴う知的財産戦略3 アセアン各国の知財実務現状と課題」2012年12月26日

”Lao PDR - Lao government to strengthen intellectual property regulation”, Rajah & Tann LLP (Khanti Syackhaphom and Desmond Wee), July 29 2013, Lexology.

ラオス関連記事

<http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=24c80904-2a5d-4214-b3c7-e6e536be26c8>

http://www.tilleke.com/sites/default/files/2013_Aug_IP_Enforcement_Lao.pdf

”Case Study: IP Enforcement Process in Lao PDR”, Titirat Wattanachewanopakorn, August 27, 2013, Homepage of Tilleke & Gibbins.

<http://www.unescap.org/tid/projects/ipep-lao.pdf>

http://export.gov/thailand/build/groups/public/@eg_th/documents/webcontent/eg_th_063242.pdf

http://www.wipo.int/edocs/mdocs/aspac/en/wipo_ip_jkt_10/wipo_ip_jkt_10_topic09_lao.pdf

http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/countries/la.html

JETRO 報告書 2013年3月

http://www.jetro.go.jp/world/asia/la/ip/pdf/laws_la.pdf

<http://www.mofa.gov.la/index.php/site-map-2/2013-11-14-04-21-27/31-eng/74-asean-department>

<http://www.customs.gov.la/index.php/en/2011-11-16-15-16-50/2011-04-06-04-44-49>

日本通関業連合会によるタイ・ラオス海外調査の概要(平成24年)

<http://www.worldbank.org/projects/P101750/laopdr-customs-trade-facilitation-project?lang=en>

諸外国の行政制度等に関する調査研究 No.14ーラオスの行政（平成 18 年 9 月、総務省大臣官房企画課）

JICA ホームページ(<http://www.jica.go.jp/project/laos/002/outline/>)

ラオス法整備支援プロジェクトの実施概要とその成果について（ICD NEWS 第 30 号（2007.3））

日本弁護士連合会（http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/bar_association/word/data/Laos.pdf）

3.10 カンボジア

3.10.1 概要

1999年4月にASEANに加盟したカンボジアは、1970年代から20年にも及んだ長期内戦による深刻な産業荒廃の影響で、未だにアジアの最貧国のひとつという状況にある。一方、国際社会からの援助を受けつつ、製造業(主に縫製業)と観光業の拡大及び外国からの投資の増加が力となり、緩やかではあるが、経済成長率が上がっている。

しかし、知的財産制度においては、インフラ環境の構築と教育の水準の向上が目下の重要課題となっている関係か、特許法(特許・実用新案・意匠について規定)、商標法と著作権法が設けられているものの、制度の整備はASEAN諸国の中では比較的滞っている。

また、特許協力条約やマドリッド協定議定書などの国際出願制度には加盟していないが、1995年にはWIPO設立条約に加盟し、1998年にはパリ条約に加盟した。ASEAN特許審査協力(ASPEC)プログラムにも参加している。

3.10.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

カンボジア知的財産局	Intellectual Property Department Ministry of Commerce
カンボジア関税局	General Department of Customs and Excise of Cambodia(GDCE)
カンボジア裁判所	Courts of Cambodia
カンボジア国家警察	Cambodian National Police

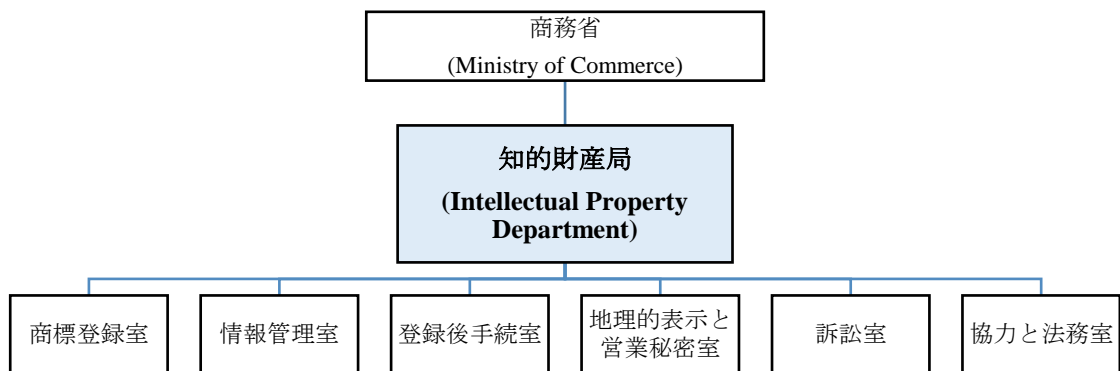
カンボジア知的財産局(Intellectual Property Department, Ministry of Commerce)

(1) 主な業務内容

特許、実用新案、工業意匠と商標の出願から商標登録と維持業務を行い、必要に応じて、商標の調査や各出願への応答の追跡も行う。WIPOの工業財産自動化システム(Industrial Property Automation System, IPAS)を用いて出願全般データを管理しているが、手続繁雑や人員不足、設備環境の未整備等の関係により、案件処理の遅滞が目立つことが内部でも懸念されている模様。

(2) 組織構成

カンボジア商務省の傘下組織である。知的財産局の下には6つの部署(商標登録室、情報管理室、登録後手続室、地理的表示と営業秘密室、訴訟室及び協力と法務室)が設けられている。データ管理のデジタル化に向けて専門的な情報技術室を設置する動きがあるようである。



カンボジア知的財産局組織図

(3) 他団体との協力

カンボジア商務省所轄の知的財産権国家委員会(National committee for Intellectual Property Rights, NCIPR)と連携しながら、カンボジアの知的財産制度の整備加速及びカンボジア国内の知的財産権への意識向上に貢献する。

カンボジア関税局(General Department of Customs and Excise of Cambodia(GDCE))

(1) 主な業務内容

カンボジア関税局は 1951 年 6 月 29 日に政府により設立された。主な業務は輸出入に関する関税等の徴収、密輸や薬物、有害廃棄物等の犯罪行為の予防、調査、監視と抑圧である。

(2) 組織構成

1998 年 3 月より経済財務省(the Ministry of Economy and Finance, MEF)の傘下へ移管されたカンボジア関税局の本局は、監査局(Audit Office)をはじめ、国際局(International affairs Office)や調査と反密輸局(Investigation and Anti-Smuggling Office)等、現在計 13 個の中央部門及び 4 個の執行部門によって組織されている。また、19 個の分局と 66 個の地域チェックポイントが設置されており、本局と共に全国の輸出入に関する統計、研究、討論会及び密輸の取り締まりに取り組む。

(3) 他団体との協力

カンボジア関税局は 2001 年 6 月より世界税関機構(World Customs Organization, WCO)のメンバーとなっており、WCO と WCO メンバーからの技術協力を受けながら、技術と人的資源開発の構築を図っている。

カンボジア裁判所(Courts of Cambodia)

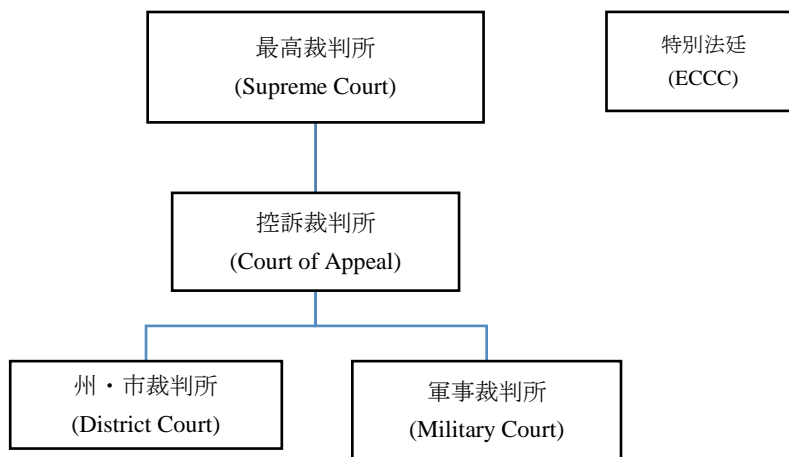
(1) 主な業務内容

知的財産の事件を専門的に取り扱う部門が設けられていないため、知的財産の権利

者からの告訴を受理した州・市レベルの裁判所にて審理を行う。

(2) 組織構成

州・市裁判所、控訴裁判所、最高裁判所及び軍事裁判所によって組織されている。また、クメール・ルージュ政権によって虐殺等の重大犯罪の指導者を裁くためにカンボジア政府と国連との合意に基づいて設置されたカンボジア特別法廷（Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia, ECCC）は2006年7月に運営を開始した。



カンボジア裁判所組織図

(3) 他団体との協力

調査の範囲内では特になし。

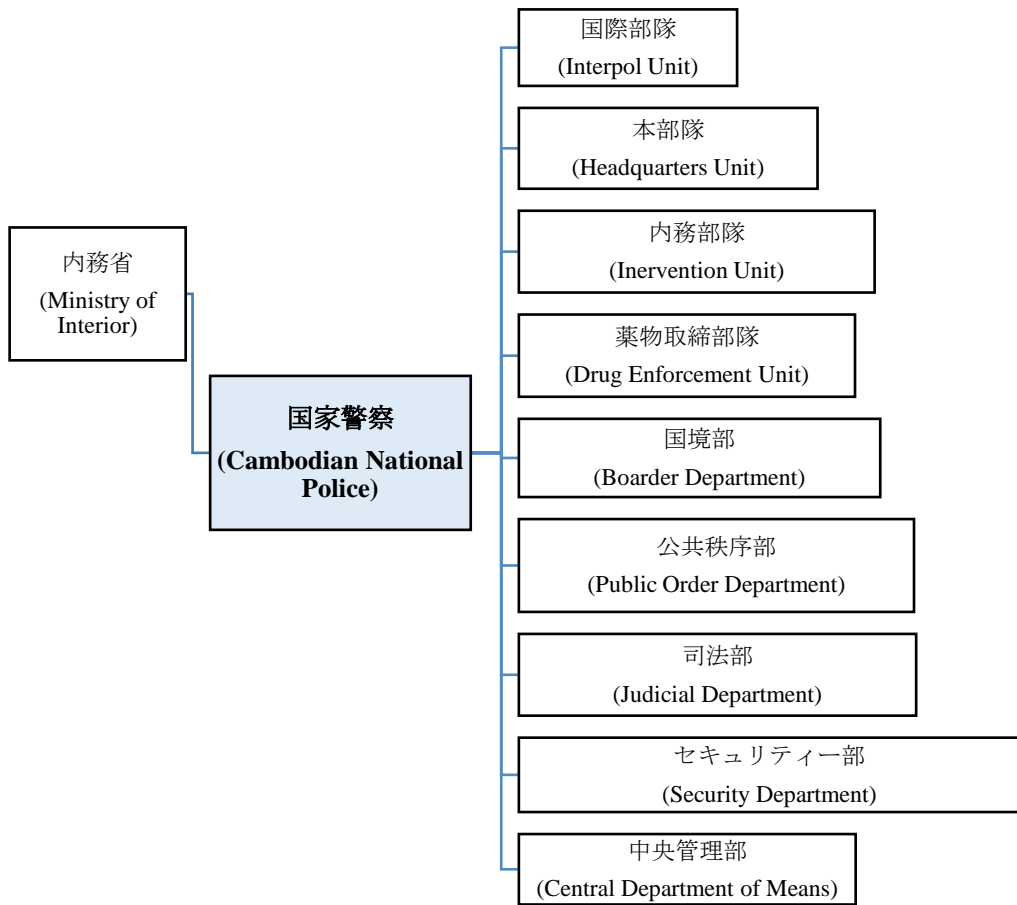
カンボジア国家警察(Cambodian National Police)

(1) 主な業務内容

現在のカンボジア国家警察は1945年5月に設置された。日本で言う警視庁にあたる。関税局等の機関からの摘発を受け知的財産事件の取締りを行う。また、防衛省の憲兵隊(the National Gendarmerie)の管轄と重なる部分があるが、具体的な区分が不明である。

(2) 組織構成

カンボジア内務省(Ministry of Interior)の傘下組織である。主に国際部隊(Interpol Unit)、本部隊(Headquarters Unit)、内務部隊(Intervention Unit)及び薬物取締部隊(Drug Enforcement Unit)の4つの自主部隊と、国境部(Border Department)、公共秩序部(Public Order Department)、司法部(Judicial Department)、セキュリティー部(Security Department)と中央管理部(Central Department of Means)の5つの部門によって組成されている。



カンボジア国家警察組織図

(3) 他団体との協力

関税局と協力し知的財産権侵害物の取り締まり等を行う。

[参考資料]

JETRO カンボジア 2013 年 3 月

カンボジア王国知的財産局においてオンラインシステムを実現するための準備（カンボジア商務省 Mr. Ly Sonabend）

カンボジア経済の現状と今後の展望(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2013 年 3 月)

ASEAN における知的財産権協力の展開と現況(ERIA 上級政策調整官 福永佳史)

<http://www.cambodiadaily.com/archive/cambodia-far-from-intellectual-property-targets-26805/>

http://www.aseanip.org/ipportal/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=154&Itemid=557

http://en.wikipedia.org/wiki/Law_enforcement_in_Cambodia#National_Police

<http://www.aseanapol.org/information/cambodia-national-police>

<http://krorma.com/backnumbers/kingendaishi/>

<http://www.angkor-tour.com/information/police/>

3.11 その他

a. 民間団体

以下の民間団体を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

ASEAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION (ASEAN IPA)

*ASEAN IPA は特定の国に属しているのではなく、ASEAN 各国を代表する組織である。

ASEAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION (ASEAN IPA)

(1) 主な業務内容

ASEAN IPA は、1996年に設立され、1998年に公式の NGO として認められた組織である。ASEAN IPA の目的は、ASEAN 各国の知的財産に関係のある民間セクターの協力関係、相互理解を深めることである。そして、ASEAN IPA は、必要に応じて会合を開いたり、知的財産に関する情報交換を行ったり、政府系又は政府内組織と密接な関係を構築し、それらが主催する会合に参加したりしている。また、ASEAN IPA は、知的財産に関する国際調和や国内法及び規制に関する調査、研究及び改善提案等を行っている。

(2) 組織構成

ASEAN IPA には、ASEAN 各国の団体及び企業を合わせて約 190 人のメンバーが加入しており、それらには ASEAN 各国の代表及び議会メンバーが含まれる。また、ASEAN IPA の入会資格は、ASEAN 各国の市民又は国籍を有していること又は ASEAN 各国で知的財産に関するビジネスを行っていることが登録されたり、法的に認められたりしていることである。

4 各国の状況についての比較

4.1 各国の特許庁の比較

ASEAN 各国の特許庁の業務内容について以下の表にまとめた。

特許庁の比較

国名	特許庁の比較
ブルネイ	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013年に経済開発委員会(BEDB)傘下の組織として新設された。 ● 特許、意匠及び商標出願の審査・登録を行う。イギリス等他国の審査結果を参照する。 ● 著作権業務は2014年現在、法務長官室(AGC)にて管理。 ● 知的財産犯罪には関与していない(法務長官室(AGC)所轄)。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ● 法務省配下の組織。 ● 知的財産の出願申請及び登録業務を行う。特許に関しては他の先進国の審査結果を参照している。 ● 日本特許庁とは特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムが開始されている(2013年6月から)。 ● 知的財産権侵害事件に関する取り調べ、捜査を行う。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ● 2001年に法務省傘下の組織として設立された。 ● 特許、商標、意匠出願の審査を主な業務とし、IPOS独自の調査と審査を行う。 ● 日本特許庁とは特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムが開始されている。また、修正実体審査(MSE)により提出した日本の審査結果が参照され特許が付与される。 ● WIPO 仲裁センターと共同調停する制度がある。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ● 1992に商務省配下に設立された組織。 ● 特許、実用新案、意匠及び商標出願業務を行う。 ● 2014年に日本特許庁とは特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムが開始されている。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易産業省(Department of Trade and Industry)配下の組織。 ● 特許、商標出願等の審査登録業務を行っている。 ● 2012年に日本特許庁とは特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムが開始されている。 ● 模倣品・海賊版ホットラインを開設する他、税関の捜査に協力する。

国名	特許庁の比較
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ● 2005年に国内取引・共同組合・消費者省(Ministry of Domestic Trade, Cooperative and Consumerism)の管理下となった。 ● 特許、意匠、商標の審査及び登録業務を行う。 ● 日本との間はPPHを利用することはできないが、修正実体審査(MSE)により、日本の登録特許に基づき実質無審査で特許取得可能。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ● 科学技術省傘下の組織。 ● 特許、商標、意匠出願の審査が主な業務である。 ● JICAの協力の下、ベトナムにおける知的財産権の保護及び執行強化プロジェクトを実行している(2012年6月～2015年6月)。
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権法を除き、特許法等の知的財産制度を有していないため、他国のような特許庁の機能を果たす機関がまだ設置されていない。 ● 農業灌漑省登記所にて商標等の知財所有権宣言の登録を行う。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ● 科学技術省傘下の組織。 ● 特許、意匠及び商標の出願・審査等業務を行う。 ● WIPOとの協働プロジェクトの下で、知的財産保護法の起草や管理システム改善等を行っている。
カンボジア	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア商務省の傘下の組織。 ● 特許、実用新案、意匠及び商標出願から商標登録と維持業務を行う。 ● WIPOの工業財産自動化システム(IPAS)を用いて出願全般データを管理している。

各国の内政や経済状況、文化等が異なるのもあり、知的財産に関する制度と管轄機関の現状は様々ではあるが、各国はWIPOや他の先進国の支援を得ながら、それぞれ面している問題を解決し、知的財産保護の環境の整備に向かっている。

ASEAN諸国の中でミャンマーが法制度の整備及び国際条約等の加盟状況においてはまだ比較的遅れている。日本との間で特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムを開始しているのはインドネシア、シンガポール、タイとフィリピンの四カ国である。以下の表にて法制度や条約加盟状況等において各国の状況をまとめた。

法制度・条約加盟状況の比較

	特許	実用新案	意匠	商標	PCT加盟	WTO加盟	日本特許審査 ハイウェイ	ASPEC参加
ブルネイ	○	×	○	○	○	○	×	○

	特許	実用新案	意匠	商標	PCT 加盟	WTO 加盟	日本特許審査 ハイウェイ	ASPEC 参加
インドネシア	○	○	○	○	○	○	○	○
シンガポール	○	×	○	○	○	○	○	○
タイ	○	○	○	○	○	○	○	○
フィリピン	○	○	○	○	○	○	○	○
マレーシア	○	○	○	○	○	○	×	○
ベトナム	○	○	○	○	○	○	×	○
ミャンマー	×	×	×	×	×	○	×	×
ラオス	○	○	○	○	○	○	×	○
カンボジア	○	○	○	○	×	○	×	○

4.2 各国の捜査機関／執行機関の比較

ASEAN 各国の捜査機関／執行機関の業務内容について以下の表にまとめた。

捜査機関／執行機関の比較

国名	捜査／執行機関の比較
ブルネイ	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>関税局</u>と<u>国家警察</u>にて、知的財産侵害物品の取り締まりを行っている。 ● 関税局が、ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)に参加し、第三者証明制度及び認定輸出者自己証明パイロットプロジェクトへの協力もしている。
インドネシア	<p><u>インドネシア知的財産総局 捜査局</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● インドネシアの捜査／執行機関のユニークな点としては、<u>インドネシア知的財産権総局内に捜査局</u>が設置されていることである。捜査局は、知的財産権事件に対する刑事犯罪行為に関する取り調べ、権限のある官吏と共に捜査をする任務を担っている。 ● 著作権侵害に関する捜査は、起訴状や通報を待たずに可能であり、商標、意匠及び特許権侵害については、通報に基づいて実施される。 ● 実績は商標のケースがほとんどだが、<u>著作権と意匠についても一定数の実績があり、特許(簡易特許)も実績がある。</u> ● インドネシアでは民事による解決が難しいため、知的財産権者が不利な状況であるが、捜査局により知的財産権者の保護が強化されることが期待される。 <p><u>税関</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他国と同様に、<u>税関</u>においても商標権又は著作権を侵害した製品の疑いがある場合には、一時差し止めの命令を発することができるが、商標権者や著作権者が差し止めを税関に直接請求することはできない。<u>権利者はまず裁判所の命令を得なければならない、権利者にとって使い難い。</u> <p><u>国家警察本部</u></p> <p>知的財産侵害事件の被害届を受理し捜査を行う。インドネシアにおいては、知的財産の侵害について、民事での解決は一般的ではない。<u>警察に被害届けを提出し、捜査をしてもらうのが通常の手続きになる。</u></p>
シンガポール	<p><u>警察 知的財産部隊</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察内に模倣品対応等の知的財産に関する捜査及び執行の<u>専門部隊</u>が設置されている。主に著作権／商標の侵害品についての<u>強制捜査を年間 200 件程度</u>(共同捜査含)行っている。 <p><u>税関及び移民登録局</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移民登録局にて、入国者が模倣品をシンガポールに持ち込まれないように取り締まりを行っている。 ● また、税関においても職権で模倣品の取り締まりを行っている。

国名	捜査／執行機関の比較
タイ	<p>税関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国境における模倣品の取り締まりを行っている。世界標準の税関システムの確立を戦略として掲げている。 <p>経済警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産を含む経済犯罪に対応するために特別組織として経済警察が設置されている。 ● 経済警察は、職権又は申し立てにより、知的財産権の侵害行為の取り締まりを行う。 <p>特別捜査機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法務省傘下の組織犯罪や国際的な経済事件等の専門性の高い捜査を担当する機関である。知的財産案件についても担当している。 ● 担当部署は、「<u>知的財産権関連犯罪課</u>」と呼ばれており、50 万パーツ以上の模倣品被害のある知的財産権侵害の刑事犯罪を扱う。知的財産権者は、権利侵害にあった場合、経済警察又は特別捜査機関に申し立てを行う。
フィリピン	<p>税関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 模倣品・密輸品等の侵害物品の没収、破棄などの水際取締手続を行っている。 ● 知的財産法 (IP コード) の知的財産権侵害品の輸入禁止が規定や、関税法 (TCCP) の侵害物品等の違法輸入品の没収等の規定に基づいて活動を行っている。 <p>国家警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 反詐欺・商業犯罪部／犯罪捜査部にて模倣品や海賊版の捜査を担当している。 <p>光メディア委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貿易産業省の配下の組織である光メディア委員会が、光メディアの<u>海賊版一掃</u>をミッションとして活動している。 ● 光メディアの製造権限があるかの評価、資格審査、サービスの許可、ライセンスの付与等を行う。ライセンス料の徴収等の任務も担っている。また、捜査についても行う。 ● 光ディスクに関するデータベースを作成し、税関等の執行機関と共有している。

国名	捜査／執行機関の比較
マレーシア	<p>国内取引・共同組合・消費者省</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内取引・共同組合・消費者省内の組織である Enforcement Division が、著作権法(Copyright Act 1987)、光ディスク法(Optical Disc Act 2000)に基づいて、海賊版の取り締まりを行うと共に、取引表示法(Trade Description Act 2011)に基づいて模倣品の取り締まりを行っている。 ● 2011 年から、商標権者を商標権侵害から守るために、Basket of Brand (BOB) というデータベースの運用を開始している。BOB に自己の商標を登録すると Enforcement Division は登録されている商標の捜査や押収を率先して行う。 <p>税関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税関においても、侵害の恐れのある品物若しくは模倣品の差し押さえをすることができる。この差し押さえは、商標権者から申し立てのあったものに対して職権で行う。 <p>内務省</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内務省の Film Censorship Control and Enforcement Division (Division C) は、映画と映画の関連出版物の検閲と違法行為に対する取り締まりを実施している。 <p>警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光ディスク法 (2000)、著作権法(1987)、関税法 (1967)を執行する権限を有しており、一定ランク以上の警察官は、国内取引・共同組合・消費者省の執行部や税関の職員と同等の権限を有している。
ベトナム	<p>税関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産権の執行及び国境における模倣品の取り締まりを担当している。知的財産権のリスクマネジメントの強化や知的財産・模倣品に関するデータベース構築が課題として認識されている。 <p>市場管理局</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場管理局は、商工省内の一部門であって、商取引において発生した模倣品及び知的財産侵害行為対策を行っている。特許侵害を除く、あらゆる形態の知的財産権侵害に対応する権限を与えられている。
ミャンマー	<p>警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産の犯罪事件を専門的に取り扱う部門がなく、一般の警察署が模倣品等の被害届を受理し、取締りを行う。

国名	捜査／執行機関の比較
ラオス	<p>税関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税関は、知的財産権の侵害品を調査・差押さえの権限をもつ。 ● 知財紛争が起きた場合、当事者は国境での紛争解決のため税関当局に申請することができる。 ● 国境のチェックポイントに配置された税関職員及び他の職員は、輸出入品を検査し、知財権を侵害する商品を没収し、管理する合法的な権利と義務を有す。
カンボジア	<p>関税局</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産に関連する業務についての具体的な情報は得られなかったが、通関業務において知的財産権の侵害品の調査等を行っている模様である。 <p>国家警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関税局等の機関からの摘発を受け知的財産事件の取締りを行う。

税関での侵害品の摘発や、知的財産権者からの申し立てに基づく警察の捜査といった一般的な対応は各国とも制度としては有しているが、一部の国においてはどの程度実行性のある対応ができるかは不明である。

シンガポール等の国では、専門の組織を設けて知的財産保護に取り組んでおり、ASEAN内でも取り組み体制にかなり差がある状況である。各国の取り組みについて以下にまとめた。

各国の捜査／執行機関の取り組み状況

国名	警察・税関における取り組み	知的財産の保護を強化するための取り組み	(参考) スペシャル301条の指定
ブルネイ	○	-	
インドネシア	○	◎：知的財産総局内に捜査局を設け知的財産権の侵害行為(刑事)について捜査を実施。年間捜査件数 30 件程度。	優先監視国
シンガポール	○	◎：警察内に知的財産部隊を設置。年間捜査件数 200 件以上。	
タイ	○	◎：法務省傘下の特別捜査局「知的財産権関連犯罪課」にて 50 万パーツ以上の模倣品被害のある刑事犯罪を扱っている。	優先監視国
フィリピン	○	○：光メディア委員会にて海賊版対策を実施	
マレーシア	○	◎：国内取引・共同組合・消費者省や、内務省の組織で海賊版対策を行っている。また、国内取引・共同組合・消費者省は、商標権侵害の取り組みを強化する施策を実施している。	

国名	警察・税関における取り締まり	知的財産の保護を強化するための取り組み	(参考) スペシャル301 条の指定
ベトナム	○	◎：商工省内の組織である市場管理局が特許以外の知的財産権侵害を取り締まっている。	監視国
ミャンマー	○ (制度は有り)	-	
ラオス	○ (制度は有り)	-	
カンボジア	○ (制度は有り)	-	

4.3 各国の民間団体の活動状況の比較

各国の民間団体の活動状況については、団体の構成員に分けて概要及び比較を以下にてまとめるとめる。

弁理士/弁護士の団体

国名	概要
インドネシア	<p>・知的財産コンサルタント協会 (Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association(AKHKI))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産コンサルタント(日本の弁理士相当)協会は、インドネシアでの知的財産活動の推進、ユーザに対するサービス向上を目的として活動している。現在の会員数は 140 名程度で、教育部門や研究部門等の組織がある。 ● AIPPI や APAA とパートナー関係にあり、IIPS (Indonesian Intellectual Property Society)と協力関係にある。
シンガポール	<p>・シンガポール弁理士会 (Association of Singapore Patent Agents, ASPA)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会員は、シンガポールで登録している弁理士(Patent Agent)と弁理士試験勉強中の者であり、会員数は 131 名 (2014 年 1 月現在) である。 ● 会員に対する教育・研修を行い、特許に関する知識の会員間の相互共有等を図っている。 ● 知的財産庁 (IPOS) の支援を受けて活動を行っており、弁理士の研修を IP Academy と協力して実施している。
タイ	<p>・タイ知的財産協会 (Intellectual Property Association of Thailand (IPAT))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主に弁護士で構成されており、個人 257 名、組織 54 が会員である。 ● 主な活動として、協会内での知的財産法の改正や審査マニュアル等に関するセミナーの他、DIP や CIPITC と連携したセミナーを実施している。エンフォースメント、著作権、特許、商標、IT、総務、広報及び財務の委員会が設置されている。
フィリピン	<p>・知的財産協会(Intellectual Property Association of the Philippines (IPAP))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フィリピンにおける知的財産に関する実務に従事している弁護士等の組織であり、101 名、47 の団体が所属している。 ● 知的財産の最新の法律や規則・判例の勉強会、国内外の知的財産の会議やセミナーへの参加、フィリピンの知的財産の実務や法律の最新状況についての国際的機関へのレポート報告、セミナーの開催、知的財産を専攻する法学部学生への奨学金援助等を行っている。 ● APAA フィリピン部会と共同で研究や勉強会を行っている。
マレーシア	<p>・マレーシア弁理士会 (Malaysian Bar Council)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法律の適切な執行と法律家及び公衆の利益保護のために設立され、

国名	概要
	<p>12,000 人程度の会員を擁する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士会内に Intellectual Property Committee が設けられており、メンバーは 25 名であり、研修（年に 5 回程度）や、LES Malaysia とのセミナーの共同開催なども行う。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>ベトナム知的財産権協会 (Vietnam Intellectual Property Association (VIPA))</u> ● 産業財産権代理人の代理人協会であり、約 300 名の代理人が加入している。会員資格は、ベトナム国民又は所定の団体（代理人に限らず、IP サービス団体、特許権者、発明家等）。 ● IP に関する研究、会員への IP 関連情報、トレーニングコースの提供、NOIP の運用及び法律に関する NOIP との交渉、一般的相談、海外のクライアントに対する情報提供等が主な活動である。

尚、ブルネイ、ミャンマー、ラオス、カンボジアの四カ国については、調査対象に弁理士の団体を含まなかった。

・ **アジア弁理士協会 (APAA: Asian Patent Attorneys Association)** について

1969 年に設立され、2300 人を超える会員が所属しており、18 の部会がある。

通常総会（3 年に 1 度開催）、理事会（毎年開催）において、事業報告、各部会報告、各委員会報告などの他、重要議題の審議がされている。

会長、各部長等シニアメンバーから構成され、APAA の方針や国際協力問題等を審議する Executive Committee & Advisory Committee の他に、常設委員会があり、各加盟地域の制度・運用実態や法改正状況等についての調査・報告、問題研究、法律及び実務改善のための提案等の活動を行っている。現在、6 つの常設委員会（1. 商標委員会 / 2. 模造品防止委員会 / 3. 特許委員会 / 4. コピーライト委員会 / 5. 意匠委員会 / 6. イマージング IP 委員会）がある。

他に、WIPO や ASEAN IPA 等の国際会議への代表の派遣、FICPI(国際弁理士連盟)、AIPPI(国際知的財産権保護協会)、AIPA(アセアン知的所有権協会)をはじめとする多くの姉妹団体との交流などの活動を行っている。

部会	会員数
インドネシア部会	72
シンガポール部会	77
タイ部会	183
フィリピン部会	72
マレーシア部会	78

ベトナム部会	52
ミャンマー部会	10

尚、ブルネイ、ラオス、カンボジアは APAA 会員が少ない（数名以下）ため、部会が設けられていない。

[参考資料]

アジア弁理士協会(APAA)日本部会 HP : <http://www.apaa-japan.jp/about/headquarters.html>

アジア弁理士協会 HP : <http://www.apaaonline.org/index.php>

発明者の団体

国名	概要
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>シンガポール発明者協会 (Singapore Inventors Development Association, SIDA)</u> ● 発明者間で発明のアイディアの具体化等の促進を目的とする。 ● 1982 年設立。団体内の交流も 2 ヶ月に 1 回の高頻度。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>タイ発明協会 (Thai Invention Association, TIA)</u> ● タイ人の発明家より構成。メンバー数は 2014 年現在、1109 名である。 ● DIP と共同で知的財産権セミナーを開催。 ・ <u>タイ工業デザイナー協会 (Industrial Designers Society of Thailand, IDS)</u> ● 工業デザインの教授と工業デザイナーにより 1973 年に設立。 ● タイ工業デザイン所有権の保護を図り、関係者との意見交換を行う。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フィリピン発明家協会(Filipino Inventors Society, FIS)</u> ● 1943 年設立。発明等の促進と経済と産業の発展を目指す。 ● 発明協会の国際会議に 80 回以上出席している。

・レコード等の著作権管理の団体

国名	概要
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>インドネシア録音協会(ASIRINDO)</u> ● 2010 年頃から活動。ライセンスサービスの提供等を目的としている。 ● 音楽を利用する者からライセンス料を収集し、権利者に分配する。 ・ <u>インドネシア出版協会(IKAPI)</u> ● 国内外市場のニーズに合った出版業界を目指している。 ● 著作権に関する部署を設け、出版物の著作権保護を図っている。 ・ <u>ソフトウェア協会(Pernyataan Sikap Asosiasi Peranti Lunak Telematika Indonesia (ASPILUKI)</u>

国名	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ● 1990年設立、ソフトウェアとITサービスを提供する会社が会員。 ● 著作権保護のサポートと法改正への働きかけを行っている。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ● シンガポール編曲者・作曲者協会 (COMPASS) ● 1987年設立。編曲者等の著作権の保護・促進が目的。楽曲等の使用者から使用料を徴収し、著作権者に分配する。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送協会 (Kapisanan ng mga Brodkaster ng Pilipinas, KBP) ● ラジオ・TV局の所有者とラジオ・TV放送局から構成。 ● 放送局の技術的基準の策定、ラジオやTVにおける公共サービスキャンペーン、セミナーや会議の開催を行っている。 ● 音楽産業協会 (Philippine Association of the Record Industry, Inc., PARI) ● 1972年設立。フィリピンの大手レコードレーベルのために活動しており、会員の著作権の保護を図っている。 ● フィリピン作曲家・作詞家・出版社協会 (FILIPINO SOCIETY OF COMPOSERS, AUTHORS, AND PUBLISHERS, INC., FILSCAP) ● ライセンス料を徴収し、作曲家等にライセンス料を分配する。36の企業、931名が加入している。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際録音産業マレーシア部会 (Public Performance Malaysia, PPM) ● 1988年設立。マレーシアのレコード会社が会員資格を有している。現在の会員数は236社。 ● 録音された音楽のOne-Stop Licensingを提供している。 ● マレーシア著作権盗難対策連盟 (Malaysia Federation Against Copyright Theft, MFACT) ● 2007年設立。映画産業及びテレビ産業の保護が目的。 ● ディズニー、FOXといった世界的な映画会社に加えて、現地の販売会社も加入している。

反模倣品の団体

国名	概要
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ● インドネシア反模倣協会 (Masyarakat Indonesia Anti-Pemalsuan, MIAP) ● 2003年設立。模倣品対策に取り組むことが目的。 ● 現在の企業会員数は13社だが、Louis Vuitton や Epon Indonesia 等の世界的に有名な企業が多い。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ● ベトナム反模倣品及び商標保護協会 (Vietnam Association for Anti-counterfeiting and Trademark Protection, VATAP) ● 2004年5月設立。加盟企業は、現在170社程度。

国名	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ● 模倣品の摘発や加盟企業から集約した意見を政府に対して提案する。 ● <u>ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会 (VIET NAM ANTI-COUNTERFEITING AND INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION ASSOCIATION OF FOREIGN INVESTED ENTERPRISES, VACIP)</u> ● 2005 年設立。外国籍企業により組成され、ホンダ技研工業、P&G、Unilever、NIKE、Nestle、GlaxoSmithKline 等がメンバー。 ● 税関等に密接に協力する他、模倣品識別のセミナーを開催。

その他知的財産関連の団体

国名	概要
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>知的財産研修会インドネシア同窓会 (Indonesian Intellectual Property Alumni Association, IIPAA)</u> ● 日本特許庁等が主催する研修生の同窓会。1996 年設立以来、400 名の同窓生が加入。 ● 日本特許庁もインドネシア知的財産権総局と協力してセミナー開催。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>国際知的財産保護協会 シンガポール(International Association for the Protection of Intellectual Property ,AIPPI Singapore)</u> ● 1998 年設立。各国の知的財産権比較を行い、制度調和を図る。 ● 会員は法人会員 13 社、個人会員 35 名。特許事務所や法律事務所に所属している者がほとんど。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>タイ知的財産振興協会 (Intellectual Property Promotion Association of Thailand, IPPAT)</u> ● 2001 年設立。日本特許庁等による知財研修を受けた同窓生組織。 ● 「知財ビジネス支援」等が目的。「学術書の収集」等の活動を行う。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>発明デザイン協会 (Malaysian Invention & Design Society, MINDS)</u> ● 1986 年設立。メンバーは個人、大学、企業。 ● ”INVENTION, INNOVATION & TECHNOLOGY”をテーマとした展示会 INTEX を主催している。 ● <u>知的所有権協会 (Malaysian Intellectual Property Association (MIPA)</u> ● 1989 年設立。知的財産関係者の団体。メンバーは約 170 名。 ● マレーシア知的財産公社が設立したトレーニングセンター(Malaysian Intellectual Property Center)の運営サポートを行っている。 ● <u>マレーシア IP 同窓会 (Intellectual Property Alumni Association of Malaysia, IPAAM)</u>

国名	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本特許庁で研修を受けた研修生の同窓会だが、研修生以外の方でも参加可能。2000年設立で、会員数は約75名。 ● 「知財権情報の普及」等を目的とする。 ● ・ライセンス実行協会 (Licensing Executives Society Malaysia, LESM) ● Licensing Executives Society International のローカル組織。 ● 一般公衆等にライセンスや知的財産の重要性をアピールする役割も。
ミャンマー	<ul style="list-style-type: none"> ● ・ミャンマー商工会議所連合会(The Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce & Industry, UMFCCI) ● 1919年設立。現在の会員数は個人3,391人、企業法人24,581社。 ● WIPOと連携して知的財産関連の研修とセミナーを開催している。

各国の民間団体について、弁理士・弁護士団体の他、発明者や音楽・映画の著作権保護団体、反模倣品の団体等、様々な団体が盛んに活動されているようである。発明者の団体は比較的に古くから設立され、長い歴史を持つ団体が多く、団体内の親交も深い模様。音楽・アミューズメント業界では、作曲家をはじめ放送局、映画製作会社、レコード会社等から構成された団体により使用料の徴収と権利者への分配を行うのが特徴とも言える。また、東南アジアで深刻な問題となっている模倣品・海賊版に対抗する、反模倣品の団体について、今回の調査対象ではインドネシアとベトナムのみだったが、外国企業が結束し具体的な行動で自ら権利を保護する姿勢を見せてくれている。その他にも、知財研修生、企業、個人から構成される協会があり、いろんな分野において知的財産に関連する活動をされている。今回の調査対象となった各国の民間団体において特徴の比較を以下の表にまとめる。

尚、ブルネイ、ラオス、カンボジアの三カ国については、今回の調査対象に民間団体を含まなかった。

	弁理士・弁護士中心	発明者中心	音楽・映画業界中心	反模倣品活動中心	日本特許庁研修関連
インドネシア	○	-	○	○	○
シンガポール	○	○	○	-	-
タイ	○	○	-	-	○
フィリピン	○	○	○	-	-
マレーシア	○	-	○	-	○
ベトナム	○	-	-	○	-
ミャンマー	- *APAA ミャンマー部会 はあるが、今回の調査	-	-	-	-

	弁理士・弁護士中心	発明者中心	音楽・映画業界中心	反模倣品活動中心	日本特許庁研修関連
	対象に含まなかった				

4.4 各国の教育機関の比較

各国の教育機関についての概要を下表にまとめる。

国名	概要
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バンドン工科大学 (Institute of Technology Bandung (ITB))</u> ● ”Office of Intellectual Property management”を設け、知財に関する研修やコンサルティングを行い、学内外の知的財産保護を積極的に行う。 ・ <u>ボンゴール農科大学 (Bogor Agricultural University)</u> ● 知財オフィスを設置したインドネシア初の大学である。 ● 特許出願も積極的で、過去5年間で最も特許出願を行った大学である。 ・ <u>ガジヤマダ大学 (Gadjah Mada University)</u> ● 研究・コミュニティーサービスセンター(LPPM)の知財サービス開発部門が知的財産の管理を行っている。 ・ <u>パジャジャラン大学 (Universitas Padjadjaran)</u> ● 知的財産権技術実施ユニット(Unit Pelaksana Teknis HKI)を設け、知的財産の管理を行っている。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>IP アカデミー (IP Academy Singapore)</u> ● 政府主導で設立され、シンガポール知的財産庁 (IPOS)傘下にある。世界に通用する知的財産に関する人材育成が行われている。 ● シンガポール大学と共同で”Graduate Certificate in Intellectual Property Law program”を運営している。このプログラムを修了することが、シンガポールで Patent Agent の試験を受けるための要件になっている。 ● IPOS, WIPO Academy, Franklin Pierce Center for IP などの他団体と協力して、フォーラムやサマースクールの開催等を実施している。 ・ <u>シンガポール大学 (National University Singapore, NUS)</u> ● 大学院に Master of Laws (Intellectual Property & Technology Law)コースを設け、知財に関する法律についての教育を行っている。 ● NUS Enterprise Industry Liaison Office において、発明の評価、特許出願・管理等を行い、大学の研究成果の普及促進に務めている。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>チュラロンコン大学 IP 研究所 (Chulalongkorn University Intellectual Property Institute (CUIPI))</u> ● チュラロンコン大学の知的財産管理のため、大学から非営利法人として独立した組織である。 ● IP コンサルティング、技術ライセンス等の知財管理の他、知財に関する研究を行う。知財に関するトレーニングコースは、大学の職員・学生だけでなく学外の機関の職員に対しても提供している。

国名	概要
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フィリピン大学(University of the Philippines)</u> ● 副学長の下に、OVCRD (The Office of the Vice-Chancellor for Research Dissemination and Utilization Office)が設けられ、大学関係者の知財保護、特許取得、ライセンス等を行い、大学の研究開発成果の利用促進を図っている。 ・ <u>アテオネ法律大学院 (ATENEO LAW SCHOOL)</u> ● フィリピン知的財産庁との間の合意に基づき、知財法に関する修士課程のコースが提供され、著作権等、特許、意匠、商標、不正競争、営業秘密等に関する法律、知的財産権の管理・施行について講義が行われている。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マラヤ大学 (University of MALAYA)</u> ● University of Malaya Center of Innovation and Commercialization (UMCIC)の名称で、大学の研究成果の知的財産の保護、活用、商用化を図る活動を行っており、合計 679 件の知的財産を保有している (2013 年 11 月時点)。 ● UMCIC 内の Intellectual Property Management Unit では、大学の知的財産の管理・保護、セミナーによる学生や academician への知識の提供、契約や出願に関する法的な助言の発明者に対する提供を行っている。 ・ <u>マラ工科大学(Universiti Technology MARA)</u> ● Institute of Research, Development and Commercialisation (IRDC)において、大学の研究成果の知的財産の保護、及び知財に関する研修を行っている。 ● University-Industry Linkage Center (UILC)にて、研究開発成果の商用化、技術移転、それに伴う知的財産の権利化等やセミナーの開催を行っている模様である(2009 年頃の情報)。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ベトナム国立大学ハノイ校法学部 (Vietnam National University (VNU) School of Law)</u> ● 法学部のスタッフは 40 名(うち教授 8 名)で、学部 (4 年)、修士 (2 年)、博士 (4 年)課程のプログラムを提供している。 ● 知的財産に関する研究プロジェクトに取り組んでいる。 ・ <u>ホーチミン市法科大学 (Ho Chi Minh City University of law (HCMCUL))</u> ● ホーチミン市法科大学の民法学部(Faculty of Civil law)に知的財産法の履修コースが設置されている。
ラオス	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ラオス国立大学 (National University of Laos)</u> ● 法律及び政治学部の department of business law において、ラオス政府及び ECAP プロジェクトの支援の下で、2007-2008 の学年度に知的財産についてのカリキュラムが作られた。

尚、ブルネイ、ミャンマー、カンボジアの三国については、調査対象に教育機関を含ま

なかった。

各国の大学等において、授業やセミナーなどの形式で、知的財産に関する教育が行われていた。特に、シンガポールでは、大学で知財に関する法律の教育を行うだけでなく、知的財産に関する教育のための機関が知的財産庁傘下に存在し、**Patent Agent** の試験を受けるための要件であるプログラムを提供している。また、フィリピンでは、知的財産法に関する修士課程のコースが提供されている。

大学でなされた研究成果などの知的財産の保護・管理、活用については、特に、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの五カ国において、積極的に行われている。

各国の教育機関において、知財に関する授業・研修・コースがあるか、知財の保護・管理やコンサルティング等の業務が行われているか、大学の知財オフィスまたは機関等が設置されているか、の観点からまとめた表を下に示す。

国名	知財に関する 授業・コース	知財の保護・管理などの 業務	知財オフィスや 知財機関等の設置
インドネシア	○ (研修が行われている)	○ (知財管理、コンサルティングが行われている)	○
シンガポール	◎ (知財に関するコースがある)	○ (発明評価、特許出願・管理を行っている)	(○) (知財に関する教育機関が設立されている)
タイ	○ (トレーニングコースがある)	○ (知財管理、コンサルティング)	○
フィリピン	◎ (知財法に関する修士課程のコースがある)	○ (知財保護、特許取得、ライセンス)	○
マレーシア	○ (セミナーによる知識の提供を行っている)	○ (知財の管理・保護、活用、商用化など)	○
ベトナム	○ (民法学部の必修講座として授業が行われている)	—	—
ラオス	○ (知財に関するカリキュラムが組み込まれたことがある)	—	—

5 まとめ

本調査報告では、ASEAN における知的財産に関わる公的機関、民間団体、教育機関の活動内容について調査分析を行った。

ASEAN では、2015 年に ASEAN 経済共同体(ASEAN Economic Community (AEC))が設立され、今後、市場としての一体性がさらに図られていくと考えられるが、知的財産に関する各国の状況についてはかなり差があるのが実情である。シンガポールのように知的財産の保護水準が、世界で 2 位(World Economic Forum 調査)と非常に高いレベルにある国がある一方で、スペシャル 301 条の優先監視国となっているインドネシアやタイといった国や、法制度を整備中であるラオス、カンボジア、ミャンマーが混在している状況である。

いずれの国においても知的財産権者は、まずは権利を取得することが重要であるものの、模倣品／海賊版対策や、競合他社に対する権利行使の態様については各国の実情にあったやり方で対応する必要がある。

ASEAN でビジネスをすでに展開していたり又は今後進出したりする日本企業が ASEAN 内の知的財産に関係する団体の活動等の情報収集する際の一助として本調査報告を活用いただければ幸いである。

付録

調査対象団体

公的：公的機関、民間：民間団体、教育：教育機関

国名	属性	和文名称	英文名称
BN	公的	ブルネイ知的財産庁	Intellectual Property Office Brunei Darussalam (BruIPO)
BN	公的	ブルネイ法務長官室	Attorney General's Chambers Brunei Darussalam (AGC)
BN	公的	ブルネイ経済開発委員会	Brunei Economic Development Board (BEDB)
BN	公的	ブルネイ関税局	Royal Customs and Excise Department
BN	公的	ブルネイ裁判所	State Judiciary of Brunei Darussalam
BN	公的	ブルネイ国家警察	Royal Brunei Police Force
ID	公的	インドネシア知的財産権総局	Directorate General of Intellectual Property (DGIPR)
ID	公的	インドネシア税関総局	Directorate General of Customs and Excise
ID	公的	国家警察本部	Indonesian National Police
ID	公的	最高裁判所 商事裁判所	Supreme Court Commercial Court
ID	民間	インドネシア録音協会	ASIRINDO
ID	民間	インドネシア出版協会	Ikatan Penerbit Indonesia (IKAPI)
ID	民間	インドネシア繊維協会	Asosiasi Pertekstilan Indonesia
ID	民間	知的財産研修会インドネシア同窓会	IIPAA (Indonesian Intellectual Property Alumni Association)
ID	民間	ソフトウェア協会	Pernyataan Sikap Asosiasi Peranti Lunak Telematika Indonesia (ASPILUKI)
ID	民間	APAA インドネシア	Asian Patent Attorney Association Group of Indonesia
ID	民間	知的財産コンサルタント協会	Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association (Asosiasi Konsultan Hak Kekayaan Intelektual Indonesia)

国名	属性	和文名称	英文名称
ID	民間	インドネシア消費者保護協会	Yayasan Lembaga Konsumen Indonesia (YLKI)
ID	民間	インドネシア反模倣協会	Masyarakat Indonesia Anti-Pemalsuan(MIAP)
ID	教育	バンドン工科大学	Institute of Technology Bandung
SG	公的	シンガポール知的財産庁	IPOS (INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF SINGAPORE)
SG	公的	シンガポール警察 知的財産部隊	Singapore Police Force, IPRB (Intellectual Property Right Branch)
SG	公的	検事局	Attorney-General's Chambers
SG	公的	移民登録局	Immigration and Checkpoints Authority of Singapore (ICA)
SG	公的	シンガポール税関	SINGAPORE CUSTOMS
SG	公的	シンガポール最高裁判所	Supreme Court Singapore
SG	公的	世界知的所有権機関シンガポールオフィス	WIPO Singapore Office
SG	民間	発明家協会	SIDA (Singapore Inventors' Development Association)
SG	民間	シンガポール弁理士会	ASPA (Association of Singapore Patent Agents)
SG	民間	国際知的財産保護協会シンガポール	AIPPI Singapore (International Association for the Protection of Intellectual Property Singapore)
SG	民間	シンガポール編曲者・作曲家協会	COMPASS
SG	教育	IP アカデミー	IP Academy Singapore
SG	教育	シンガポール大学	NUS (National University of Singapore)
TH	公的	タイ商務省知的財産局	Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce(DIP)
TH	公的	タイ税関	Customs Department
TH	公的	タイ知的財産及び国際取引中央裁判所	the Central Intellectual Property and International Trade Court (CIPITC)
TH	公的	経済警察	Economic and Cyber Crime Division(ECD)

国名	属性	和文名称	英文名称
TH	公的	中央税関局「検査及び鎮圧局」(検査及び取り締まり部門)	Investigation and Suppression Bureau, Customs Department
TH	公的	特別捜査機関	Department of Special Investigation, DSI
TH	公的	国家科学技術開発機関	National Science and Technology Development Agency (NSTDA)
TH	民間	タイ科学技術研究所	Thailand Institute of Scientific and Technological Research (TISTR)
TH	民間	タイ発明協会	Thai Invention Association (TIA)
TH	民間	タイ工業デザイナー協会	Industrial Designers Society of Thailand (IDS)
TH	民間	タイ知的財産振興協会	Intellectual Property Promotion Association of Thailand (IPPAT)
TH	民間	タイ知的財産協会	Intellectual Property Association of Thailand (IPAT)
TH	民間	アジア弁理士協会タイ分会	Asian Patent Attorneys Association (APAA) Thailand Group
TH	教育	チュラロンコン大学 IP 研究所	Chulalongkorn University Intellectual Property Institute (CUIPI)
PH	公的	フィリピン知的財産庁	Intellectual Property Office of Philippines (IPOPIL)
PH	公的	フィリピン税関	Department of Finance: Bureau of Customs (BOC)
PH	公的	フィリピン最高裁判所	Supreme Court of the Philippines
PH	公的	フィリピン国家警察	Philippine National Police
PH	公的	国家通信委員会	National Telecommunications Commission
PH	公的	知的財産協会	Intellectual Property Association of the Philippines (IPAP)
PH	民間	放送協会	Kapisanan ng mga Brodkaster ng Pilipinas (KBP), (: Association of Broadcasters of the Philippines)

国名	属性	和文名称	英文名称
PH	民間	フィリピン発明家協会	Filipino Inventors Society (FIS)
PH	民間	音楽産業協会	Philippine Association of the Record Industry, Inc. (PARI)
PH	民間	フィリピン作曲家・作詞家・出版社協会	FILIPINO SOCIETY OF COMPOSERS, AUTHORS, AND PUBLISHERS, INC. (FILSCAP)
PH	民間	光メディア委員会	Optical Media Board
PH	民間	アジア弁理士協会フィリピン部会	Asian Patent Attorneys Association (APAA) Philippine Group
PH	教育	フィリピン大学マニラ校	University of the Philippines Manila
PH	教育	アテオネ法律大学院	ATENEO LAW SCHOOL
MY	公的	マレーシア知的財産公社	Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)
MY	公的	国内取引・共同組合・消費者省	Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (MDTCC)
MY	公的	マレーシア税関	Royal Malaysian Customs
MY	公的	マレーシア国際貿易産業省 マレーシア投資開発庁	Ministry of International Trade and Industry (MITI) Malaysian Investment Development Authority (MIDA)
MY	公的	マレーシア警察	Royal Malaysia Police
MY	公的	マレーシア内務省	Ministry of Home Affairs
MY	公的	知的財産裁判所	IP Court
MY	民間	発明デザイン協会	Malaysian Invention & Design Society (MINDS)
MY	民間	アジア弁理士協会	APAA Malaysia Group
MY	民間	知的所有権協会	Malaysian Intellectual Property Association (MIPA)
MY	民間	国際録音産業マレーシア部会	Public Performance Malaysia (PPM)
MY	民間	マレーシア IP 同窓会	Intellectual Property Alumni Association of Malaysia (IPAAM)

国名	属性	和文名称	英文名称
MY	民間	ライセンス実行協会	Licensing Executives Society Malaysia (LESM)
MY	民間	マレーシア著作権盗難対策連盟	Malaysia Federation Against Copyright Theft (MFACT)
MY	民間	マレーシア弁護士会	Malaysian Bar Council
MY	教育	マラヤ大学	University of MALAYA
MY	教育	マラ工科大学	Universiti Technology MARA
VN	公的	ベトナム国家知的財産庁	National Office of Intellectual Property(NOIP)
VN	公的	ベトナム税関	General Department of Vietnam Customs
VN	公的	人民最高裁判所	Supreme People's Court of Vietnam
VN	公的	ベトナム著作権庁	Copyright Office of Vietnam(COV)
VN	公的	市場管理局	Market Controller Office (Market Surveillance Agency)
VN	公的	ベトナム知的財産研究所	Vietnam Intellectual Property Research Institute(VIPRI)
VN	公的	ベトナム特許技術開発機構	National Institute of Patent and Technology Exploitation
VN	民間	アジア弁理士協会ベトナム部会	Asian Patent Attorneys Association (APAA) Vietnam Group
VN	民間	ベトナム知的財産権協会	Vietnam Intellectual Property Association(VIPA)
VN	民間	ベトナム反模倣品及び商標保護協会	Vietnam Association for Anti-counterfeiting and Trademark Protection (VATAP)
VN	民間	ベトナム反模倣品及び知財保護外資系企業協会	VIETNAM ANTI-COUNTERFEITING AND INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION ASSOCIATION OF FOREIGN INVESTED ENTERPRISES (VACIP)
VN	教育	ベトナム国立大学ハノイ校法学部	Vietnam National University School of Law

国名	属性	和文名称	英文名称
VN	教育	ホーチミン市法律大学	Ho Chi Minh City University of law
MM	公的	ミャンマー農業灌漑省登記所	Deeds and Contracts Registration Office, Settlement and Land Records Department(SLRD), Ministry of Agriculture and Irrigation
MM	公的	ミャンマー関税局	Myanmar Customs
MM	公的	ミャンマー科学技術省	Ministry of Science and Technology(MOST)
MM	公的	ミャンマー投資企業管理局	Directorate of Investment and Company Administration(DICA)
MM	公的	ミャンマー最高裁判所	The Supreme Court of the Union, the Republic of the Union of Myanmar
MM	公的	ミャンマー警察	Myanmar Police Force(The People's Police Force)
MM	民間	ミャンマー商工会議所連合会	The Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce & Industry
LA	公的	ラオス科学技術省知的財産部	Department of Intellectual Property, Standardisation & Metrology (DISM), (under the Ministry of Science and Technology(MOST))
LA	公的	ラオス税関	Lao P.D.R. Customs Department
LA	公的	ラオス企画投資省	Ministry of Planning and Investment (Investment Promotion Department, IPD)
LA	公的	ラオス 外務省のアセアン部門	ASEAN Department under the Ministry of Foreign Affairs of Lao P.D.R.
LA	公的	ラオス 外務省の国際法律プロジェクト	International Law Project under the Ministry of Foreign Affairs of Lao P.D.R.
LA	公的	ラオス国立大学の日本・ラオス人材発展機構	Laos-Japan Human Resource Development Institute under National University of Laos

国名	属性	和文名称	英文名称
KH	公的	カンボジア知的財産局	Intellectual Property Department Ministry of Commerce
KH	公的	カンボジア関税局	General Department of Customs and Excise of Cambodia(GDCE)
KH	公的	カンボジア裁判所	Courts of Cambodia
KH	公的	カンボジア国家警察	Cambodian National Police
その他	民間	ASEAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION	ASEAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION

経済産業省委託

ASEAN における知的財産にかかわる諸団体等の活動調査報告

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った **felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.** が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではございません。